

令和 3 年

第 3 回定例会会議録

令和 3 年 6 月 16 日

）

令和 3 年 6 月 24 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第19号	1
○会期日程	2
○応招議員	3
○町長提出議案一覧表	4

会期第1日 [第1号] (6月16日 (水))

○招集年月日、招集場所	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	5
○本会議に職務のため出席した者の氏名	5
○開 会	6
○開 議	7
○日程第 1 会議録署名議員の指名	7
○日程第 2 会期の決定	7
○日程第 3 諸般の報告	7
○日程第 4 報告第 1号 令和2年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	10
○日程第 5 報告第 2号 同年度田上町一般会計継続費繰越計算書の報告について	10
○日程第 6 報告第 3号 県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について	10
○日程第 7 発委第 2号 田上町議会会議規則の一部改正について	12
○日程第 8 議案第23号 田上町手数料徴収条例の一部改正について	14
○日程第 9 議案第24号 令和3年度田上町一般会計補正予算(第2号)議定について	15
○日程第10 議案第25号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について	15
○日程第11 議案第26号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)議定について	15

○日程第12	議案第27号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	15
○日程第13	議案第28号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について	15
○日程第14	一般質問		18
	3番	藤田直一君	18
	1番	小野澤健一君	30
	4番	渡邊勝衛君	47
	7番	今井幸代君	58
○散会			72
○議事日程第1号			73

会期第2日 [第2号]（6月17日（木））

○招集年月日、招集場所	75		
○出席議員	75		
○欠席議員	75		
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	75		
○本会議に職務のため出席した者の氏名	75		
○開議	76		
○日程第1	一般質問	76	
	6番	中野和美君	76
	11番	池井豊君	85
	8番	椿一春君	94
	10番	松原良彦君	103
○散会	110		
○議事日程第2号	111		

会期第9日 [第3号]（6月24日（木））

○招集年月日、招集場所	113
○出席議員	113
○欠席議員	113
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	113

○本会議に職務のため出席した者の氏名	113
○開 議	114
○日程第 1 議案第 23号 田上町手数料徴収条例の一部改正について	115
○日程第 2 議案第 24号 令和3年度田上町一般会計補正予算(第2号) 議定について	116
○日程第 3 議案第 25号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) 議定について	116
○日程第 4 議案第 26号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 (第1号) 議定について	116
○日程第 5 議案第 27号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1 号) 議定について	116
○日程第 6 議案第 28号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第1号) 議定について	116
○日程第 7 議員派遣の件について	120
○日程第 8 閉会中の継続調査について	120
○閉 会	121
○議事日程第3号	122

田上町告示第19号

令和3年 第3回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月1日

田上町長 佐野恒雄

1. 期 日 令和3年6月16日
2. 場 所 田上町議会議場

令和3年 第3回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
6.16 (水)	午前 9:00	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 (提案説明・質疑・各常任委員会付託又は討論・採決) ・一般質問 ・散 会
		本会議終了後 委員会	広報常任委員会
6.17 (木)	午前 9:00	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会
6.18 (金)			議案調査
6.19 (土)			(休 会)
6.20 (日)			(休 会)
6.21 (月)			議案調査
6.22 (火)	午前 9:00	委員会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
6.23 (水)	午前 9:00	委員会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
6.24 (木)	午後 1:30	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会
		本会議終了後	議員互助会総会

応招議員（13名）

1番	小野澤	健	一	君
2番	品田	政	敏	君
3番	藤田	直	一	君
4番	渡邊	勝	衛	君
5番	小嶋	謙	一	君
6番	中野	和	美	君
7番	今井	幸	代	君
8番	椿	一	春	君
9番	熊倉	正	治	君
10番	松原	良	彦	君
11番	池井		豊	君
12番	関根	一	義	君
13番	高橋	秀	昌	君

令和3年第3回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
報告第1号	令和2年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第2号	同年度田上町一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第3号	県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について
発委第2号	田上町議会会議規則の一部改正について
議案第23号	田上町手数料徴収条例の一部改正について
議案第24号	令和3年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について
議案第25号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について
議案第26号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について
議案第27号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
議案第28号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について

第 1 号

(6 月 16 日)

令和3年田上町議会
第3回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和3年6月16日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-----------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 教育長 | 安中 長市 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局長補佐 | 諸橋 弘樹 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
| 産業振興課長 | 佐藤 正 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午前9時00分 開 会

議長（小嶋謙一君） 改めて、おはようございます。本日、令和3年第3回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） 皆さん、改めましておはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第3回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも何かとご多用のところご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。また、先ほど表彰を受けられました松原議員、熊倉議員、椿議員におかれましては、心からお喜びを申し上げます。誠におめでとうございます。今後ともなお一層のご活躍をご祈念申し上げます。

さて、昨年来、新型コロナ禍が地域経済に及ぼした影響は、甚大なものとなっております。一部では業績が回復しておるところもありますが、飲食店や旅館、その他関連事業者をはじめ、様々な業種がいまだ危機的な状況、困難な状況に陥っております。感染症拡大が長引く中で、事業者から直接現況をお聞きしたく、町内の事業所訪問を実施いたしております。本当に様々なところに影響が及んでいることを、改めて認識を新たにいたしておるところであります。こうした状況でありますので、早急に追加の支援策を打ち出したいと検討をいたしております。多くの事業所の皆さんは、人の動きが早く戻ることを強く望んでおりました。

新型コロナウイルスワクチン接種であります。65歳以上の町民の9割の方は予約が完了いたしております。今週から64歳未満の方に接種券を順次発送する予定となっております。10月末までには、16歳以上の全町民が接種を済ませられるよう体制を整えております。早期にコロナ禍が収束に向かい、一日も早く日常の暮らしに戻れることを期待をいたしております。

さて、今定例会におきましては、報告案件が3件、田上町手数料徴収条例一部改正、令和3年度の一般会計及び各特別会計の補正予算5件、合計6案件をご提案申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し

上げまして、招集のご挨拶といたします。

議長（小嶋謙一君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時05分 開 議

議長（小嶋謙一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小嶋謙一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

6番 中野和美 議員

7番 今井幸代 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小嶋謙一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日16日から24日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日16日から24日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（小嶋謙一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の4月分が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

(13番 高橋秀昌君登壇)

13番(高橋秀昌君) 令和3年加茂市・田上町消防衛生保育組合3月定例会が、3月24日午後1時30分より加茂市議会本会議場で開催されました。議員は、田上町からは関根議員、池井議員、椿議員、私、高橋の4名、そして加茂市議会からは9名の合計13名で構成されております。

まず、第1号議案はお手元に資料が配付されておりますので、参考までに御覧になってください。第1号議案は、令和2年度一般会計補正予算(第3号)が提出されました。319万円を追加し、総額12億138万7,000円とするものであります。この補正は、去る1月7日の強風で焼却施設の屋根が破損したための修繕費であります。この財源は、分担金及び負担金159万5,000円及び諸収入、建物総合損害共済組合保険金であります。これは、被害額の2分の1が保険金として出されるということで、159万5,000円の合計319万円で措置するものであります。この分担金の負担額は、159万5,000円の内訳は、田上分としては48万2,000円、加茂分としては111万3,000円であります。継続費の補正では、ごみ処理施設構想及び一般廃棄物処理基本計画策定委託料が確定したため、令和2年度と令和3年度の合計600万円を568万7,000円とするものです。これは、令和2年度は予定どおりの250万円、令和3年度を318万7,000円とするものであります。全会一致の賛成で可決されました。

次に、第2号議案であります。令和3年度加茂市・田上町消防衛生保育組合一般会計予算です。令和3年度当初予算額は12億1,101万9,000円で、前年当初予算と比べて2.0%、2,426万8,000円増の提案でありました。内訳は、前年度当初予算比では、衛生部門で2,075万円の増額、民生費部門では11万7,000円の増額、消防部門では280万4,000円の増額であります。全会一致の賛成で可決されました。

同日開催されました、ごみ処理施設建設特別委員会では、以下の議論がされました。一つ、ごみ処理施設整備基本構想並びに一般廃棄物処理基本計画の進捗状況についての協議がありました。ごみ処理施設整備基本構想を今年度6月末までに作成し、基本計画は来年度2月までに作成しようという工程表が示され、おおむね特別委員会です承されました。皆さんのお手元にも資料が配付されておりますが、極めて見づらい資料でありまして、今後きちんとカラーで出せということを経務局に要求していきたいと思っております。失礼いたしますが、ご勘弁願います。ここには、従来

どおりの燃焼方式を採用するのか、あるいは発酵処理と燃焼方式を組み合わせた方式にするのかの選択肢がありますが、これについては今後議論していくということでもあります。また、建設場所の選定も含まれておりますが、とりわけ場所の選定は当町の住民にとって極めて重要であります。現在の場所に建設する場合は、旧焼却炉の解体費用が国によって30%の補助が出ますが、ほかの場所で建設する場合には、解体費用は国の補助金が対象外となるという事務局の説明でありました。だからといって財政優先で現状に建設を進めることに対しては、町の4名の組合議員に派遣された議員は同意していません。もちろん同意するかどうかについては今後であります。この焼却場建設の際に地元住民の激しい反対運動がありました。その中で強行されたと言っても過言ではありません。さらに、次のときは加茂市で造るという旨の当局の話が、当時の町の話があったということも聞きます。こうしたことから、加茂市議会は9名、田上町議会は4人であり、数では半数以下ではありませんが、場所の選定には慎重審議を強く求めていく決意であります。さらに、一部事務組合議会内だけでの議論とせず、処理方法も含めて住民の声や意見を聞くための方策も検討すべきとの意見には合意がされております。

以上で報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。高橋議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、執行から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

副町長（吉澤深雪君） 改めて、おはようございます。貴重な時間をお借りしまして、私のほうから令和3年度田上町管内の公共事業の予算づけについて報告をいたします。なお、お手元に資料を配付いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

最初に、県道新潟五泉間瀬線ではありますが、県単道路防災対策事業としまして、ホテル小柳から五泉市境までの間において900万円の予算づけがされます。昨年度に引き続き、斜面对策工、ロープネットが予定されております。

同じく県道新潟五泉間線において、県単道路改築事業により、五泉市境の拡幅工事として700万円の予算づけがあります。

次に、県道新潟小須戸三条線ではありますが、県単地域づくり基盤道路整備事業としまして、新潟市境の後藤地内において5,000万円の予算づけがあり、道路拡幅を予定しております。

次に、国道403号小須戸田上バイパスではありますが、道の駅たがみ付近の防草対策

としまして、県単道路改築事業で200万円、振興局予算として700万円、合わせて900万円の予算づけがあり、防草コンクリート施工が予定されております。

最後に、一級河川信濃川につきまして、加茂川合流部における洪水時の水位を低減し、河川を安全に保つため、全体利用量で約73万立方メートルの河道掘削が昨年度から開始され、今年度は12万立方メートルの掘削を予定しております。事業費は8億3,909万1,000円となっており、予定では完了まであと5年ほどと伺っております。

以上、今年度の公共事業関係の報告を申し上げ、行政報告といたします。貴重な時間、ありがとうございました。

議長（小嶋謙一君） 以上で行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号 令和2年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報告第2号 同年度田上町一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第3号 県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について

議長（小嶋謙一君） 日程第4、報告第1号から日程第6、報告第3号までの3案件の報告を行います。

佐野町長の報告を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました報告3件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、報告第1号 令和2年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、3月議会においてお認めいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により、繰越計算書を議会に提出いたすものであります。

その内容といたしましては、総務費におきましては、社会保障・税番号制度システム整備事業及び戸籍基本台帳費における戸籍システムの改修に関わる経費、まちづくり拠点整備事業における事業効果分析調査等に関わる経費、衛生費においては、小中学校における感染症対策事業に係る経費、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費、災害復旧費においては、小規模崩壊防止工事補助金に係る経費であり、いずれも令和3年度に行うため繰越明許といたしたものであります。

次に、報告第2号 同年度田上町一般会計継続費繰越計算書の報告につきまして

は、地方自治法施行令の規定により、繰越計算書を議会に提出いたすものであります。

その内容といたしましては、令和2年度から令和3年度までの2か年にわたって継続費を設定した総合計画策定業務に係る企画事業について、令和2年度の年割額の残額を令和3年度に繰越いたしたものであります。

最後に、報告第3号 県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出につきましては、地方自治法の規定により、構成市町村の議会に報告することになっておりますので、別冊の資料を添えて報告するものであります。

なお、内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。私のほうから、土地開発公社の令和2年度の事業実績報告書並びに令和3年度の事業計画予算及び資金計画ということで、冊子を2冊皆様方にお配りをしておりますが、そちらに沿って説明のほうさせていただきたいと思っております。

まず、令和2年度の事業実績報告書でございますが、令和2年度につきましては、売却の実績はありませんでした。

支出の主なものといたしましては、本田上工業団地のパンフレットの作成業務委託として24万900円、にいがた南蒲農業協同組合から借入れをしている長期借入金の元金4,750万円、利息が273万6,000円でありました。そのほかのものにつきましては、経常的な支出でございました。

今私が申し上げました内容につきましては、事業実績報告書の中、まず7から9ページにあります収益的支出、2款販売費及び一般管理費の7節委託料。それから3款事業外費用の2節長期借入金利息。それから12ページ、1款資本的支出、4項借入金償還金、1節長期借入金償還金のほうに記載させていただいておりますので、お願いをいたします。

その結果といたしまして、16ページの損益計算書にありますとおり、令和2年度の当期純利益といたしましては、2,182万2,962円の黒字決算となりました。また、令和2年度末におきます資産につきましては、公社が保有をいたします本田上工業団地の面積でございますが、こちらにつきましては、20ページにありますとおり6万6,338.1平米。それから普通預金と定期預金を合わせた金額、すみません、17ページに戻っていただきますが、3億3,678万8,057円でございます。一方、負債である

長期借入金残高、こちらは、またちょっと飛びますが、22ページを御覧いただければと思いますが、4,750万円の返済をいたしまして、8億750万円という状況でございます。

続きまして、もう一冊、令和3年度の事業計画、それから予算及び資金計画でございます。令和3年度におきましては、土地の維持管理を行いながら本田上工業団地の売却を進めるとともに、長期借入金の返済を行ってまいります。特に工業団地の売却につきましては、現在も新型コロナウイルス感染症の関係からなかなか積極的に動くことが非常に厳しい状況でございますけれども、引き続き、新潟県や各金融機関など関係機関への情報発信、それから支援要請等を行う予定にしておりますし、新聞広告等も活用した中、情報発信の実施に努めてまいりたいと思っております。

収入の主なものといたしましては、事業計画予算及び資金計画の7ページに収益的収入、1款事業収益といたしまして、本田上工業団地の売却収益といたしまして、5億7,026万8,000円を計上しております。支出の主なものといたしましては、9から10ページにあります収益的支出、2款販売費及び一般管理費の広告宣伝費。それから3款事業外費用の長期借入金利息。それから13ページにあります1款資本的支出、4項長期借入金償還金でございます。そのほかのものとしていたしましては、法人税や除草の作業費など、全て通常の維持管理に必要な経常経費でございますので、よろしくお願いをいたします。

私からの説明は以上でございます。

議長（小嶋謙一君） 以上で報告が終わりました。

本件は報告事件でありますので、これで終わります。

日程第7 発委第2号 田上町議会会議規則の一部改正について

議長（小嶋謙一君） 日程第7、発委第2号を議題といたします。

提案者、議会運営委員長の説明を求めます。

（議会運営委員長 高橋秀昌君登壇）

議会運営委員長（高橋秀昌君） 令和3年の議会規則第1号として田上町の議会規則の一部を改正することを提案いたします。

第2条として欠席の届出です。現在の欠席の届出があるわけですが、ここに改正後は、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席

できないときはということを追加いたします。改正理由は、標準町村議会会議規則の一部改正が令和3年2月9日で改正されたためであります。その考え方は、議員活動と家庭生活の両立の支援、男女の議員が活動しやすい環境を整備することにあります。

また、新たに第2条に第2項を設け、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合については、14週間前から出産当日後の8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるというものを追加いたします。追加の理由は、当町議会においても、母性保護の観点から、産前産後の欠席期間を規定するものであります。

次に、第89条、請願書の記載事項等の第1項であります。現在は押印しなければならないとされておりますが、改正後は、署名または押印をしなければならないとし、改正理由は、請願者に押印の義務づけを一律に求めていたものを、署名または押印に改めることにより、どちらの表記も有効とするものであります。標準町村議会会議規則の一部改正に記載され、田上町議会としても有意義と判断するためであります。

次に、第103条、携帯品の第1項であります。現在は、議場に入る者は、写真機及び録音機の類を着用し、または携帯してはならないとしております。改正後は、議場または会議の会場に入る者は、帽子、外套、襟巻き、つえ及び傘の類を着用してはならないとし、ただし病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでないとなりました。つまり録音機と写真機を削除したわけでありす。

また、第2項を追加し、議場または会議の会場に入る者は、議長の許可を得て電子機器等を携帯することができることいたしました。改正の理由は、電子機器の普及により、スマホ等の電子機器を携帯し、利用している現状を従前の禁止事項とすることがふさわしくないと判断したものであります。

次に、第106条、禁煙であります。改正前は議場での喫煙を禁じておりましたが、会議場の会場においては禁止していませんでした。改正理由としては、禁煙は本庁の屋内外での喫煙を禁止しておりますので、現状に適応した条項にするものであります。

次に、第107条、新聞の閲覧禁止の次に一条を加えました。第107条の2、何人も議場または会議の会場において、議長の許可の範囲を超えて電子機器を使用してはならないとしました。改定理由については、第103条第2項の追加理由で説明したと

おり、電子機器等の携帯を可能としたことから、議長の許可の範囲内で使用を認める旨の条文を追加するものであります。

以上で報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。高橋委員長、ご苦労さまでした。

これより発委第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は委員長提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、発委第2号は委員長提案のとおり決定しました。

日程第8 議案第23号 田上町手数料徴収条例の一部改正について

議長（小嶋謙一君） 日程第8、議案第23号を議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました議案第23号 田上町手数料徴収条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの利便性の抜本的向上及び発行運営体制の抜本的強化が図られ、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISを個人番号カードの発行主体として明確に位置づけ、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務についても、令和3年9月1日から、同機構から市町村長に委託することができる規定が同法律に盛り込まれたところであります。そのため、手数料徴収条例の別表中、社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円の項目を削るものであります。

以上、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますよ

うよろしくお願いを申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり所管の社会文教常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第 9 議案第 2 4 号 令和 3 年度田上町一般会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 1 0 議案第 2 5 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 1 1 議案第 2 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 1 2 議案第 2 7 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 1 3 議案第 2 8 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について

議長（小嶋謙一君） 日程第 9、議案第 24 号から日程第 13、議案第 28 号の 5 案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました 5 議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 24 号 令和 3 年度田上町一般会計補正予算（第 2 号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ 8,746 万 3,000 円を追加するものであります。

その主な内容といたしまして、歳入では、町税におきましては、新型コロナウイルス対策に係る中小事業者等への固定資産税軽減措置の減収額が確定したことによる減額。地方特例交付金におきましては、固定資産税軽減措置に対する地方税減収補填特別交付金の増額。国庫支出金におきましては、交付決定に伴う戸籍情報シス

テム改修及びマイナンバーカード発行に係る社会保障・税番号制度システム整備補助金の増額、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金の増額、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給に係る補助金の追加。県支出金におきましては、スクールサポートスタッフ増員による増額。諸収入におきましては、地区公民館整備のための自治総合センターからのコミュニティ助成事業交付金の追加、湯田上温泉施設に対する田上ごまどう温泉源泉使用料の減免による減額などをお願いするものであります。

一方、歳出では、ほとんどの課に関連いたしまして、4月の定期人事異動に伴う人件費の増減整理をお願いするものであります。それ以外の主な内容といたしまして、総務費におきましては、中店地区及び曾根地区公民館への備品等整備のためのコミュニティ助成金の追加、マイナンバーカード関連経費の増額。民生費におきましては、新型コロナウイルス対策に係る介護保険料の減免に対する介護保険特別会計繰出金の増額、令和2年度に受け入れた指定寄附金を活用したルーテル幼稚園への保育所等整備費補助及び竹の友幼稚園の備品購入費の追加など。衛生費におきましては、新型コロナウイルス対策に係る国民健康保険税の減免に対する国民健康保険特別会計繰出金の増額、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給による事業費の追加、新型コロナワクチン接種事業費の増額。商工費におきましては、田上ごまどう温泉源泉使用料の減免による観光施設整備基金積立金の減額。土木費におきましては、町道における道路修繕料の増額。教育費におきましては、民生費同様、指定寄附金を活用し、小学校及び中学校に大型モニターを購入するための備品購入費の増額のほか、小学校、中学校及び給食センターにおける修繕料の増額をそれぞれお願いするものであります。

次に、議案第25号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定につきましましては、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

その内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者を対象とした保険税の減免を令和2年度に引き続き実施するものであります。なお、その財源としましては、令和2年度同様、全額国からの支援を受けることができないことから、不足する財源につきまして、さきの議会全員協議会でご説明のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、一般会計からの繰入金により対応することから、繰入金の増額をお願いするものであります。

次に、議案第26号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定につきましましては、歳入歳出それぞれ59万9,000円を追加するものであります。

その内容といたしましては、職員の手当等に不足が見込まれることから、増額をお願いするものであります。

次に、議案第27号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定につきましましては、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

その内容につきましましては、先ほどの議案第25号同様、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者を対象とした保険料の減免を令和2年度に引き続き実施するものであり、その財源につきましても、国からの支援で不足する分につきまして、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、一般会計からの繰入金により対応することから、繰入金の増額をお願いするものであります。

最後に、議案第28号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）の議定につきましましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額から337万2,000円を減額し、2億5,522万8,000円といたすものであります。

その内容といたしましては、4月の定期人事異動に伴う職員の給与等、人件費の減額を行うほか、各浄水場の運転状況を管理しております中央監視装置が、経年劣化により故障したことに伴う機器の入れ替え経費の追加及びこれらに関する経費につきまして、新たに債務負担行為の設定が必要となることから、予算第5条に追加をお願いするものであります。

以上、5議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの5案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5案件につきましましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託いたしました案件につきましましては、会期日程に基づき、最終日の本会議に報告できますようお取り進めをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時45分 休 憩

午前10時00分 再開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 一般質問

議長（小嶋謙一君） 日程第14、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に3番、藤田議員の発言を許します。

（3番 藤田直一君登壇）

3番（藤田直一君） おはようございます。これより、3番、藤田、一般質問させていただきます。

大変、世の中コロナ、コロナで大変でございます。国は、急遽65歳以上の高齢者に2回のワクチンをこの7月末までに終わらせるように各自治体に通知があったのか、定かではありませんが、7月末頃だというふうに思っております。この知らせを受けて、当町においても接種体制の見直しを始め、職員の皆さん、また医療関係者を含め大変難儀をされたことと思います。聞くところによれば、現在順調に接種が行われているとのこと。本当にご苦労さまでございます。また、64歳未満の皆様への接種はいついつまでに完了せよとの通知は来ていないとのことではありますが、6月21日から64歳以下の皆様方の接種受付開始がこの当町でも始まります。引き続き関係者の皆様にはご苦労をおかけしますが、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。今回の質問は2点でございます。1点目がふるさと納税について、2点目がクラウドファンディングについてであります。

1点目のふるさと納税についてお聞きをいたします。私は、平成30年の補欠選挙で当選後の9月定例会の一般質問で、ふるさと納税の返礼品について次のように質問をいたしました。2017年、平成29年の県内におけるふるさと納税額は、2016年度の1.5倍に増え、過去最高を更新をしました。その結果、各市町村の活性化につながり、多くの称賛を受けました。そして、それぞれの市町村は、ふるさと納税のさらなる増加に向けて、返礼品によい品を取りそろえたり、職員が一生懸命にパンフレットを配ったり、専用ポータルサイトを増やしたり、あらゆる情報サイトを活用したりと、いろんな戦略を立てて取り組んでいましたと、某新聞には記載されていま

すが、田上町においては寄附額が1,295万円で、前年度より56万円の増でしかありませんでした。他の市町村では、活性化につながり、大変よい制度であるとの評価が多い中で、当町においてはそのような声が当時聞こえてこなかった。また、庁舎建設後の財政は大変厳しい状況であり、職員の昇給の見送りや人員の削減等に取り組んできた経過がありました。このような状況下で、ふるさと納税制度は、財源確保においては、よい政策であったと私は思っています。しかし、当町の寄附額の推移を見れば、やらないよりは、やっただけ寄附をいただけたのでよかった程度しか思われてなりません。佐野町政以前においては、ふるさと納税制度に対して取り組みが弱かったか、関心がなかったのではないかと私なりに感じましたので、就任されたばかりで今までの経過についてもなかなか理解できない中、あえて佐野町長は今後どのような方針で取り組んでいくのか、またどのようなPR活動を行っているのかと、当選されたばかりの町長に質問した経過がありました。そのとき、町長は次のように答弁をいたしました。今後も、ふるさと納税については、ポータルサイトを活用して、これまで同様に寄附を募っていきます。PR活動は、町のホームページやポータルサイトの活用や、各種交流事業を通じて行っているとの答弁でございました。

それから3年目の今年、3年が経過しようかとする今年、この3月定例会の一般質問で、一般会計予算の歳入において、今後、新型コロナウイルス感染症が長期化することで町税の減収や交付税の減収が見込まれ、厳しい財政運営をしていかなければならない状況下で、町は増収に向けてもっと知恵を出すべきではないでしょうか。特にふるさと納税制度は、寄附を募る側にとっては有効な制度であり、この制度をもっともっと活用して増収に向けた取り組みを行うべきであると思うが、いかがでしょうかとの質問をいたしました。町長は、次のように答弁をいたしました。ふるさと納税は、町の自主財源確保のための大切な手段であり、町としてできることは十分に取り組んでおります。そして、経過として、平成20年度から取り組んで、平成28年度からは、さらに多くの寄附を募るためポータルサイトの活用を開始しました。云々。しかし、令和元年度の6月からは、返礼品は寄附額の3割以内や、返礼品はその地域で作っているものなどと厳しい規制を設けられました。結果的には返礼品のメリットを活かすことができず、また寄附額も大幅に伸びることもなかった。令和3年度からは、返礼品の充実と、ポータルサイトを2つ増やして6つにして、受付窓口を多くして町と寄附者の接点を広げ、町の増収に寄与できるようにしたい、このように町長は答弁をなされました。

私は、佐野町長の十分に取り組んでいますとの力強い答弁をかみしめながら、前町政の10年間と佐野町政の3年間のふるさと納税の推移について表にしてみました。この表を見ながら私なりに感じたことを述べさせていただきたいと思います。皆さんの手元にもこの資料が届いているかと思います。平成20年度から田上町が取り組んできた、過去13年間のふるさと納税についての寄附額を一覧にしたものであります。加茂市と比較をしておりますので、時間がありましたらまた見ていただきたいと思います。

1番目に、この資料で、前町政の10年間、平成20年から平成29年の数値を見て思うことは、毎年の数値には乱高下があり過ぎて、町が一丸となって寄附を増やすための工夫や努力がされてきたのだろうかとの疑問が出てきました。過去のことなので、とやかく申し上げてもどうにもなりません。この数値では工夫や努力がなされたようには私には思われません。目的や趣旨を十分に理解しないで制度の導入を図り、部署に任せっきりでやってきたのではないのかと私は思ってしまいます。いろいろな協議を重ねながら取り組んできた、町としてこの数値で満足しているから、とやかく言われても困ると言われれば私の考え方も見直さなければなりません。一つの事業または新規事業に取り組むには、それなりの覚悟と意気込みが必要であり、おのずと結果は数値に出てくると私は思っています。そして、毎年検証も実施してきたものと思いますが、いかがでしょうか、町長に伺います。

次に、佐野町長が就任して3年が経過いたしました。その間の寄附額もここに書いてあります。平成30年度は1,408万9,000円、令和元年度は1,802万1,000円、令和2年度は1,682万円。この数値を見て私が思うには、過去の10年間と同じように乱高下があり、私的には十分に取り組んできたようには思われません。加茂市の場合、ふるさと加茂応援寄附金受付は平成24年から行っていますが、平成29年度までは返礼品はありませんでした。それでも加茂市は平成24年には88万円、平成25年には415万円、平成26年には107万円、平成27年には485万円、平成28年には192万2,000円、平成29年には547万円。制度を導入するだけでも、支援してくれる人はやはりたくさんいるわけであり。そして、平成30年度から加茂市は返礼品とPR活動を実施した結果、平成30年度は1,498万7,000円に寄附額が増えました。このときのポータルサイトの活用は2社であったが、もっとふるさと納税額を増やすために、商品の見直し、ホームページの見直し、ポータルサイトの追加見直しを行い、合計5社でPRを行った結果、前年比3.5倍の5,573万円が次年度の寄附額に驚異的な伸びをしました。これは令和元年度の話です。さらに、令和2年度には、加茂市ではポータル

サイトを1社増やし、合計6社にてPRを実施した結果、令和2年度3億6,000万円となっています。各項目の見直し、返礼品の見直しのほかにも伸びる要因はあったのだと思いますが、私はまだそこまでは調べておりません。令和3年度、加茂市の目標は4億円とのことであります。私の指摘、意見を含めて、当町の過去における経過と隣接する加茂市の経過を説明をさせていただきました。

町長は、ふるさと納税は町の自主財源確保のための大切な手段であり、町としてできることは十分に取り組んでおりますと3月議会でも言っておりますが、町長は現状で満足をしておりますか。先ほどの資料から見える経過は、平成20年からふるさと納税を導入した当町においては、平成27年までの7年間はポータルサイトの活用もなく、ただ制度を運用してきただけではなかったのか。それが平成28年から1社のポータルサイトの活用によって680万円から1,240万円に寄附額が増加して、そして平成30年度には返礼品とポータルサイトの活用見直しが行われた結果、この3年間は平均1,631万円の寄附額となっております。私は、この3年間の経過を見て、ポータルサイトを1社から4社に増やし増収を目指す意欲が示されたことは、佐野町政においては評価をしておりますが、それ以外について十分に取り組んできたとはなかなか評価はできません。点数でいえば60点ぐらいではないかと思っております。13年余りにわたりポータルサイトの見直しもなかったように思えるし、寄附額は伸び悩んでいる状況であり、PR活動についても町内外を含めて浸透しているようにも思えません。返礼品についても、3年前と何が変わったのかもよく分かりません。加茂市や阿賀町などの隣接する市町村における飛躍的な増収の要因について調査したことはありますか。各種会議の中で増収を目指すための検討または反省会等の検証は行っているのでしょうか。今までの経過について町長に伺います。

次、2点目であります。クラウドファンディングについてお伺いいたします。護摩堂山頂上の公衆トイレについてお話をしたいと思っております。私は、ふるさと納税に関する質問をするたびに、関連していつも思い出するのが護摩堂山頂上の公衆トイレの現状であります。機会があるたびに申し上げておりますが、聞き飽きたと思われる方もいるでしょうが、改めて説明をしますと、施設は昭和レトロ的な希少価値が出そうな汲取り式であり、定期的に清掃管理は行っているけれども、強烈な臭いや汚れはなかなか改善されない状況が続いています。6月定例議会参考資料、今回の資料の②、1枚はぐっていただきます。7番目に書いてありますけれども、記載のように、加茂市においては、財政が厳しく長い期間工事ができなかった案件に対して、社会教育課からの提案により、今年初めてクラウドファンディングによる寄附

を募り、事業着手に向けてのスタートをしたとのことでありました。

平成30年9月定例会において、護摩堂山の環境保全や登山道の維持修繕のために、しっかりと使い道を明確にして、登山者の皆様を含めたいろいろな方々から善意による寄附をいただくことも検討してみたいかがでしょうか。また、護摩堂山の年間登山者数の正確な把握がなるように、集計機の設置をしたらいかがでしょうかとも申し上げました。財政が厳しいのであれば寄附を募る手法もありますとも申し上げました。寄附を募る一つの例として、寄附者には、護摩堂山登山者へは通行手形の発行とか、無料の入浴券とか、幾つかの提案もさせていただきました。町長は、参考にさせていただいて、検討課題として研究してまいりたいと思いますと答弁をされました。あれから3年が経過しようとしておりますが、どのように研究され、どのような研究成果が出たのか、少しでもありましたら聞かせていただきたい。町長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、藤田議員の質問にお答えいたします。

はじめに、ふるさと納税についてお答えいたします。ふるさと納税制度は、地方のふるさとで生まれ、教育を受け育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだふるさとの地方団体には税収がない。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育てくれたふるさとに、自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないかという総務大臣の問題提起から議論が始まりました。そこから数多くの議論や検討を経て、出身地だけでなく、貢献、支援したいという地域を自分の意思で選び、寄附することができる制度としてふるさと納税が生まれました。このように、ふるさと納税とは、単に財源確保のための制度ではなく、ふるさとに対する寄附者の気持ちを橋渡しし、支え合う制度であります。

町としては、平成20年度からこのふるさと納税に取り組んできましたが、前町長は、必ず地域間の競争になるということからあまり賛成していなかったこともあり、積極的に取り組んでいなかったようで、毎年の寄附額はあまり多くはありませんでした。しかし、ふるさと納税をしてくださる方に応える形で少しずつ方法等の検証や見直しを行い、平成27年度には返礼品の種類を増やし、平成28年度からはポータルサイトの導入に踏み切りました。

私が就任した当時は、一部の地方団体における返礼品の高額化や、ギフトカード

など地場のもの以外の返礼品の取扱いなど、ふるさと納税の趣旨からかけ離れた状態を是正することを目的とした令和元年6月からの新しい規律に対応する準備を進めていました。具体的には、返礼品の調達に要する費用の割合が寄附額の3割以下とすること、ふるさと納税の募集に要する費用の合計が寄附額の5割以下であることや、返礼品は地場産品とすることといった基準が設けられ、また、地場産品についても細かく基準が設けられました。これらに従わないと、ふるさと納税を取り扱う団体として指定が受けられなくなります。つまり寄附をしていただいても、ふるさと納税とは認められなくなり、税の控除など寄附者に対して影響が出てまいります。そうならないために、これまでの返礼品に対して見直しを行い、ぎりぎりまで調整に努めてきました。しかし、それでも基準に当てはまらない返礼品は、外さざるを得ませんでした。今後も国の基準を逸脱してまでふるさと納税を行うつもりはございません。

一方で、町内の農家や商店などに声をかけ続け、現在は36種、50品目まで返礼品を増やしてきました。今も地域の魅力や特産品、農作物などの地場産品をPRするための返礼品を、国の基準の範囲内で検討いたしております。また、新規で出品できそうな事業所への声かけ、近隣市町村と共同で返礼品を設けられないかということについても検討をいたしております。加えて、ポータルサイトは6月現在で6社に増やし、幅広く町をPRし、寄附を受けられるようにしております。

確かに藤田議員のおっしゃるとおり、加茂市や阿賀町では、近年、寄附額を増やしてきました。その要因について調査も行っております。加茂市におきましては、返礼品に炊飯器を追加したことが大きかったようですが、当町で似たようなことを行うにしても、区域内において返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことという地場産品基準に合うものがなかなかございません。阿賀町におきましては、人気の高いお米が寄附額に対して、他の市町村より多く提供されることが大きいとのことですが、当町で行うには、仕入れ額を下げることになり、出品者である農家に対して負担を強いることにもつながるため、すぐには難しい状況であります。また、返礼品として出すことができる量も限られているため、当町において加茂市や阿賀町と同じことを行うことは難しいと考えております。しかしながら、政策推進室では、他市町村の事例などを参考に、ふるさと納税を活用して田上町をPRすることについて検討を続けております。返礼品もそのうちの一つであり、4月に入ってから、木工や工業など、これまでにない業種にも声かけを行っております。

重ねてになりますが、私としては、国の基準を逸脱してまで返礼品を増やし、寄附額を増やす考えはありません。しかし、近隣市町村の取り組み状況を見ますと、もう少し町を応援していただける方を増やす取り組みは必要と考えております。ふるさと納税の本来の趣旨を守り、国の基準の範囲内で行ってまいります。その上で多くの寄附をいただけるよう、今後も田上町を応援していただける方を一人でも多く増やせるよう努めてまいります。

次に、クラウドファンディングについてお答えいたします。藤田議員の質問の趣旨は、護摩堂山山頂トイレの修繕を含め、登山道など施設の整備、維持に係る経費について、町の予算だけでは対応ではなく、クラウドファンディングなど、多くの方から賛同を得ながら維持費等を捻出することが可能ではないかのご提案と受け取りました。山頂トイレの改修につきましては、これまでもお答えしてきたとおりではあります。現状と今後についての考え方を再度申し上げます。現状は、汲取り式であり、今の生活様式は水洗で、かつ洋式トイレが多くなってきている中、時代にそぐわないことは私も十分承知をいたしております。水洗で洋式化を念頭に考えた場合、水と電気は必要となります。水に関しては、現地には山頂直下の湧き水が水源として考えられますが、水量は決して多くはなく、濁水の時期もあることなど、水源とするには不安があります。そのため、現在の中腹付近まで布設している水道の配水管を延長する必要があります。また、電気に関しても、現地には送電がされておらず、これに関しても経費が必要であり、トイレ本体の改修と合わせると数千万円から5,000万円程度の費用がかかると考えております。

できるだけきれいなトイレをとということで、近隣や県などに問い合わせしてみました。例えば、新潟市の角田山にはバイオ式のトイレがありますが、処理能力が利用者数に追いつかず、その結果、使用できない状況であるとのこと。県に問い合わせた際も、高山で入山者が少ない山であればバイオ式トイレも可能かもしれないけれども、大変に多くの方が利用するような場合で、かつ改修の費用があまりかからない方法はなかなか見当たらないとのことでありました。藤田議員のお考えとしては、宝の山、護摩堂山のイメージを損ねるようなトイレでよいのかのご指摘かと思えます。山頂トイレが手つかずな状況を打破して、これを何とかする必要があるのでないかと思えます。トイレの改修は多額の経費がかかることが想定され、仮にクラウドファンディングに取り組んだ際、一定程度お金が集まることは期待できますが、一方で相当の町財政の負担がないと完成できないかと考えます。山頂トイレについては、いま少しお時間をいただき、今後の町財政を考慮した中で、

どのような対応を行うのがいいのか検討してまいりたいと考えております。

護摩堂山管理に係る経費については、登山者から入山料や駐車料金等をいただいでいませので、直接の収入源はございません。現状でいえば、一番多くの方が登山されているのは町の方ですので、その方たちから入山料的なものをいただくことは考えておりません。低山ですと、一般的には地元の自治体、山岳会などが維持管理に努めております。一定程度登山をされている方に、例えば湯っ多里館の入館券を割安で販売するというご提案も以前にいただいでしております。湯っ多里館をはじめ湯田上温泉は、現在コロナ禍で大打撃を受けておりますが、登山客の方からいかに立ち寄ってもらうか、このご提案について、旅館組合や指定管理者など関係団体と協議、検討してまいります。

道の駅たがみが開業したこともあり、これからは湯田上温泉、湯っ多里館、Y O U・遊ランド、椿寿荘など、登山後に田上町内を周遊するような仕組みづくりにより町内の飲食店などにも立ち寄っていただいで、町内滞在時間を少しでも延ばし、町でお金を使ってもらう。結果として各事業所の収入が増え、税収の増加につながればと考えておりますが、即効性、目に見えてという形になるには時間がかかるものであり、引き続き研究してまいります。

以上でございます。

3番（藤田直一君） ありがとうございます。

ふるさと納税について2回目の質問をさせていただきます。前町政時代にも、このふるさと納税への取り組みについては、先輩議員の皆様方から過去にいろいろなご意見や提案が出されておりました。ある議員は、ふるさと納税で幅広い展開ができる、寄附額でいろいろな事業ができる、生産者の所得アップができる、災害時の寄附金の受皿にもできる等々、多様な機能を有している。だから、開発する担当者を決めて進めるべきではないですかとも提案をしています。これに対して、前町政では、十分にこの提案を理解しつつも、総務課の2名の担当で埋もれている魅力的な品物の募集継続をしていくと言って現在に至っております。町長が先ほどの所感の中で申しておりましたが、前町政では積極的に取り組んでこなかったようで、毎年の寄附額はあまり多くはありませんでしたというご答弁をいただきました。私が平成30年6月に議員になってから、今回で14回定例会が開催されました。この間、ふるさと納税に関する質問は、先輩議員を含めて4回ありました。佐野町長が初めての答弁で、ふるさと納税は、町の自主財源確保のための大切な手段であるとともに、返礼品が多くなれば生産者の売上げ向上や特産品の紹介にもつながる。また、

返礼品の開発は魅力ある商品をそろえること。そのためにも増やしていきたいと、前町政と同じようにご答弁をされておりますが、この3年間で新しい返礼品開発、地域特産品の掘り起こし、魅力ある商品開発への取り組み状況はどのように進んでいるのでしょうか。また、今後町長は、ふるさと納税制度をどのような考え方で進めていくのか、町長にお伺いをいたします。

次に、クラウドファンディングについて2回目の質問でございます。新しい政策や事業に取り組むか取り組まないかの判断は、最高責任者である町長の号令の一言だと思います。取り組むにはどうしてもお金がかかります。そのお金を捻出できれば問題はありませんが、できなければ事業はできません。将来この事業が、この政策が町にとってメリットがあると判断したならば、実現に向けた知恵を出して取り組んでいただきたい、私はいつもそのように思っています。何度でも申し上げますが、財政が厳しいならクラウドファンディングでやってみませんか。日本語で言うならば、寄附を募ってやってみませんか。あらゆる施設の環境整備やリニューアル、サービス向上、料理の品質アップ等に常に取り組まなければ、訪れるお客さんはだんだんと少なくなっていくと思います。同じように、財政が厳しいから施設整備は後回しでは、訪れるお客さんもだんだんと来なくなります。来る人の立場に立って考えたとき、何をすれば喜んでもらえるのか、そして再び来ていただこうと思えるようになるためには、施設整備は私はやっぱり重要だと思っています。

先ほど町長が申し上げていましたが、道の駅たがみが開業したこともあり、これからは湯田上温泉、湯っ多里館、YOU・遊ランド、椿寿荘など、登山後に田上町内を周遊するような仕組みづくりにより、町内の飲食店などにも立ち寄っていただき、町内滞在時間を少しでも延ばし、町でお金を使ってもらおう。結果として各事業所の収入が増え、税収につながればと考えております。私は、すばらしい考えだと思います。ただ、即効性、見に見えてという形には時間がかかるものであり、引き続きぜひ研究をしていただきたい。

寄附を募って行う事業については、町の現状のご理解と、この寄附を募る趣旨、目的等を理解をしていただけるように説明を行い、取り組んでいく姿勢があれば、この町を愛する人たちから支援をいただけると私は思っています。頂上トイレの改修を単年度でできなければ、数年かかってもいいではないですか。年々護摩堂山を訪れる人も増えていると私は思っています。特に、このコロナ感染症の拡大で旅行や遠出ができない中、護摩堂山を訪れる人は大幅に増えたと私は思っています。環境を整備することで人の流れは変わります。たくさんの人たちからこの町に来てい

ただくことは、町にとっては一番重要なことであり、先ほども町長が申しており、この町の未来がかかっていると言っても私は過言ではないと思っております。ぜひ寄附財源確保による施設整備が一件でもできるように、このクラウドファンディング制度の活用をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。2回目のご質問をいただきました。

ふるさと納税に対する考え方は、今ほど申し上げたとおりであります。総務省のいわゆるルール、これに違反した形を取ってまで、ふるさと納税の寄附額を増やそうというふうなつもりは私はありません。あくまでも基準にのっとった形でふるさと納税を増やしていければというふうな考え方です。

いろいろと今、藤田議員のほうから厳しい指摘もありました。結果的に数字が出ていないのではないかと、こういうことだろうと思います。いわゆる総務省ルールが出た時点で返礼品の見直しをさせてもらいました。それまではそんなに厳しいルールはなかったわけですので、いろんな形で返礼品について提供することができたのでありますけれども、総務省ルールの厳しい基準に照らし合わせた中で、どうしてもカットせざるを得ない状況になって、返礼品の種目がどうしても減ってしまいました。それこそ担当のほうでいろんな形で今、その返礼品の提供者に対して返礼品のお願いに実は回っております。どちらかという、議員もご存じのように、田上の返礼品、一番のトップが湯田上温泉の宿泊券、これが一番のトップであります。ところが、なかなかこれ、コロナの影響を大きく受けて休館状態というふうな状況の中で、この辺がなかなか伸び悩んでいるということも一つの大きなところでありまして、いずれにしても新しい返礼品、これを何とか増やしていこうということで、今担当課でもしっかりとその辺を提供していただける事業者をお願いしております。どちらかという、季節の限定品、例えば桃であるとか、イチゴであるとか、町のそうした季節的に限定された商品といいますか、返礼品が多いのでありますけれども、それだけではなくて木工、工業製品についてもとにかく返礼品を増やす努力は、今担当課のほうでも一生懸命頑張っております。ただ、先ほど加茂市、阿賀町ではというふうな話もございました。確かに、加茂市は炊飯器が、それが一番大きな今返礼品、ふるさと納税を伸ばしている大きな筆頭頭になっておられるだろうと思います。ただ、田上においてはなかなかそうしたものが提供できない、そうした弱みといいますか、あります。それらは、そうした加茂市と同じような形での返礼品の開発はできないかもしれませんが、地道に各事業所をお願いをし

て、返礼品を確保するような形で、開発するような形でお願いに回っておることはご理解いただきたいなと思っております。

それから、護摩堂山の整備、毎回藤田議員から本当に護摩堂山の整備については、議会のあるたびにご指摘をいただいております。私自身も先々週ですか、日報の未来のチカラの護摩堂登山、それからアジサイの植栽体験、私も参加させていただいてきました。本当に大勢の方々が護摩堂山の魅力を感じて登っておられます。今回このイベントは限定50人だったのですけれども、それこそ前にもお話ししましたように700人という応募がありました。そうした中から50人の方々が当選されて、一緒にアジサイを植栽してきたわけなのですが、本当に頂上に登ったときの深呼吸、私も実際にいつも言われているものですから、トイレを利用してみました。確かになかなかそのトイレに入って深呼吸ができるような状況ではない、逆にむしろ息を詰めるというふうな状況であることは、藤田議員ご指摘のとおりであります。何とかここを改善といいますか、それこそ水洗の洋式のトイレにしたら本当に最高なのだろうと私いつも思っております。ところが、なかなかそれをやるには大変なお金が、予算がかかることは先ほどお話を申し上げたとおりです。そんなことから、クラウドファンディングという手も確かにあろうかと思えます。このクラウドファンディング、私も、それこそ燕市がよくやられております。何かそういう手が打てないのかなというふうなことも担当課に話もしたことがあります。ただ、護摩堂山のかかる経費を考えると、なかなかそのクラウドファンディングをやるにはちょっと難しさもあるというふうに伺っております。もっと規模の小さいといいますか、予算の小さいものであれば、何とか取り組むきっかけはつくれるのではないかなというふうには思っておりますが、なかなかこの護摩堂山のトイレについてのクラウドファンディングというところちょっと難しさもあるのかなというふうに担当課からは聞いております。いずれにしても、そうしたクラウドファンディングもやはり考えて、規模の小さいものについてももう少し考えていく必要があるかなと思えます。これについては当然、議員おっしゃられたように、その趣旨や目的をしっかりと理解していただく必要があるかと思えますので、その辺は十分にまた検討していきたいなと、こんなふうに思っております。

それから、道の駅ができて、毎日、連日多くの方々からご利用いただいております。これを道の駅だけではなくて、これをいかに旧403号の施設、公共施設なり、また商店、事業所のほうに足を向けてもらうか、その仕組みづくりはこれから当然考えていかななくてはならないと思っておりますし、一つにはマップ作り、これも一つ

の大事な方法ではないかなというふうに考えておりますし、いかに田上に長く滞在をしてお金を落としてもらえるか、そのことをこれからしっかりと仕組みづくり考えていきたいなど、こう思っております。よろしく願いいたします。

3番（藤田直一君） ありがとうございます。

ふるさと納税について3回目の質問でございます。町長はふるさと納税制度を今後進めていく、その心構えについてはお伺いをいたしました。このふるさと納税が増えるということは、先ほど申し上げたとおり、返礼品がやっぱり増えるということなのです。返礼品が増えれば、その返礼品の元である生産者の売上げの向上にもなるのです。そして、特産品の大幅なPRにもなるのです。また、返礼品の開発は地元産業の育成の向上にも必ず寄与できる、私はそう思っています。ですから、何が何でもふるさと納税を増やすということは、ただただ寄附を募るという建前もありますが、同時に地元、いろいろな企業や農産、生産者の向上にもつながるということをぜひ頭に入れていただいて、よし、この取り組みやるぞと、職員も町民も町外の皆さんにも理解をしてもらって、ぜひこの地域から出た人たちからのご支援をいただいてもらいたいというふうに思っております。町がお願いする本気、やるぞという本気、心構えが本当に見えなければ、この結果は私は出ないと思っています。町長が政策を進めるには、どうしても費用を捻出し、予算化をしなければなりません。だからこそ、ふるさと納税による寄附は貴重なのです。やるぞという本気の心構えで取り組んでいただきたいと思います。改めて心構えをお伺いいたします。

次に、クラウドファンディング、3回目の質問でございます。護摩堂山トイレの私1回目の質問で、護摩堂山に訪れる年間的人数は把握されておりませんと申し上げました。なぜなら、訪れる人数は6万とも10万とも言われていますが、この数の根拠は何でしょうかと尋ねた経過が私過去にあります。そのときの答弁は、湯っ多里館に来たお客様の年間数の六、七割が護摩堂山に登ったと仮定した数値でありますというご答弁をいただいた経過があります。本当にこんな根拠のない数値でよろしいのでしょうか。私は、あまりにもいいかげんな、根拠のない数値ではないかと思っています。町長がここに来る、ここに訪れる皆様方に町内の飲食店や道の駅や、そういうところに長時間滞在を含めて回っていただきたい、そういう護摩堂山に登られるお客様が購買資源として十分に、お客様としてこの町の発展に寄与していただけるというご理解を持っているならば、そして将来、ここに来てくれる人たちを交流人口として考えて増やしていくなれば、根拠ある数値は絶対に把握すべきだと私は思います。そして、そのしっかりとした数値の下で政策立案に取り組むことが

私は基本だと思っています。昨年、私、参考見積りとして、カウンターシステム設置、おおよそ幾らかかるのかということも、担当課に資料として出させていたでしております。一番安いので約28万円、一番高いので58万円、これである程度の数値、登った数値は把握できます。ただし、99万9,999人まで。それを超えるとまたゼロに戻ります。これは28万円。ただし、9,999から記録が残ってまた1からだと10万1からずっと永遠に続くシステムになると58万円。ですから、金額の違いはシステムから取り出せるか取り出せないかの違いですが、今後もぜひマスメディアに対してこのような根拠のない数値対応でなく、しっかりした数値で、そして町の企業や生産者の向上のためにも対応していただけないでしょうか。それをお願いして3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 最初に、ふるさと納税の心構えということであります。当然、先ほど申し上げました返礼品の拡大、このことにそれこそ勢力をやはり注いでいかなければならないなと思っています。そうしたなかなかやっぱり資源が少ない中でも、提供者の理解をいただくこと、また周知をしていくこと、このことが必要だと思いますし、一方で、ふるさと納税をしていただける方に対してのポータルサイト、これの利用といたしますか、周知の仕方、これも大事かと思えます。その両面でしっかりと取り組んでいきたいなと思っています。

それから、護摩堂山の入山数であります。確かに入山料というのはいたできておられないわけですから、正確な入山者の数はもちろん把握はできておりません。それこそ、先ほども言われましたが、7万人とか8万人とか10万人とかというふうな本当に大ざっぱな数字でしかありません。しかし、そうした大ざっぱな数字ではありますけれども、そんなに大きな差はないのだらうと思います。本当に大勢の方々から利用していただいておりますので、そのことで正確な入山数を把握しなければ、またそれがほかの政策ができないということでもないのではないかなというふうには思っております。ただ、先ほど藤田議員おっしゃられました。前には何か50万円ぐらいとか言っていましたですけれども、今お話を聞いたら二十何万円ぐらいというふうな話もございます。そういうこともひとつまた検討はしてまいりたいなと、こう思っております。

議長（小嶋謙一君） 藤田議員の一般質問を終わります。

次に、1番、小野澤議員の発言を許します。

（1番 小野澤健一君登壇）

1番（小野澤健一君） 議席番号1番、小野澤でございます。今回、私の一般質問は2

つのテーマに関してであります。1つ目は、田上町のこれからの10年ということで、地域循環型経済の仕組みづくり、2番目のテーマといたしまして、「田上の12か年教育のその先に」と題しまして、奨学金基金の設立について一般質問をさせていただきます。

今年、田上町の前身である田上村が誕生して120年になる節目の年であります。また、田上町では令和2年度をもってまちづくり拠点整備事業が完了しました。これは、一つの区切りがついたと同時に、田上町のこれからの10年を占う上で、大切な時期となっていることを物語っております。そこで、今回は、田上町が消滅自治体とならないために、時流となっている環境問題、脱炭素社会やSDGsと絡めてエネルギー施策を地域循環型経済の仕組みづくりの重要な施策の一つとして捉え、町の姿勢を問いたいと思います。

また、教育の分野では、田上の12か年教育の第1期卒業生が間もなく輩出されることから、その施策の効果を問い、そして田上の12か年教育のその先においても何らかの教育施策が必要ではないかと問題提起をし、高等教育を受けるための奨学金基金の設立の必要性について町の姿勢を問いたいと思います。

では、田上町のこれからの10年、地域循環型経済の仕組みづくりについてであります。新型コロナウイルスの猛威は収まることを知らず、変異ウイルスへと置き換わり、緊急事態宣言の延長等、全国的広がりを見せ、依然として予断を許さない状況が続いています。政府は、5月の月例経済報告で、国内景気の現状について、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増しているとし、判断を3か月ぶりに下方修正をいたしました。新型コロナウイルス対応の緊急事態宣言が続き、外食などの個人消費の落ち込みが深まったことを反映した格好です。日本経済の回復は前途多難の様相で、現状が常態化するのではないかと危惧さえ抱きます。

そんな中で、先日、上場企業の昨年度の決算が明らかになりましたが、それはK字型、いわゆる右肩上がり、右肩下がりということを表現するわけですが、K字型と言われる二極化の問題でした。新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、輸出の増加などの追い風を受けた産業と、移動の制限や時短営業の影響を受けた業種との二極化が鮮明になったものであります。日本経済にとっては、ワクチン接種がどこまで広がるかに加え、アメリカと中国との対立がどう影響していくかが注目されるところであります。

このような混沌とした世の中で、田上町が消滅することなく持続可能な自治体となるための社会経済におけるキーワードは循環であると思います。地域経済におい

ては地域の所得循環、人口問題では人の循環、地球環境問題では資源の循環、いわゆるリサイクルであります。これら全てを包括するのが経済循環であります。

地域の所得循環について、国内総生産、GDPの約6割を占める個人消費に焦点を当て、地元循環型消費の重要性を以前の一般質問で明らかにし、その一部がプレミアム商品券で具現化されました。切れ目のない経済施策の実施により、地元で消費をする行動をより確実なものとしなければなりません。町内資本、地元商業者の支援をより強化したプレミアム商品券の発行が今週から始まったことは理にかなっており、その消費行動に注目したいと思います。

そこで、1番目の質問であります。切れ目のない経済施策の実施の必要性の有無について、町のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

田上町の社会経済におけるキーワードとして、今ほど循環ということで申し上げました。この循環を考えるに当たりまして大切なことは2つ。その循環の輪から漏れ出ることを極力抑え込むこと、そしてその仕組みづくりをこつこつと確実に実施、継続していくことであります。地域経済を考える場合、地域内に循環しているお金を域外へ流出させないようにすれば、その分だけ地域は経済的に潤うことができます。そこで、私たちの町、田上町の地域の所得循環の輪から漏れ出ている金額を明らかにするとともに、漏れ出るお金を極力抑え込む循環の仕組みづくりの重要性を述べてまいりたいと思います。

私がデータで使用したものは、中央省庁でも利用されている信頼性の高いデータの1つである株式会社日本政策投資銀行グループの株式会社価値総合研究所の地域経済循環分析2015年版、それからエネルギーと食料の需要がその区域内で賄えるとそれが理想の地域の在り方であるとする考えをお持ちの千葉大学の倉阪研究室とNPO法人環境エネルギー政策研究所の永続地帯2020年度版報告書、この2つから数字を取ってまいっております。

それによれば、田上町の経済循環のベースとなるお金の量、いわゆる田上町の稼ぎと言うと一番分かりいいと思うのですが、田上町内における農業も含めた生産活動で稼いだ所得の合計額、田上町総生産というふうな言葉になるかと思うのですが、それを意味しております。売上高ベースの経済規模とは異なっております。この田上町の経済循環のベースとなるお金の量、いわゆる田上町の稼ぎの金額というのは253億円であります。本来はこれよりも75億円も多いものでありますけれども、残念ながら田上町の外へ流出している金額が75億円あります。その内訳は、住民の皆さんが田上町の外で消費をする消費の流出、例えば田上町以外のところで買物をされ

る、あるいは旅行で田上町以外のところに旅行に行かれて、お金をそこでお支払いをする、こういったものが入ります。こういった消費の流出が41億円ございます。それから、企業活動の一つである経済活動での投資の流出、これが17億円、それから電気料等の支払い、いわゆるエネルギー代金の流出、これが15億円という数字でございます。もう少し詳しく申し上げますと、経済循環に内包されている、いわゆる経済循環の中にある所得循環というものがありますが、それにおいて田上町以外、いわゆる町外からの流入、例えば田上町でお住みの方が新潟とか三条に通勤をしておられると。当然その方はその会社から給料もらうわけですから、そういった方のいわゆる所得、給与所得、それから町に対して交付金や補助金等の形で国や県から所得移転という形で一般予算の中にも組み込まれますけれども、そういった金額を考慮すると、本来は最大で401億円という形の金額になります。ところが、最終的には今ほど申し上げた253億円にとどまる。いわゆるその差額の148億円というのは田上町の外へ流出している金額だと。率にすると、何と4割弱です。4割弱、田上で本来は回らなければいけないお金が田上の外に流れていっていると。いわゆる田上の経済を支えているこのような大切なお金が田上町の外に大量に流出をしている、これが今田上町の経済の実情であります。ちなみに、田上町の稼ぎと町外からの流入、さっきも申し上げたように新潟に勤めている方とか、そういった方の給料等を入れると401億円ということでお話を申し上げましたが、この401億円を町民の人数で割って得られる地域住民所得という言葉があります。これを計算をしてみますと、何と、全国には今現在1,719の市町村がありますが、その1,719市町村の中で下から数えて70番目の1,663番目という数字になっております。いわゆる惨たんたる状況だと、これが今の田上町の経済の実情であります。この状況では、働けど働けど我が生活が豊かにならず、これは当然のことだろうと。田上町の経済は慢性的な貧血の状態にあり、資金不足の状態にあり、いわゆる持続化に黄色信号がともっていると、こういう今状況であります。

そこで、質問2番目、町は地元経済をどのような状態にあると把握しているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

私は、これまで経済に軸足を置いてきております。なぜかといいますと、私は、経済の本来の意味は、経世済民という言葉がありますけれども、よい政治を行い、苦しんでいる人々を救う、こういう意味であります。この経世済民の実現を目指しているものであります。何も経済は商売をやっている人だけのものではなく、町民の皆さん一人ひとりの行動が経済であります。そこで、町民の皆さんの暮らしそ

のものである田上町の経済を破綻させないためには、田上町の稼ぎ、先ほど申し上げました253億円をもっと増やすべく、流出金額の75億円を少しでも確実に減らさなければならぬと考えます。

田上町の経済を破綻させない方法は2つあります。1つ目は、お金を町外から持ってくることであります。例えば観光事業で町外の人から町内でお金を使っただくことであります。これは、まちづくり拠点整備の中心的命題の一つであり、原理原則であります。これは、まちづくり拠点整備の中心的命題の一つであり、原理原則であります。これは、まちづくり拠点整備の中心的命題の一つであり、原理原則であります。これは、まちづくり拠点整備の中心的命題の一つであり、原理原則であります。これを理解をしないと効果は出てこないというふうに思っております。

2つ目、これはさっき1番目とは逆で、漏れ出す金を少しでも減らすこと、例えば消費の流出に対しては、地元で買物をする消費行動を定着させるべく、プレミアム商品券等のインセンティブを継続することです。それから、いわゆる買物難民と言われる人々への移動の自由をかなえるべく手段を講じることであります。町長の選挙公約の一つとして、この4月からデマンド交通の実証実験が行われていますが、利用状況は芳しくないという情報が入っております。

そこで、3番目の質問、このデマンド交通の利用状況と買物難民の人々に対する今後の施策等をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

これらの今ほど申し上げた2つの方策の実施、いわゆる外からお金を引っ張ってくる、漏れ出すものを少なくする、この2つの方法を申し上げました。1つ目の方法は、他人の行動に頼る部分が大きくて、非常に不確定要素があります。例えば来てください、来てくださいと言っても、相手が、いや、行かないよ、使わないよと言えればそれで終わり。なかなかこちらの思いどおりには事が進まない。それに比して2つ目の方策というものは、自分の努力で、自分の努力の範囲内で確実に実施できるという大きな違いがあります。そこで、確実性を求めて2つ目の方法である漏れ出すお金の量を少しでも減らす方法を考えてまいります。

消費の流出については、今ほど述べましたように、消費行動の変化を促す政策をこつこつと確実かつ継続して行うことが最も有効であると考えております。一方、私が特に注目するのはエネルギー代金の流出、先ほど申し上げました。金額で申し上げますと年間15億円の部分であります。なぜかという、流出金額では消費や投資の流出よりも少ない金額ではありますが、非常に奥が深く、時代の潮流にかなったものであり、持続可能な自治体の必須条件であると考えからでございます。

時は、政府が脱炭素社会、カーボンニュートラルを表明し、国連サミットではSDGsが採択されるなど、世の中はエネルギー革命前夜の様相を呈しております。

新潟県も次世代エネルギーとして、水素エネルギーの利活用に取り組んでおります。現在の貨幣経済を否定するわけでは決してありませんけれども、人は水と食料と燃料、これさえあれば何とか生きていけると言われています。エネルギーを考えると、お金が乏しくなっても水と食料と燃料が手に入り続ける仕組み、いわば安心・安全のネットワークをあらかじめ用意しておこうという実践の意味合いもあります。難しく大上段に構えてエネルギーを捉えるのではなく、町なかやすぐ近くで作り出す小口電力を地域の中で効率的に消費すること、エネルギーの域内循環、エネルギーの地産地消とも言いますが、の考え方でその第一歩を踏み出して、その循環の輪を広げていくことであると思っております。

今後のエネルギーは、再生可能エネルギーと次世代エネルギーの2つに大別されると言われています。私たちの一番身近なエネルギーである電気、その支払い額、いわゆる電気料に関して私が試算をいたしましたところ、町民の皆さんは1年間で約5億円お支払いになっておられます。また、町の全ての公共施設の電気料、これ平均値でございますが、年間約6,000万円、これ払っておられる。この電気料は、消費や投資と違って、本人の意思とは関係なく、皆さんの預金口座から当たり前のように引き落とされるものであります。電気料は、地元の利益や所得となることなく、直接電力会社へ支払われるために、地域循環資金、先ほど申し上げた地域の中で大切なお金そのもののロスとなります。この田上町の外に払っていた電気料の流れを変え、田上町内で循環をさせれば地元は経済的に潤います。

最近の自然災害は、激甚化の一途をたどっております。一たび災害が発生すると、必ず問題となるのは電源確保の問題であり、自治体のエネルギー施策には非常に大切な視点となっております。とりわけ避難所等における電源確保は、町民のまさに生命線であります。

エネルギー施策を通じて、災害対策と地元経済の持続策が見事に結びつくものであります。田上町の外に流出しているエネルギー代金を再生可能エネルギーの導入や投資に回すことでエネルギー収支を改善し、足腰の強い田上経済を構築するとともに、災害時の強靱さの向上にもつながる効果が期待をできます。

田上町のエネルギー代金の町外への流出の現状を今ほど申し上げたように考えますと、再生可能エネルギー施策を真剣に検討する時期に来ているというふうに思っております。まずは、災害対策を主眼としつつも、常用の電源確保として、主要避難場等における蓄電池を含む太陽光発電設備の設置について可及的速やかに検討し、遅くとも1年以内をめどに町の方針を決めて、町民の皆さんの理解を得られるよう

丁寧な説明を尽くしてみたいとは思ってはいかかでしょうか。

質問4番目、このことについての町の見解と、町としての再生可能エネルギー施策に対する考え方をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

ところで、エネルギー問題を含む環境問題に関しては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方自治体は地方公共団体実行計画を策定するものとされており、新潟県にある30市町村では、計画未策定の自治体、言い換えれば時代の流れに乗り遅れて自らの持続可能性を放棄している自治体は2つの市と5つの町村があり、残念ながら田上町も未作成自治体の一つであります。冒頭で述べましたK字型二極化がここでも見られます。環境問題の本質を理解して行動計画を策定した自治体と、本質を理解できず時代に取り残され、やがて消滅していく自治体の二極化であります。

田上町の地域的電力自給率というものがあります。これは、地域で必要としている電力と自ら作り出す電力の割合でありますけれども、田上町は2.4%という数字になります。これは、交流会館の上にある太陽光発電、それから田上中学校の体育館の上でしょうか、ある太陽光、この2施設の電気の部分を計算をしたものだろうというふうに思います。これが2.4%。新潟県内30ある市町村中で比べますと25番目、そして10ある町村、市を抜けた町村の中で自給率がゼロのところは粟島浦村がそうなのですが、その次に次いで下から2番目と極めて芳しくない状況であります。田上経済の持続化とも大きく関連するもので、極めてゆゆしき状況にあるというふうに思っております。ちなみに、10ある町村のトップは津南町であります。率は129.8%。主に小水力発電、あちらのほうは山間部でありますので、そういった小水力の発電でもって自給率を高めているという形であります。近隣の弥彦村においても5.4%、これは全て太陽光だというわけですが、田上の2倍以上の自給率があるという現実でございます。

例えば私たちが身近に認知している太陽光発電であります、これは技術の結晶であって、テレビでよく出ます人工衛星の電力確保も担っており、その技術進歩は目覚ましいものがあります。当初最大の課題であった、広大な設置面積がないと太陽光はなかなかうまくいかないという話がありましたが、今や固定式から可変式に変えることで見事にこういった課題を解決をしている。また、風力発電に関しても、我々が村上のほうに向かっていくときに海岸線上に大きな風力発電機がございしますが、ああいった大きなプロペラを有するもの以外でも、小型風力発電装置と、あるいは少しの風でも発電できる変形プロペラを有したそういったものが実用化されて

いるのが現状であります。

町民の命を守る災害対策と、町民の暮らしそのものである地元経済の持続化、この一石二鳥を志向しまして、エネルギー代金の町外流出を抑え込むエネルギー循環施策の実施に向け、地方公共団体実行計画を速やかに策定することを強く要請をいたします。同時に、現在策定中の第6次総合計画にも当然のこととして盛り込まれる施策であると考えます。

そこで質問をいたします。なぜこの地方公共団体実行計画が未作成なのか、その理由と作成時期のめどをお聞かせをいただきたい。また、第6次総合計画に盛り込む意思の有無についてお尋ねをし、その理由についてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

次に、田上の12か年教育のその先に、奨学金基金の設立であります。持ちつ持たれつ、あるいは助け合い、恩返し、これらも先ほどキーワードと申し上げた循環の一つであります。そこで、循環を教育の分野でも考えてみたいと思います。

田上町の教育で独自性があるものとして、「田上の子どもは田上で育てる」を合い言葉にした田上の12か年教育がございます。来年、令和4年度、令和3年度って言ったら正しいのかも分かりませんが、待望の第1期生が、田上の12か年教育が目指す、志を持って意欲的に学び、自律と思いやりの心を持つたくましい子どもとして誕生する時期かと思えます。教育は盗まれない唯一の財産と言われ、その価値は無限大で、貴いものがございます。どのような1期生が輩出されるか非常に楽しみでございます。

そこで質問です。12か年教育を受けてきた生徒の特徴はどのようなものかお聞かせをいただきたい。それから、12か年教育を卒業する生徒たちへのアフターフォロー、あるいはアフターケアを実施する予定の有無についてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

さて、前半部分で企業決算がK字型と言われる二極化になっていると述べましたが、これは教育にも当てはまる現象であります。最近の日本経済新聞の「きょうのことば」欄にK字型経済について説明をしておりました。そこには、「富裕層と貧困層の経済格差など経済の二極化が進む状態」、「新型コロナウイルス禍が長期化するなか、低賃金労働者ほど雇用環境が悪化し、株高の恩恵を受ける富裕層に富が集中する現象が世界的に広がっている」、「コロナ下では学歴による経済格差も顕在化している。国際労働機関（ILO）などの統計では、主要国の就業者に占める大卒などの高学歴者の比率が高まる一方、中等教育しか履修していない人の比率は下がっ

ている」との記事が載っておりました。田上町にあっては、向学心のある若者が家庭の経済的事情で大学等の上級学校への進学を諦めざるを得ない事象が今後も増えてくるのではないかと危惧しております。

そこで質問でございます。このような実態があるか否か、非常にデリケートな問題ですが、把握をしておられますか。また、把握する必要性の有無についてお尋ねをしたいと思います。

高等教育を受けるには相当なお金が必要であります。田上の子どもたち、いわゆる田上っ子たちには、夢や希望を持って、自分を信じて何事にも果敢にチャレンジできる環境を整えてやる必要があるというふうに考えます。田上っ子の未来が生まれ育った環境によって左右されたり、いわゆる貧困の連鎖からその可能性が絶たれてしまうようなことは断じてあってはなりません。

ここに高等教育を受けるための田上町独自の奨学金基金の設立の必要性があると考えます。それも貸付け型ではなく給付型でございます。奨学金というと、公的機関として独立法人日本学生支援機構、これが有名であります。今や大学等がいろいろ独自の奨学金制度を有しております。そのような奨学金を補完をする意味での給付型奨学金基金の設立を提起をいたすものであります。

そこで質問いたします。町独自の奨学金基金の設立に対する見解と、田上町の12か年教育のその先の教育施策に対する必要性の有無についてお考えをお伺いしたいと思います。

人口減少問題で若者を地元を引き止めようとする施策を唱える人がおりますが、それは本質を突いておらず、間違いです。本質は、地元に戻っていろいろやりたいと思える環境を整えてやることであります。これにより人の循環が生じます。家庭の経済的事情に左右されることなく、向学心のある田上っ子が上級学校に進み、高度な専門的知識や技術を修めることができる資金的環境を整えてやる必要があると考えます。これは、田上町の12か年教育の卒業生に対する町からの熱い思い、エールとなるのではないのでしょうか。

以上で1回目の質問を終えます。

なお、これまでの質問において質問内容と答弁内容がかみ合わないケースが多々あり、結果として町民の皆さんに対する行政の説明責任が果たされておりません。答弁に際しては、質問の趣旨やその背景をしっかりと理解し、的確に行っていただくよう改めてお願いを申し上げます。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長 (佐野恒雄君) それでは、小野澤議員の質問にお答えいたします。

はじめに、田上町のこれからの10年、地域循環型経済の仕組みづくりについての質問にお答えいたします。質問1として、切れ目のない経済施策実施の必要性の有無、町の考えについてお尋ねであります。切れ目のない経済施策の実施は必要と考えております。そのような中で、町民の方から地元で購入できるもの、場所について知っていただく契機として、商品券事業は大変有効であると考えます。新型コロナウイルス対策としては、令和2年度と令和3年度とでこれまで3回実施をいたしておりますが、今後も機会を捉え、町内消費を増やし、町外流出を防ぐよう、商品券事業だけではなく、併せて地元商店の紹介なども行っていきたいと考えております。

質問2の町は地元経済をどのような状態にあると把握しているのかということですが、議員から現在の田上町の経済循環について詳細な分析をいただき、問題点や課題を指摘していただきました。4月の下旬から、町内事業所の実態把握のために、事業者から直接お伺いしたく事業所訪問を行っております。幾分業績を持ち直している企業もありますが、旅館や飲食店とその関連事業者は大変困難な状況に陥っております。新型コロナウイルスの影響により、町内の経済情勢も二極化していると感じました。これには、新型コロナウイルスの影響だけではなく、事業主の高齢化及び後継者難、人口減少により顧客の減少など、様々な要因があり、町全体として捉えた場合、業種、各事業所によって大きな差異があります。引き続き、現在行っている事業所への訪問活動などを通じて町経済の実態、状況把握に努めつつ、施策に反映させていきたいと考えております。

続きまして、質問3のデマンド交通の利用状況と買物難民の人々に対する今後の施策等についてであります。デマンド交通ゴマンド号の利用は、4月は28人、5月は31人とどまっております。デマンド交通ゴマンド号は、町民の交通弱者対策として、主に町内での通院や買物での利用を期待いたしております。新型コロナウイルスの中、今年1月、2月に予定していた運行前の各地区説明会を断念したことにより町民向けの説明会が一部にとどまり、周知不足を感じております。説明会に関しては、今後も随時行っていく予定であり、町民への制度の周知に努めてまいります。

現在の利用状況を踏まえ、今後、公共交通会議の開催を予定しており、事業所との協議も行う予定です。これらの中で、問題点や課題などについて、利用者を含め

たご意見やご質問をいただき、引き続き現在の実証運行の中で検討を重ねてまいります。

さらに、高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活するために、介護保険の地域支援事業として、田上町社会福祉協議会に生活支援体制整備事業を委託しております。その生活支援体制整備事業の中において、買物難民の方々への支援も何かしらの形で実現できるよう、引き続き協議、研究してまいりたいと考えております。

質問4の災害対策を起点とした地元経済の持続策に対する見解と、再生可能エネルギー施策に対する考え方についてであります。現在の田上町の状況を経済面から見た場合、貴重なお金が漏れ出している状況を詳細に分析いただき、問題点を指摘していただいたものと理解をいたしております。従来、議員からご指摘のあったような見解を行政として持ち合わせていなかったことから、その問題点に対しては非常に大きな課題であると認識させられたところであり、物事を多面的に捉える重要性と、町としてどう対応すべきかということにつきまして、検討を進めていく必要があると考えを新たにしたところであります。その上で、手始めに、昨今の激甚災害に備え避難所の電源確保のため太陽光発電を設置することについては、有益であると考えております。信濃川が万が一破堤した場合の想定では、役場庁舎の場所で0.5メートルから3メートル浸水する可能性があります。そのような想定の下、まずは災害対策の司令塔となる本庁舎に非常電源の確保が必要でありますので、避難所の電源確保と併せ、具体的な検討が必要であると考えております。

再生可能エネルギー政策についてであります。過去に本田上工業団地の利活用の一つとして提案があり、検討しましたが、そのときには費用対効果の関係から導入は見送った経緯があります。そのようなことから、今日に至るまで、太陽光発電を含む再生可能エネルギー施策について、庁内における議論は行っていない状況であることから、議員ご提案の地域経済の持続策としての視点は持ち合わせておりません。その一方で、時代の潮流は世界的にも明らかに変化してきていることに鑑み、エネルギーを作れないなら使用量を減らす策など模索し、その財源を地域経済に寄与させる必要性は感じているところであります。

質問5の地方公共団体実行計画が未作成な理由と、作成時期及び第6次総合計画に盛り込む意思の有無についてですが、この計画は区域施策編と事務事業編の2編から構成されているもので、地球温暖化対策の推進に関する法律では、事務事業編については市町村に策定を義務づけております。議員ご指摘のとおり、本来であれ

ば、この計画の事務事業編については、策定されていなければならないものであります。しかしながら、この計画の策定に必要な温室効果ガスの排出量や削減効果の算定などに対する職員の知見において技術的な部分で不足していることや、策定後の計画推進に係る財政負担も伴うものであることから、策定できていないものであります。本来策定されていなければならない計画でありますので、まずは庁内で協議し、道筋をつけていきたいと考えております。第6次総合計画に盛り込むことは考えておりません。策定の義務づけがあるものは事務事業編であり、市町村が行っている事務事業に対しての計画でありますので、総合計画の本編では記載せず、記載するのであれば、総合計画の実施計画に当たるまちづくり財政計画において記載したいと考えております。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) おはようございます。小野澤議員の質問にお答えいたします。

田上の12か年教育についての質問ですが、平成22年度からスタートしました田上の12か年教育は令和3年度終了で、12年目が終わります。幼小中の連携を縦軸に、家庭、学校、地域の連携を横軸にして、子どもの生活と学習の12か年の連続性を活かして、田上の子は田上で育てるという構想に基づく取り組みです。スタートしてから6年目の平成28年度にそれまでの取り組みの成果並びに課題を総括しました。何年か同じ項目の質問をしていますので、その後もまた同じ質問をしていますので、その変化で成果と課題を浮き彫りにしたいと思っています。

毎年、5つの能力を4つの行動で評価して改善につなげております。話を聞く、自分の役割を果たす、明るい挨拶の評価は、児童生徒並びに教師ともに高い状況です。しかし、考えを持ち伝えるが低い傾向にあります。全国学力・学習状況調査の児童生徒質問肢によると、自分にはよいところがあると肯定的に自己評価する割合、地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると地域社会に目を向ける割合が増加しています。また、生徒は自分のよいところを認めている、先生は分かるまで教えてくれると、教師との関係性を肯定的に受け止める児童生徒の割合も増加しています。今後一層、田上コミュニティースクールの仕組みを活用して地域とともにある学校づくりに努め、田上の子が考えを持ち伝える能力と資質を確実に身につけることができるよう、親和性、自尊感情、自己有用感を大切にする縦軸と横軸の連携を推進していきたいと考えております。

続きまして、中学校を卒業した生徒たちへのアフターフォロー、アフターケアの

実施ということですが、何かできればという気持ちはありますけれども、実際にはなかなか難しいと考えています。現在では、成人式の際に当時の先生方をお招きしてお話しをいただいたり、私個人としましても教育長として毎年、田上で育ったことを忘れないでください、田上をいつまでも愛してください、皆さんのふるさと、心のよりどころなのだと話をさせていただいています。

家庭の事情で高等教育を受けられない実態の把握につきましては、実際に実施の方法等を考えましても、なかなか難しいのではないかなというふうに思っています。また、町独自の給付型奨学金につきましては、財政状況の厳しい現状では今すぐ設立することは難しいと思われませんが、今後研究していきたいと思っています。奨学金制度ではありませんが、町独自の制度としては、教育ローンの借入れに対して、在学中の利子保証制度があります。令和2年度は25人が利用しています。なお、現在、小林報徳会という奨学金制度があります。これは、田上町の一事業者の方が基金を準備してくださり、町が事務局となって無利子型の奨学金制度を実施しております。令和2年度末現在では、3人の学生に対して支援をしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（小嶋謙一君） 次に、2回目の質問に入りますが、質問の内容から想定しましてお昼をまたぐと思いますので、一旦、お昼のため休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時15分 再開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小野澤議員の一般質問であります。小野澤議員の持ち時間はあと15分あります。質問並びに答弁につきましては、簡潔に済ますようお願いいたします。

1番（小野澤健一君） 限られた時間の中で2回目の質問したいと思います。

いろいろご答弁いただきまして、ありがとうございました。切れ目のない経済政策の実施ということで、切れ目のない経済施策の必要性ということでご認識をいただいているわけですので、ぜひともそれを実践をしていただきたいというふうに思います。

あと、田上町の経済の状態についてでありますけれども、私が分析をするのではなくて、やはり役場のほうでそういった人材を育成をして、ぜひとも経済、経済学を学べとは言いません。経済とはどういうものかというものを分かるようにしていただきたい。今現在、経済を専門に分かっている人たち、どこの部署に誰がいるの

かちょっと分かりませんので、政策推進室になるのか、あるいは産業振興課になるのか、総務課になるのか分かりませんが、やはりせつかく町長が1軒1軒回って情報を収集してきても、経済的な知識がないとそれを政策に落とし込むことは不可能だと思いますので、そういった人材をしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

それから、デマンド交通については、やはり町長の公約であるわけでありまして、私からすればやはりやりっ放しのイメージがあります。PDCAのいわゆるCA、チェックとアクションという部分、この部分をしっかりとやらないと物事は成就をしないというふうに思いますので、これもコロナの中でのスタートというハンディはありましたけれども、年間8,000人ですか、利用客を見込んでいる、そういった事業であるにもかかわらず、今のまんまいったらそれを大きく下回るのではないかと、そして何をさておいても買物難民と言われる町民の足になり得ないという状況になりますので、これについてしっかりとてこ入れをしていただきたいというふうに思います。

それから、太陽光については、私申し上げたように、大上段に構えて太陽光発電とか再生可能エネルギーだとか自然エネルギーとかと言っているわけではありません。田上町の経済から田上町の外へ流れているお金を少なくしたい、そこを食い止めたいという中でエネルギー収支を改善したらいかがですかという中で、理論を展開をしていったわけでございます。新聞によれば、2050年度までに温室ガスを実質ゼロにするという国の工程表、いわゆる地域脱炭素ロードマップなるものが政府の中で決定をされつつあります。その中においては、2040年までの間に国と自治体の全公共施設に太陽光発電を導入する計画だと。そして、2030年までには50%の設置を目指すのだと。そして、今後5年間においては、集中的に位置づけて重点施策として展開をしていくというのが新潟日報に書いてありました。6月10日と6月8日の朝刊に載っています。したがって、田上だけやらないというわけにはもういかない。私が勧めた、あるいは紹介したのですけれども、長岡技術科学大学のコーディネーターをやっている人が田上に在住しておりまして、ここにおりませんが、室長に話を持って行って、太陽光発電等のプレゼンを2回実施をさせていただいた。その中の2回目に町長はたしかご出席をされて、その説明をお聞きになったと思うのです。その感想をちょっとお聞かせをいただきたいな、こういう質問です。

それから、地方公共団体の実行計画未作成、これは未作成というものは町長自身がお存じであったかどうか、それから町の最上位の計画の総合計画と、国が進める

国策の整合性を盛り込まないと言っているのですけれども、どのように確保するのか、これをちょっとお聞かせをいただきたい。

それから、今度教育の問題ですが、教育長、私が一般質問で述べていることを残念ながら理解をされていないのではないかと。そして、私の質問にも答えていない。非常に残念でなりません。必要性があるかないか、私が一番言いたいものは田上町の12か年教育のその先において教育施策は必要ではないのですかと、その中の一つが高等教育を受けるための給付型の基金であると、こういう理論展開をしているにもかかわらず、いや、何とかが難しいからできないとか、そして基金については私が初めての質問ではなくて、諸先輩議員の中で幾度となくその議論はされてきたにもかかわらず、まだ研究するのですか。これについて、私としてみれば教育長の回答については全くもって不満であり、これが回答だと言われると非常に困る。再度回答をする、そういうおつもりがあるかないか、それをちょっとお聞きします。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

小野澤議員からは、いわゆる循環経済、地域の循環経済ということでいろいろとご指摘をいただいております。私も最近といいますか、コロナの状況がどの程度影響があるかというふうなことで、産業振興課の担当職員と一緒に町内の事業所を巡らせていただいて、実際の生のお話を聞かさせていただいております。先ほど第1回の答弁でもお話を申し上げたとおり、非常にそれこそ二極化といいますか、少しは改善をしているところもあれば、特に人が集まらなければできない飲食店関係、旅館関係、そうしたところが非常に大きな影響をいまだにまだ受けているという実情、そのほかいろんな形で様々な問題を抱えているのだということを、本当に事業所訪問を通じて認識を新たにしているところです。そうした問題、しっかりと状況を把握した中で、これからの政策に活かしていきたいなというふうに思っております。

デマンド交通に関しては、本当に周知不足であると思います。なかなか実績が出てこない。当初は、それこそ各地区を回って説明していくつもりであったのですけれども、コロナの関係で中断をしてしまいました。デマンド交通のよさ、デマンド交通の狙い、そうしたものを町民の方々からもしっかりとご理解いただくためにも、それこそこれからまた反省を踏まえ、反省といいますか、検討して周知を図ってきたいなと、こんなふうに思っております。

それから、エネルギー問題です。ここ最近になって非常に世界中が脱炭素社会に

大きくかじを切るといいますか、そういう状況に今来ているかと思えます。これから町がやはり取り組む問題といえますか、大きな課題でもあろうかと思えます。エネルギーの自給自足ではありませんが、自分のところで使う電気といえますか、エネルギーは自分のところで作っていかなくてはならない、そういういわゆるエネルギーの自給自足というのでしょうか、そういうことにこれからやはり向かっていかなくてはならないのかなというふうな気がいたします。そういう意味で、町もそれこそまだ2.4%というふうなご指摘もありました。まさにそのとおりだと思いますし、これからエネルギーの問題、課題についてはしっかりと検討していかなくてはならないと思っております。それはやはり町民の方々にそうしたことを普及といえますか、理解いただくためには、まずはやはり公共施設からそういうことに取り組んでいかなければならないのだろうなというふうに思っております。先ほどお話がありました長岡技術科学大学ですか、コーディネーターの方、名前をちょっと忘れてしまいましたけれども、おいでになりました。お話を聞かせていただいて非常に参考になったといえますか、これからの町の取り組みといえますか、エネルギー問題について大きな課題を突きつけられたといえますか、お話、非常に私にとって参考になったなと、こう思っております。当然これから避けては通れない課題だと思っておりますし、それらについて庁内で討議をしていかなければならないな、こんなふうに思っております。

それから、地方公共団体実行計画、これ実は正直を申し上げますと、私知りませんでした。そういうことで、今回初めてそういう策定をしなければならない計画なのだとこのことを認識をさせていただきましたので、これから庁内で詰めていきたいなと、こう思っております。

教育長（安中長市君） 今ほどの小野澤議員の2回目の質問ですが、小野澤議員の一般質問のいただいた中に、最初に田上の12か年教育のその先においても何らかの教育施策が必要ではないかと問題提起しと書いてあります。中の一番最後の質問にも独自の奨学金基金の設立に対する見解と、田上の12か年教育、その先の教育施策に対する必要性の有無についてお考えをお聞かせくださいと、こういうふうに書いてあるのですが、私も教育施策についてお答えすればいいのかなと思ったのですが、この質問の説明の中で奨学金のことはお書きになっておるのですが、それ以外のことがなかったものですから、奨学金のことについてご質問されているのかなと思って奨学金についてお答えしました。もしこれで十分ではなければ、また機会を捉えてお答えしたいと思っております。

奨学金についてですが、私も田上の教育に携わって、いろんな立場で携わって、高校、大学と経済的になかなか条件が整えられない中に行けないというのを、そういう子どもですか、調べるのは難しいかもしれませんが、普通考えてそういう子どももいるのではないかと思っています。今、報徳会の奨学金と、それからローンに対する利子の支援という、その2つをしていますが、それでいいのかどうか、私ももし町独自の違う形の奨学金があればいいなと思っていますので、ただなかなか財政的なこともありますので、私も個人的には前向きで考えていきたいと思っています。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 小野澤議員の一般質問を終わります。

（まだ2分ぐらいあるの声あり）

議長（小嶋謙一君） 本当に残り若干ですが。

1番（小野澤健一君） 地域経済循環はいいですが、教育長、これでは私の回答にはなっていないと私は理解します。私は、何度も言っているように、奨学金基金の設立は一つの手段、方法でしかない。何が言いたいか。いわゆる12か年教育の先に教育施策が必要ではないのか、その中の一つがいわゆる基金であるということの一つの提起をしたままであります。したがって、私の質問の趣旨が分からず回答しているということは、ちょっと私に対しても失礼ではないのかなと。これというのは、やはり町民に対する説明責任という意味もあるわけです。我々遊びで一般質問やっているわけでも何にもない。それについて、冒頭で私が一般質問の最後で言ったように、的確に背景とか把握をして答えてくれと言っているにもかかわらず、こういった内容でしか回答がないということになれば、私は教育長の今回の回答については不承知いたします。

議長（小嶋謙一君） 小野澤議員の一般質問を終わります。

（答弁はの声あり）

（議事進行に対する異議ありだの声あり）

教育長（安中長市君） 何度も読みましたし、どういうふうに答えれば正対して答えるのか一生懸命考えました。その結果で、決していいかげんに答えたつもりはありませんが、結果的に小野澤議員が意図していないことだとしたら、また機会を見つけてきちんとお答えしたいと思います。決していいかげんにやったわけではありません。

以上です。

(議事進行に対する異議、議長の声あり)

13番 (高橋秀昌君) 議長、一般質問というのは、限られた1年間にたった4回しかないのです。1時間というのはおおむねということでの申合せです。小野澤議員にとっては3回の質問権がある。むしろ、時間内で終わらせたければ答弁者が適切な答弁をやる、1回目と2回目と3回目は同じような答弁させない、こういうことによって大いに深まる議論を進めていくことが必要だと思います。ぜひ運営上の、特に答弁者は同じことを繰り返すようなことがないように議長から注意をしていただきたい。

議長 (小嶋謙一君) 指摘承りました。以後注意してまいります。

小野澤議員の一般質問を終わります。

次に、4番、渡邊議員の発言を許します。

(4番 渡邊勝衛君登壇)

4番 (渡邊勝衛君) 議席番号4番の渡邊です。一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、国内では第4波が襲来し、緊急事態宣言をはじめとして、まん延防止等重点措置で対応され、少しは落ち着いてきました。約40日後に開催される予定の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ワクチン接種を必要な国民について全て実施をしていただきたいと思います。

田上町も5月11日よりワクチン接種が始まりました。多くの問題を抱えてのスタートでしたが、対応に追われた担当者の方々に深く感謝申し上げます。これから64歳以下の方々のワクチン接種の予約が開始されます。町民も町で設けた接種可能枠に空きをつくらないため、またコールセンターや直接予約窓口の混雑緩和のため、田上方式である年齢段階ごとに接種券の発送日、受付開始日を町が設定しております。町民が一日も早く2回目のワクチン接種が終わるよう、皆さんで協力していきたいと思えます。

今回は、3つのテーマで町長に尋ねます。1番目、新型コロナウイルス感染症対策について。新潟県は、4月28日、県庁で新型コロナウイルス感染症対策本部を開き、65歳以上の高齢者に対するワクチン接種について、7月末までに2回目接種の完了を目指すことで県内全30市町村と合意しております。一部の市町村では大幅なスケジュールの前倒しとなるために、県は医療従事者の確保や費用面での支援を拡充し、円滑な接種を後押しするとのこと。県内の65歳以上の高齢者は約72万人。県が示した接種スケジュールによると、高齢者向けワクチンの供給は5月中旬から本格化し、国からの配送は6月末までに完了する見込みです。一日も早く高齢者の

ワクチン接種を実施し、次の64歳以下のワクチン接種を行っていただきたいと思
います。

田上町もワクチン接種が5月11日から始まりました。65歳以上の高齢者は約
4,100人、高齢者入所施設約300人、16歳から64歳約6,000名の合わせて約1万400人
が接種の対象となっております。集団接種は、町交流会館の多目的ホールを会場に
行っています。新潟県保健衛生センターと加茂市医師会が分担し、当初、接種日は
1週間に1日から3日程度で、7月までに18日間で3,240回の接種を終える予定でし
た。ところが、政府が7月末までに高齢者の接種を終了するとの方針を示したため、
町では、新潟県医療調整本部や民間医師派遣会社に依頼し、接種日を増やそうと調
整しております。その結果、6月は13日間、7月は18日間の合わせて31日間の接種
日を追加しております。さらに、もともと接種日になっていた5月、6月、7月の
計11日間については、それぞれ従来より60回ずつ接種枠を拡大しております。町は、
5月24日から予定日変更、新規予約を受け付けることにし、コールセンターへの電
話予約、役場に来庁しての直接予約、インターネット予約の3つの方法を用意して
おります。コールセンターへの電話予約は、電話が混み合う状態を緩和するために
段階を設けて受け付けています。受付時間は、平日午前9時から午後4時30分とな
っています。第1段階は24日から始まり、対象は1回目のみ予約済みの人と、1回
目と2回目の接種日の間隔が6週間以上空いている人が対象です。第2段階は28日
から始まり、対象は8月、9月に予約済みの人及び新規の予約の人で、年齢ごとに
3日間ずつ期間をずらして受け付けていました。80歳以上は28日から30日、70歳以
上は31日から6月2日、65歳以上は6月3日から5日ですが、受付期間を経過して
も引き続き受け付けております。役場の直接予約は役場1階の多目的会議室で、受
付時間は午前9時から午後4時30分となっています。対面での受付なので、マスク
を着用し、自宅で検温を行ってくるよう呼びかけています。インターネット予約は
年齢区分等の受付の制限はなく、これまでと同じく予定変更、新規予約を行います。
24日の午前9時から受付を再開しております。

質問といたしまして、ワクチンの供給について町長に尋ねます。

2番目といたしまして、高齢者接種の予約状況について町長に尋ねます。

3番目といたしまして、高齢者4,100人の接種完了時期について町長に尋ねます。

4番目、ワクチン接種時間とバスの時間が合わないのが不便との話を聞きました
が、苦情はあったのか町長に尋ねます。

2番目といたしまして、県立病院の医療スタッフ確保についてでございます。令

和5年度中の開院を予定し、県が4月14日に安全祈願祭と起工式を実施した県央基幹病院もいよいよ開院に向けた正式なスタートが切られ、県からの資料には具体的なスケジュールが記載されております。この県央基幹病院は、県央地域の皆様の生命を守る重要な役割があり、救急車を断らない病院、若手医師がキャリアアップする研究病院という病院機能の基本的考え方を持ち、超急性期の脳卒中や心臓血管外科手術などの高次の救命救急医療は、圏域外の救命救急センターに搬送されることに見直されております。

救える命を救いたいと15年前に議論が始まり、紆余曲折を経て県央基幹病院の着工を迎えたことは、県央5市町村の方々にとって感慨無量かと思えます。しかしながら、新潟県は医師偏在指標が全国最下位です。よって、加茂病院も医師不足となっております。県は、医師確保として、県と新潟市、新潟大学では、県内の医師不足や医師偏重の解消に向けた取り組みを強めるため、昨年度から修学資金の地域枠医師数を12人から22人に拡大しました。地域枠は、医師を目指す大学生に対し毎月一定額の修学資金を貸与し、卒業後、研修を含めて9年間県内の医療機関などに勤務することで返済を免除する制度で、医師の県内定着を図ることで医師不足や地域偏在の解消につなげる制度です。働き方改革で、これまでに先生が献身的に医療を支えてきたことが通用しなくなり、地域枠の医師が大きな集団となることが重要と言われております。この制度は、平成20年度の制度創設以来、これまでに70人が各病院で活躍し、県外へ出る医師は一人もいないと、今後とも医師確保に貢献する考えを新潟大学医学部長は示しております。

新潟県は、昨年、医師確保計画を初めて作成しました。本県は、2036年度末までに1,534人の医師が不足します。不足を回避するためには、新たに年間109人の医師の養成が必要となります。本県勤務を条件に、医学生に修学資金の返済を免除する地域枠の拡充を目指しております。約3割にとどまっている県外出身者の新潟大卒業生の県内定着率のアップ、県外大に通う医学生のUIターンを促すため、県外大にメンターを配置の5項目を医師確保計画のポイントとしております。今年の4月から新潟大学では5人の希望枠を追加し、計27人になっております。これまでに、順天堂大学2人、関西医科大学2人に加え、4月からは昭和大学2人と4大学目の協定を締結してスタートしており、地域枠数は年間33人となりました。町民が近くにある加茂病院、そして県央基幹病院に入院することができるよう、皆さんで医療スタッフ確保に向け進んでいこうではありませんか。

三条市上須頃にあります医療系高等教育機関、三条看護・医療・歯科衛生専門学

校も7月から本格的に三条市内や近隣などの病院で実習をスタートします。令和5年の春には卒業を迎えます。県立総合病院の医療スタッフとして頑張っていたきたいと思います。

質問1番といたしまして、大学、短大進学の出出入と県内大学、短大の入学状況は、県外流出を抑え、流入拡大の鍵はどこにあるか町長に尋ねます。

2番目として、加茂病院が改築され、令和元年9月20日に開院されました。加茂病院の開院1年前の救急車の依頼数と受入れ数、開院1年後の救急車の依頼数と受入れ数を町長に尋ねます。

3番目といたしまして、県央基幹病院周辺の環境整備の促進について町長に尋ねます。

3番目といたしまして、田上町総合防災訓練について伺います。平成26年10月19日に田上町防災訓練、避難訓練が実施されてから7年。10月31日に2回目の訓練が開催されます。避難想定は、信濃川水位が8.2メートルを超え、土砂災害警戒情報が出され、警戒レベル4の避難指示を発令しての訓練であります。近年、想像を超える災害が日本全国に発生しております。甚大な災害が身近に起こっており、町民の命を守るために必要な訓練となります。

内閣府消防庁より、令和3年5月20日から警戒レベル3より避難情報の変更があり、今まで警戒レベル3の避難準備、高齢者等避難開始から高齢者等避難に変更になり、避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は警戒レベル3、高齢者等避難で危険な場所から避難を、警戒レベル4の避難指示（緊急）、避難勧告から避難指示に変更になり、避難勧告は廃止されました。これからは警戒レベル4、避難指示で危険な場所から全員避難となります。よって、警戒レベル4までに必ず避難が必要となります。警戒レベル5の災害発生情報から緊急安全確保に変更になり、警戒レベル5は既に安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5、緊急安全確保の発令を待ってはいただけませんに変更となりました。

避難については、小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。避難とは、難を避けることです。行動には4つの行動があります。最初は、行政が指定した避難場所への立ち退き避難があり、自ら携行するものとして、マスク、消毒液、体温計、スリッパ等が必要です。2番目として、安全な親戚、知人宅への立ち退き避難があり、ふだんから災害時に避難することを家族で相談しておいてほしいです。3番目として、安全なホテル、旅館への立ち退き避難があり、通常の宿泊料金が必要です。事前に予約、確認が必要となります。最後は屋内安全確保です。ハザード

マップで以下の3つの条件を確認し、自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。3つの条件として、家屋倒壊等氾濫指定区域に入っていないこと、浸水深より居室は高いこと、水が引くまで我慢でき、水、食料などの備えが十分であれば、自宅にとどまり安全を確保することも可能です。土砂災害の危険がある地域では立ち退き避難が原則となります。

質問といたしまして、昨年4月にハザードマップが各家庭に配布されております。今回の変更による町の対応について町長に尋ねます。

2番目、6月6日に防災士等フォローアップ研修が開催されました。防災士の全体数と21地区の防災士数について町長に尋ねます。

3番目、気象庁は5月19日から、1991年から2020年の観測値による新しい平均値を採用しております。町の年平均気温と降水量について町長に尋ねます。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、渡邊議員の質問にお答えいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問であります。町では、5月11日からコロナワクチン接種を開始し、7月までに高齢者の接種を終了をさせる政府からの方針に対応し、6月、7月に接種日を大幅に追加いたしました。接種は順調に進んでおります。既に予約された方には、予約の取り直しなど、大変ご面倒をおかけしておりますが、早く接種を済ませていただければと思っております。

1点目のワクチンの供給についてであります。町の集団接種はファイザー社製のワクチンを使用しており、国からはワクチンは十分確保していると聞いておりますので、これまで同様、安定した供給に努めていただきたいと思います。

2点目の高齢者ワクチン接種の予約状況であります。6月2日現在では、高齢者の接種総件数における予約件数の割合は88.4%となっております。

3点目の高齢者4,100人の接種完了時期についてですが、政府の方針どおり7月末までに終了できるよう体制を整えております。

4点目のワクチン接種時間とバスの時間が不便との苦情の有無についてお尋ねでありますが、特に町への直接の苦情はいただいておりません。送迎バスの運行時間は、火曜日の接種日の午後に2便用意しておりますが、どのような運行がよいか担当課で検討しましたが、現在の運行が妥当であると判断いたしました。ご不便な面もあろうかと思いますが、ご理解を賜りたいと思います。

次に、県立病院の医療スタッフ確保についてのご質問であります。令和5年に県

央地域において悲願であった救急救命センターを備えた県央基幹病院が開院することになりました。これにより、医療資源が不足している県央地域において、医療の推進、圏域内での救急搬送と救命救急が向上することは大変喜ばしいことであると考えています。新潟県は医師不足、看護師不足であると言われてきております。このため、新潟県においても医師、看護師確保に力を入れて取り組んでおります。県央地域においても、県央基幹病院の開院、県立加茂病院の診療体制の充実のために、何とかして常勤医師と看護師の確保をしていかなければならないと考えております。

1点目の大学、短大進学において県外流出を抑え、流入拡大の鍵についてお尋ねであります。新潟県は、将来県内において看護業務に従事する意思のある看護学生に対して、修学のための資金を貸与する県独自の看護職員修学資金制度を設けております。資格取得後に県内の特定医療施設等における業務従事により修学資金の返還を免除する規定を設け、県内就業の促進を図っております。この制度の活用により県内大学等への入学を促進するとともに、地元の医療機関に従事することによって卒業後の県外流出を抑えることで、地域の看護職員の確保につながっていくと思っております。なお、他市町村においても看護職員確保のための修学資金制度を設けているところもあり、町としても今後このような制度の創設について研究してまいりたいと考えております。

2点目の県立加茂病院の改築1年前と1年後の救急車の依頼数と受入れ数についてお尋ねですが、加茂地域消防本部に確認したところ、改築1年前の依頼数は716件、受入れ数は416件、改築1年後の依頼数は644件、受入れ数は344件であったとのことであります。

3点目の県央基幹病院周辺的环境整備についてであります。平成27年度に三条市、燕市、加茂市、弥彦村とともに設立をいたしました県央基幹病院設置に係る道路等環境整備促進期成同盟会を通じて、毎年、国及び新潟県、また地元選出国會議員への要望活動を行っております。要望の内容としては、国道403号バイパスの整備促進、基幹病院周辺の雨水対策整備、国道289号バイパスの整備と、(仮称)石上大橋下流橋の建設などの整備を強く要望をいたしております。また、令和3年度要望は環境整備だけに限らず、マグネットホスピタルの確立への取り組みについても要望に盛り込む予定であります。令和5年度中の開院予定に向け建設も始まりました。町としましても、同盟会構成市町村と連携をし、開院まで引き続き強く要望活動を行ってまいりたいと思っております。

最後に、田上町総合防災訓練についてのご質問であります。1点目の今回の災

害対策基本法改正に伴う町の対応につきましては、5月17日に開催された自主防災組織連絡協議会総会、6月6日に開催された防災士フォローアップ研修におきまして、参加された区長、地区の防災リーダー及び防災士の皆さんへは資料の配付を行い、説明いたしました。また、広報誌「きずな」6月号にもこれらの内容を掲載し、町民の皆様への周知に努めております。

今後の対応としましては、昨年も洪水土砂災害ハザードマップの保存版として両面カラー刷りのチラシ「災害の危険が迫ったら迷わず避難」を作成し、全戸配布を行い周知しましたが、今回の改正も同様に対応したいと考えております。

2点目の防災士の数についてお尋ねであります。現在、21地区のうち17地区に防災士が養成されており、総勢37名となっております。毎年、各自主防災組織に対して防災士の養成講座の参加案内を行っており、特に防災士不在の地区へは積極的な参加をお願いをいたしております。令和3年度におきまして、現在防災士不在の下横場地区を含め3名の方から養成講座への参加申込みをいただいております。今後も引き続き防災士不在の地区に対して養成講座への参加を働きかけ、全地区への養成を目指していきたくと考えております。

3点目の町の年平均気温と降水量についてであります。議員のおっしゃる新しい平年値につきましては、現在、新しい平年値を採用するアメダス観測所は、近隣で三条、新津、巻のみとなっており、町のデータはありません。そこで、山田地内にある田上終末処理場における観測数値になりますけれども、令和2年度の年平均気温は13.6度、1日平均降水量は5.7ミリとなっております。

以上でございます。

4番（渡邊勝衛君） ありがとうございます。それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

町長は今日、6月定例会の挨拶の中で、16歳以上のワクチンの接種は10月までに完了したいということで話をされましたが、町民約1万400人の2回目までのワクチン供給の時期について町長に尋ねます。高齢者でワクチン接種を受けたくても、本人では対応ができず、1回目のワクチン接種を受けなかった人がいるかと思えます。今後、町として接種率を上げることが必要かと思えます。ぜひ県内30市町村で接種率がトップになるよう、今後の対応について町長に尋ねます。

2回目のワクチン接種完了時点で、仕事の際、接種完了の証明書が必要な方もおられます。ぜひ町からワクチン接種完了の証明書の発行をお願いしたいです。証明書の発行について町長に尋ねます。

弥彦村の小林村長は、ワクチン接種について、村民以外の希望者を村で受け入れると表明しました。村内の事業所で働く人や隣接自治体の住民が対象で、村は会場とワクチンを準備し、必要に応じて医療従事者の確保も協力するとのこと。隣接自治体は、現在接種が遅れている新潟市と協議をしています。64歳以下は現役世代のため、6月26日から7月11日までの金、土、日の午前9時から午後8時までを設定しております。高齢者接種と同じく予約制は取らずに、年齢別、地区別に日時を指定する弥彦方式で実施されます。田上町もこれから現役世代に接種をするわけでございますけれども、弥彦同様、金、土、日曜、そして接種時間でも柔軟性を取った接種対応が必要かと思いますが、町長に尋ねます。

県立病院の医療スタッフ確保についてです。町民は、加茂病院が近くにあり、デマンド型乗合タクシーを利用した診察を望んでおります。救急車の受入れ数を多くするにはやはり医師の確保が必要かと思いますが、どのような対策が必要か町長に尋ねます。

あと、三条市にある三条看護・医療・歯科衛生専門学校は、三条市、燕市、加茂市で、月5万円で年間60万円の看護職員確保のための修学資金制度を設けております。多くの生徒が県央基幹病院、加茂病院で就職できるよう、田上町でも協力し、スタッフ確保につなげていただきたいと思います。ぜひ来年度はこの修学資金制度を設けていただきたいと思います。この件について町長に尋ねます。

3番目の田上町防災訓練についてでございます。今回の関係で内容が一部変わりました。広報誌「きずな」6月号に掲載していただきまして、本当にありがとうございました。残念なことに、2ページ目がカラーでなかったため、非常に見にくいとの話がございます。先ほど町長は対応されると言いましたので、別に問題ないことですが、カラーで対応することを町長にお願いいたします。

あと、6月6日の午後より第9回田上町防災士フォローアップ研修が行われ、豪雨災害時の逃げ遅れをゼロにするために、避難訓練における点検事項について研修がありました。防災士の参加地区は21地区のうち13地区で、参加率は61.9%。参加人数は、全体で37名のうち、参加者24名で、出席率は64.8%でした。いつも参加地区、参加人数とも偏っております。話を聞きますと、各地区の自主防災会議にも防災士の方々が会合に出席の依頼がない地区があると聞いております。町も1年に1回、各地区の自主防災会の活動計画を受けているかと思いますが、次回の防災士フォローアップ研修会に多くの防災士が参加できるよう検討していただきたいと思います。特に10月31日には防災訓練がございます。やはり防災士の方からお仕事をして

いただかなければならないかと思しますので、町長に今後の対応について尋ねます。

10月31日の総合防災訓練では、3時間の中で12項目の訓練が実施されます。多くの担当者、協力者が必要になります。時間的には、訓練の数を減らして中身のある総合防災訓練が必要かと思います。この件について、町長に訓練項目を減らすのか尋ねます。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 1番目の質問について、再度ちょっとお願いできますか。
（2番目の声あり）

町長（佐野恒雄君） 1番目。一番最初の質問。すみません。

4番（渡邊勝衛君） 新型コロナウイルスの関係ですか。

町長（佐野恒雄君） 一番最初の。

4番（渡邊勝衛君） それでいい。

町長（佐野恒雄君） はい。

4番（渡邊勝衛君） 町長は今日、6月定例会の挨拶の中で、16歳以上のワクチン接種は10月までに完了いたしますと話がされましたが、町民約1万400人の2回目までのワクチン供給の時期について町長に尋ねます。

町長（佐野恒雄君） すみませんでした。

ワクチンの供給については、国のほうからは十分に確保しているというふうに聞いておりますので、その辺は心配ないのだろうと思っております。

それから、接種率の県内トップを目指してくれと、こういうお話でございますが、接種するかどうかというのは、あくまでもこれは強制ではなく本人の意思でございます。ただしかし、これコロナの感染拡大を防ぐ一つの大きなやはり切り札となっているわけでありますので、そうした啓蒙といいますか、町民の方々に接種の大切さということはやはり周知といいますか、広報を通じて周知をしていかなければならないなというふうに考えております。

それから、証明書の発行、ワクチンの証明書……

（ワクチンが2回……いいですかの声あり）

町長（佐野恒雄君） ワクチンの証明書の……

（ワクチンが2回接種が終わったら証明書を出してもらいたいということなんですかの声あり）

町長（佐野恒雄君） それについては、ちょっと私自身も把握しておりませんが、そういうことが必要になるということであれば検討してまいりたいなと思っております。

それから……

(現役世代のワクチン接種の時間帯の声あり)

町長(佐野恒雄君) 接種体制。すみません。では、接種体制については保健福祉課長のほうから答弁をさせます。

それから、修学資金制度について、これ先ほど答弁でお話を申し上げました。近隣の市町村でそうした制度を取っておるところがあります。そういうところに町としてもやはり一緒になっていくことも検討してまいりたいなというふうに思っております。

それから、防災士のフォローアップアップ訓練、これについては総務課長のほうから答弁をさせたいと思いますし、10月31日の防災訓練、これはあくまでもやはり実質的な訓練でなければ私は意味はないと思っています。訓練のための訓練であってはならないと思っておりますので、その点はしっかりと検討して、本当の意味での訓練になるように努めたいなと思っております。

以上であります。

保健福祉課長(渡邊 賢君) 現役世代の接種の時間帯ということで、渡邊議員、弥彦村の例を出されてお話しされたかと思えます。今、私ども接種予定をしているのは、これから7月になりますけれども、土曜日、日曜日というのもあります。8月以降になりますと、今お示ししているのが火曜日、水曜日、土曜日ぐらいの日程になっております。ただ、日曜日の日程が一部、8月の初めには入っておりますが、今後、現役世代が接種がしやすいように日曜日も追加をしていこうという考え方でいきますので、その辺は受けやすい体制づくりに努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

総務課長(鈴木和弘君) それでは、防災訓練の関係、私のほうから。

まず、1点目、「きずな」については、先ほど申し上げましたように確かにカラーでございません。ただ、今後、昨年もやったように、その部分だけをカラー刷りにしたものを保存版ということで、こちらのほうはもう、今のところ6月の末、7月の初め頃には区長配付して全戸配布をしたいと思っております。

それから、防災士フォローアップ研修、6月6日、渡邊議員も参加いただきまして、ありがとうございます。なかなか急だったものですから、参加ができない、土日ではちょっと厳しいという防災士もいらっしゃいます。それについては、平日でもいいということで伺っておりますので、そういう形でこの前参加していただかない方には、この前お話ししたような内容をしっかりと伝えていきたいと思えますし、

渡邊議員おっしゃるように、10月31日に向けて今後も引き続き防災士フォローアップ研修はやっていきます。かなり多くの方からということになりますけれども、また日程がどうしても都合がつかなければ、別な時間なりをして開催をしていきたいなというふうに思っております。

4番（渡邊勝衛君） それでは、3回目の質問に入らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策でございますけれども、今ほど渡邊保健福祉課長より、8月以降、現役世代に関してもできる限り週末に入れてくれるということでございますので、できる限りそのような状態にさせていただきたいと思えます。

あと、田上町の総合防災訓練でございますけれども、防災士の関係でございますけれども、先ほど6月6日に研修があったということで話をしたわけでございますけれども、非常に何か防災士の方たちが不満を持っているというか、各地区での自主防災会、会合に呼ばれていないため、町の防災士フォローアップ研修もちょっと出るのに不具合があるというような状態で、ある地区の方が話をしておりました。それで、次にまた防災士フォローアップが第10回が行われるわけでございますけれども、その前に1回できたら防災士の方にアンケートを取って現状を把握されることが、今後防災士から協力ができるのではないかと思いますので、そこら辺り、今後どのようにするか考えていただければいいかと思いますので、よろしく願いしたいと思えます。

それで、今回は町で10月31日、防災訓練となるわけですがけれども、先日ですか、国土交通省は6月11日に妙高市の「道の駅あらい」を防災道の駅に選んだと話がございました。来年以降も町も防災訓練するかと思いますけれども、町もやはり道の駅が非常にいい条件で動いておりますので、できたらそういうところでもやっていただければいいかなと思っておりますので、防災訓練のほうよろしく願います。

これで私、3回目の一般質問を終わります。

以上です。

町長（佐野恒雄君） フォローアップ研修での何かちょっと、不具合というのですか、何かそういうのがあるかのようなお話でありますけれども、ちょっとその辺は私自身把握しておりませんので、総務課長のほうから答弁させたいと思えます。

それから、実際の防災訓練、道の駅の妙高ですか、というふうなお話がありました。その点についてはまた今後検討していきたいと思えます。

総務課長（鈴木和弘君） そういう部分も伝わっていないというのがありましたので、実は5月の自主防災組織連絡協議会の際は、ぜひ防災士の方から参加をいただきました

いということをお願いをしました、特に。今回の防災訓練は防災士の方からいろいろ協力をしていただかなければいけないということで、ぜひ参加をというお願いをしております。それで防災士の方も何人か出席をいただきました。出席されていない方は、いろいろこちらのほうからも声をかけながらやっておりますし、今後もまた自主防災組織連絡協議会も開催させていただきます。それは10月31日の防災訓練に向けてそういう会議をやっていきますので、その際を通じてまたこちらのほうからも積極的に話をしていきたいと思っております。

議長（小嶋謙一君） 渡邊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時20分 休 憩

午後2時30分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、7番、今井議員の発言を許します。

（7番 今井幸代君登壇）

7番（今井幸代君） それでは、議席番号7番、今井でございます。本日最後の一般質問となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

今回は、私は大きく3つのテーマについて一般質問をいたします。1点目は、コロナ禍におけるウッドショック対策について、2点目は、新潟県の新規事業、養育費確保支援事業について、3点目は、新潟県犯罪被害者等支援条例施行における当町の取り組みについて、これらについて執行側の考え方を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初にコロナ禍におけるウッドショック対策についてです。あまりテレビ等大きく報道はされませんが、新型コロナウイルスの影響により、木材の高騰、供給不足、いわゆるウッドショックによる影響がこの地域においても3月頃から顕著となり、建築業界を中心に大きな混乱を与えています。今回のウッドショックは、アメリカにおけるリモートワーク等在宅需要の増加、住宅ローンの低金利、これらにより住宅着工数が大幅に増加したことに加え、世界的なコンテナ不足、そして中国も木材の需要が非常に大きくなっており、世界各地より買い集めを行っていることを背景としまして、価格の高騰、日本への輸入量の激減が続いております。

このウッドショックの影響は、資材ストックや独自の調達ルートを持つ大手のハウスメーカーより、中小の工務店等のほうが大きく受けています。実際に、県内の

中堅のハウスメーカーでは、契約済み新築案件の返金対応等をするケースも出てきているというふうに聞いています。町内の工務店でも、新築案件は、木材の価格、そして調達の見通しが全く立たないということから、受けられる状況に全くない、そしていつこの状況が終わるのか見通せないという悲鳴とも言える声を聞いております。しかしながら、町内の建築業界関係者にヒアリングをしたところ、大量の構造材や木材を使う新築や大規模リフォームは非常に難しい、困難ではあるが、小規模のリフォーム程度であれば、資材の確保、そして価格の見通しもつけることができるとのことでした。資材確保が可能な小規模リフォームの需要を喚起し、受注へつなげることが建築業界の事業者に対する事業継続支援として重要なことではないでしょうか。

また、木材価格は、林野庁によれば、北米の製材価格は、昨年4月に約2.4立方メートル当たり353ドル、約3万8,600円でしたが、今年4月には1,290ドル、約14万1,300円と3倍以上も上昇している状況となっており、急激な資材高騰を踏まえ、町民への消費者支援、保護としての支援も、そういった視点も必要と考えます。

事業者の事業継続支援、そして町民への消費者保護、消費者支援、この2つの視点を踏まえまして、リフォーム補助事業を改めて提案をしたいというふうに考えます。所属する党派として、三次のコロナ交付金を活用した支援策としてリフォーム補助金を要望しておりましたが、事業化には至りませんでした。現在のこのウッドショックの影響を鑑み、早急な対策が必要ではないでしょうか。町としてウッドショックに対する町内への影響をどのように認識し、その対策についてどのような検討をされているのかお聞かせください。

次に、新潟県の新規事業、養育費確保支援事業について伺います。日本における離婚は、夫婦が協議をし、合意を図る協議離婚が主流となっており、専門家による適切な支援を受けないまま、離婚後に必要な事項についての合意形成が十分にされず離婚が成立してしまうというのが現状です。中でも子どもを持つ夫婦の離婚では、養育費や面会交流に関する取決めや合意形成を離婚後に行うとしても、父母間の利害対立による紛争化や、養育費と面会交流が一体として取り扱われ、養育費の支払いが面会交流実施の条件とされてしまうなど、取引材料となってしまうケースもあります。

平成24年7月1日施行された民法第766条では、面会交流と養育費に関しては、父母は子の利益を最も優先して考慮しなければならない旨が明記されています。つまり、父母は離婚の協議段階から離婚後の子どもの養育に関する取決めを明確に行う

必要があります。しかし、厚生労働省が行った平成28年度全国ひとり親世帯調査によると、養育費の取決めをしているのは母子世帯で42.9%、父子世帯で20.8%、離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が24.3%、離婚した母親からの養育費の受給状況は3.2%というのが現状です。

養育費の支払い義務は、子どもが最低限の生活ができるための扶養義務ではなく、それ以上の内容を含む生活保持義務と言われています。生活保持義務とは、自分の生活を保持するのと同じ程度の生活を保持させる義務のことです。つまり、非同居親が暮らしている水準同様の生活水準を保てるように支払っていくべきものと言えます。そして、生活が苦しく払えないという理由で支払い義務を免れるものではなく、本人の生活水準を落としてでも払う必要があり、余裕がある場合に払えばよいというものではありません。ひとり親家庭で育つ子どもたちの健やかな成長のためにも、父母が離婚前に子どもの養育に関して取決めを行うことを促し、支援をしていく必要があると考えます。

そして、今年度より県がひとり親の養育費確保を支援することを目的とした養育費確保支援事業がスタートしています。これは、公正証書作成等に係る各種手続を行政書士等の専門家のサポートを受けた際の経費を2分の1補助、上限2万5,000円とする内容のものです。養育費の受給率が上がることでひとり親家庭に育つ子どもたちの生活基盤が向上し、安定した暮らし、健やかな成長につながるものと考えます。そして、ひいては児童扶養手当等の児童福祉関連費用の抑制の可能性も考えられます。

そこで、1点目に、国も養育費確保に向けた様々なアプローチを進めていますが、当町におけるひとり親の経済状況や養育費受け取りの関連性、対策の必要性、これらをどのように認識しているのかお聞かせください。

2点目に、地域住民と最も近い我々基礎自治体は、国や県の支援事業や相談機関の周知だけでなく、相談者をつないでいく、そして必要な支援や受けられる支援の斡旋も重要な役割と考えます。地域住民に必要な制度を認知させるための取り組みをどのように展開をしていくのかお示してください。

そして、3点目に、行政書士にヒアリングしたところ、離婚に関わる公正証書作成、これは養育費ですとか、財産分与、慰謝料等、そういったものが入ってくるかと思いますが、これらの公正証書作成では5万円から13万円程度、これは主に資産調査や、その資料の作成等に経費がかかるということで、幅があります。5万円から13万円程度の費用となり、ほかに公証人に支払う手数料が2万円から5万円程度

となります。今年度から始まった県の取り組みは、養育費確保に関して一步前進ではありますが、公正証書作成にかかる自己負担額、依然と大きく残ります。町が県の事業を補完するような形で負担額の軽減を図ることで、養育費の取決めや受給率向上を促進することが重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。仮に県と同額を対象者に町が補助した場合、2万5,000円が上限になりますけれども、2万5,000円掛ける5組、この5組というのは、おおよそ町内で養育費確保を要する離婚件数が約10件程度というふうなところから、養育費の取決め率43%を掛けておおよそ5組というふうに想定をさせていただきました。2万5,000円掛ける5組で12万5,000円となりますが、ひとり親家庭に育つ子どもたちの安定した暮らし、そして健やかな成長、併せて長期的な財政抑止効果等を踏まえれば、町の財政状況を鑑みても事業化するメリットのほうが高いと思いますが、いかがでしょうか。

最後のテーマ、新潟県犯罪被害者等支援条例施行における町の取り組みについて伺います。4月1日より、犯罪被害者の被害回復、軽減、社会生活の再構築、また社会全体で犯罪被害者を支えることを目的とした新潟県犯罪被害者等支援条例が施行され、条例の趣旨に基づき様々な施策が総合的に展開されていきます。この条例では、市町村への協力として被害者等支援に関わる施策策定を求めており、これに合わせて新潟県は市町村への補助事業として、犯罪被害者等見舞金支給事業をスタートさせています。犯罪被害に遭った被害者や遺族に対して地域が寄り添う姿勢を示すため、市町村が支給した見舞金に対し県が補助をするという内容ですが、町はこの県の事業をどのように捉えておられますでしょうか。市町村がこの事業に取り組むことで、県と基礎自治体が一体となって犯罪被害者を社会全体でサポートしていく、その体制づくりの一步となるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、今井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、コロナ禍におけるウッドショック対策についてお答えいたします。ウッドショックによる町内への影響については、3月ぐらいからその影響が出始め、現況として新築などの施工が遅れぎみになりつつあるとのこと現在行っている各事業所訪問調査などから分かりました。また、これに関連し、新築や工期が長期にわたるものについては、木材価格が急上昇する中で先行き不透明な中、見積りをすることが大変難しいと聞いております。発端は、ワクチン接種の進展により新型コ

コロナウイルスが一定の収束を見た米国や中国などでの住宅建築ラッシュによって北米産の木材が、これまで日本に入ってきていたものが入らなくなってきたことでもあります。また、国産材に関しても、長期にわたる需要の減少から、急な増産は川上の林業者の減少、川中の製材会社の減少など、いずれも大幅な増産を行うことは困難であります。

こうした状況を受けて、新潟県でも林業関係者が集まる意見交換会が先日持たれましたが、すぐに状況が改善されるわけではありません。なお、住宅産業は関係する産業、事業も多く、今後の動向について非常に危惧いたしております。町としてできることは多くはないと思いますが、中長期的な町産の木材の供給について、森林組合がその主力になると考えますが、田上町だけではなく広域的に考えていく必要があるかと思っております。今後、林業関係者が集まる中で、行政ができることについて、各自治体とも情報を共有し、有効な対策等について研究してまいります。

また、小規模リフォームについてですが、コロナの影響がウッドショックという形で現れてくるとは想定していなかったことでもありますけれども、事業所訪問調査により、大手住宅メーカーはもちろん、町内の工務店もウッドショックの影響を大きく受けていることを実感いたしました。この状況は長引くことも予想され、一刻も早い支援策を打ち出したいことから、令和3年度の交付金事業の追加支援策として、過去に行った田上町住宅リフォーム事業補助金をベースとした事業ができるかどうか検討しておるところであります。

町では、ほかに、平成29年度から3年間、多世帯同居住まい推進リフォーム補助金を実施しておりますけれども、事業実施後のアンケート調査を踏まえ、令和4年度に新たな補助制度も検討しております。

次に、新潟県の新規事業、養育費確保支援事業についてお答えいたします。1点目の町におけるひとり親の経済状況や養育費の受け取りの関連性、対策の必要性等についてであります。当町におけるひとり親の経済状況については、国や町においてもひとり親世帯に対し給付金事業を実施いたしました。コロナ禍も重なり、大変厳しい状況であると考えております。ひとり親医療費受給や児童扶養手当申請の際には、養育費は受け取る必要があると説明は行っており、養育費の受け取りの関連性、対策の必要性は十分認識しております。

2点目の地域住民に必要な制度を認知させるための取り組みをどのように展開するのかとご質問ですが、ひとり親家庭に対する支援においては最も重要な役割を担っております。重要な制度を認知させる取り組みの展開ということであり

ますが、離婚届を受理する町民課とひとり親家庭への相談支援等を行う保健福祉課が交互に連携することにより、各種の情報提供や相談支援等につなげていくことが可能であると考えております。今現在は、これらの窓口間において連携が取れている状況とは言えませんので、まずは、相談窓口間における連携体制を構築していきたいと考えております。

3点目の養育費確保支援事業につきましては、離婚される際に、ひとり親世帯において裁判所での取決め手続や公正証書での養育費の取決めを行っておくことは、その後の安定した生活を営む上で重要であるというふうに考えております。しかし、今までそのような観点で施策を検討してこなかったのが実情であり、議員ご提案の支援策につきましては、少し時間をいただき研究していきたいと考えております。

最後に、新潟県犯罪被害者等支援条例施行における町の取り組みについてお答えいたします。議員のおっしゃるとおり、新潟県は、犯罪被害に見舞われた遺族、重傷病者に対していち早く支援し、犯罪等による直接的な被害だけでなく、その後の二次的被害の防止や支援を実施できるよう、新潟県犯罪被害者等支援条例の制定を行い、令和3年4月1日より犯罪被害者等見舞金支給事業の運用をスタートしております。これは、全国で3件目となります。

県内の市町村の状況としましては、新潟市におきまして令和3年度中に何とか実施する方向で検討を始める、それ以外の市町村は今後検討を始めるというところが大半で、実施時期を公表する段階までには至っていないというのが現状であります。

現在、町においては、安全で安心なまちづくり条例の下、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に倣い、防犯協会の活動と連動して犯罪の事前防止や防犯啓発などを行っておりますが、残念ながら現在の条例や計画には犯罪被害に遭った被害者やその遺族に対する支援については全く盛り込まれておりません。地域が寄り添う姿勢を示し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、軽減を支援するという県の目的や考え方につきましては、当然町としても前向きに捉えていく必要があると考えております。今後、条例改正や推進計画の見直し、補助金交付要綱の策定が必要となってきますが、他市町村の状況も見ながら検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

7番（今井幸代君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず、ウッドショック対策に関してですけれども、町長ご答弁で、かつて実施を

しました田上町住宅リフォーム補助金をベースとした事業を現在検討しているということで、早急な対応をしていくというふうなことで理解をしております。それをベースにというふうに考えておられるのであれば、ぜひ、かつてのリフォーム補助金というのは、例えば他の補助事業との併用はできませんでした。今このウッドショックの対応として重要なのは、とにかく需要を喚起することだというふうに思っています。建築関連の事業所の皆さんたちがしっかりと仕事を受けられること、そのための需要を喚起していくことが重要だと思いますので、例えば介護保険における住宅費の改修、これらとの併用も可とするということであったり、かつての住宅リフォーム事業というのは外構関係は補助対象外でした。そういった補助対象外になったものもしっかりと対象に入れるべきだというふうに思います。そうやって住宅関連に関係する、非常に裾野が広い産業でもありますので、そういった建築業界全体を下支えする、そのための需要喚起とつながるような事業にぜひ設計をしていただきたいというふうに思います。

そして、令和4年度から新たな補助制度も検討しているということなのですが、これは具体的にどのような目的で検討されておるのでしょうか。今回私はコロナ禍の中でのウッドショック対策としてご提案をさせていただいておりますけれども、町長が答弁をされた令和4年度以降の新たな補助制度というのは、具体的にどのような目的で検討されているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。実際に令和3年度の交付金事業の追加支援策として今事業設計を進めているというふうなことなのですが、令和3年度の交付金事業というふうになると、過日の全員協議会の中で事業実施が年度末までに終わっていなければいけないというような話を聞いています。そうすると、このリフォームの補助に対しても、施工が完了されるのが3月31日までに入っていなければいけないのかとか、それとも発注が3月31日までにされていればその工事が後ろに行っても大丈夫なのか、実際に昨日、県央地区の木材の卸問屋と少し話をしまして、今井さん、ちょっと小規模関係のリフォームの木材の調達も少し難しくなるかもしれないというような内容のお電話でした。この一般質問の通告を出した5月の下旬頃には、町内の工務店と話をしているときは、1か月程度、例えば二、三百万円ぐらいの小さいリフォームだったら何とかいけると思うというような話を聞いていたのですが、昨日、県央地区にある木材の卸問屋からそういった話を聞くと、もしかしたらこれを事業化しても資材の調達が、これ自体も遅れてきてしまう可能性も大いに考えられます。そうなったときに、交付金事業だけではなく町の単費も含めてしっかりと支援をしていく、

そういった町長の考え方があるのかないのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

次に、養育費確保支援事業について質問をさせていただきます。まずは、窓口間における連携体制を構築をしていきたいというふうなことでありますけれども、実際にその連携体制というのは具体的にどのようなことなのでしょう。連携が今は取れている状況ではないというふうにおっしゃっておられるのですけれども、今どのような具体的状態で、実際にその連携が取れているという状態はどのような形になるのか、その具体的な中身を聞かせていただきたいなというふうに思います。

今回私が提案した養育費確保支援事業を県と同様な形で町もやりませんかという提案なのですけれども、何で公正証書にこだわったのかという背景には、公正証書には強制執行の手続が行える、そういった効力があるからです。これは、調停の調書とか、審判所、これらもそうなのですけれども、そこに行かずとも、行政書士であり、弁護士であり、そういった方たちが間に入って作成した公正証書に関しては、例えば支払いが滞った際の強制執行の手続が行える、そういった効力を持つので、公正証書というふうに提案をさせていただいております。重要なのは、大切なのは子どもの利益の確保だというふうに思います。正直、離婚というふうになると、非常にデリケートな問題、プライバシーの問題等あってなかなか踏み込みにくい、行政としては踏み込みにくい部分であろうかと思いますが、やはり大切なのは、ひとり親家庭であってもそういった経済的に困窮するような状況に陥らせないこと、そもそも養育費というのは、先ほど申し上げたとおり生活保持義務というのが父母にはあるわけですから、そういった部分をしっかりと父母にも理解をさせるということが重要な点だというふうに思います。そこで、今実際にすぐにでもできるものとして、今窓口で例えば離婚届を、これ離婚届です。受け取る際に、こういった面会交流に関するものであったりとか、養育費に関することを取決めをしてありますかというところのチェック項目があります。こういった部分でまずはしっかりと窓口で確認をすること。そして、これは法務省が作成をしているパンフレットです。中身は非常によく、少し難しいかなとも思うのですけれども、中身は非常に重要なことが書いてあります。これは本来であれば、こういったものを受け取る際にこのパンフレットも交付してくださいというのが法務省のホームページには書いてあるのですけれども、実際になかなかそこまでやり切れていないというのも当町の現状であるというふうにも思いますので、まずはしっかりと窓口でファーストタッチする方がこういった養育費の取決め、面会等に関する確認をすること、そして踏み込め

ない、父母のプライバシーのものはなかなか踏み込みづらいというのは十分分かるのだけれども、行政機関としては、子の利益を最優先に考えるという立場から、しっかりと養育費の支払い義務に関して、そして受け取る権利に関して啓蒙を図っていく必要があると思います。それらに関して、これは今すぐできることであると思いますので、これらをぜひ徹底をしていただきたいと思います。お聞かせ願いたいと思います。

最後に、県の犯罪被害者等支援条例等を含めた施行に関しましては、まずは考え方は共有できたのだろうというふうに認識をしています。条例改正ですとか、推進計画の見直し、様々な付随する業務が必要になってくるのだろうというふうに思いますので、ぜひこの令和3年度を使って新年度から県と足並みをそろえた事業が展開できるように準備を進めていただきたいと思います。こういった県と一体的な事業に取り組むことによって、情報の共有であったりとか、連携というのでもできていくのだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 幾つかご質問いただきました。

まず、ウッドショック、私がこのウッドショックの話を聞いたのが、たしか4月の末か5月の初め頃だったと思うのです。建築関連業界の要望でおいでになられたときに初めてこのウッドショックの件を実は耳にしました。実際、その後事業所訪問というふうな形で建築関係を回った中で、非常に今回のこのウッドショックは大きな影響を及ぼしているということを改めて認識をさせていただいたところです。原因は先ほど申し上げましたとおりであります。これはなかなかそう簡単に収束するような状況ではないということも伺っております。それに対しての国内の製材関係、供給体制がそう簡単にできるものではない。今までは、あくまでも安い外材に頼り切っていた点があったわけで、ここへ来て、さあ、では国内でといっても、なかなか国内で供給できるような体制がすぐにできるわけではない。そんなことで、このウッドショックもちょっと長引くのではないかというふうに言われております。今回、リフォームの関係、町としても早急に体制といいますか、検討しなくてはならぬなということで今動いておるわけですが、その事業の中身についてはこれから十分ひとつ検討してまいりたいと、こう思っております。

それから、新たな令和4年度の補助制度、これについては地域整備課長のほうから答弁をさせます。

それから、養育費の確保支援事業、これ議員がいろいろとお話をされました。離

婚という事態、子どもの養育費の関係になるわけでありますけれども、非常に大きなエネルギーが要るわけです、この離婚というふうな状況になったときに。では、そこで本当に子どもの将来、また生活の実態、将来の実態を考えたときに、公正証書の作成ということが本当に大きな意味を持つのは分かってはいるのだろうとは思いますが、なかなかそこまで至らないというふうなことも、それぞれのやはり事情等もあってということもあるのだろうと思います。それを県のほうで事業で動き出したということ。これは町としてもしっかりとやはり取り組んでいかなければならないなど、こう思っております。

そうした離婚届、先ほど連携がどうのこうのというふうなお話がありました。しっかりとやはり連携がされていなければならないのだろうと思います。離婚届を受ける町民課と、それからそうした今後の支援体制、説明を寄り添った形で、その当事者に対して寄り添った形でいろんな相談に答えていかなければならない保健福祉課、それはやはり当然連携をした中で対応していくべきであろうと思います。今そういう体制が取れていないのが先ほども申しあげました実情であると思います。これはやはり、ただ離婚届を受け取りましたということだけではなくて、今後の生活ということに対してしっかりと町民課も保健福祉課も本人に寄り添った形でいろんな、先ほどパンフレットをお見せいただきましたけれども、そういうこととか、いろんな支援の形をこれから連携をして取っていく必要があるのだろうなど、こんなふう考えております。

それから、犯罪被害者等支援条例の施行、これは当然県がこの4月1日からこの条例の施行がされたわけであります。この条例の趣旨に基づいて、町も一緒になって条例施行については当然取り組んでいく必要があるかと思っております。先般、県の弁護士協会がお見えになられて、その辺を十分お話も伺いました。県として当然この条例の改正等、前向きに取り組んでいくつもりでおります。

以上であります。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、令和4年度のリフォームの事業、こういったことが目的で検討しているかということなのですが、実は、令和3年度の予算編成を行いまして3月議会に上程したわけなのですけれども、その辺りからリフォームの補助金は来年度はありませんかという電話が何件か来ております。我々が思っている以上にリフォームの需要があるのだなという認識は私のほうで持っているところなのですが、平成29年度から実施しました多世帯同居の住まいのリフォーム補助金について、全体件数として13件の利用があったわけなのですけれども、その中で

10名の方からアンケートのご協力をいただき、集計のほうさせていただきました。補助金を受けているということですので、よかったという回答がほとんどなのです。ただ、その中でも、年金暮らしの方で、この補助金があってリフォームの決心をすることができたとか、それからまた小さいお子さんがいらっしゃって、これから成長するに当たって駐車場の整備等も考えていた中で、こういったリフォーム補助があって助かったという声が結構ありました。それらの声を集約しまして、需要があるということで認識しておりますので、新たな補助制度を打ち出せばいいなということで今研究しているところなのですが、具体的な内容はまだ決まっておりません。またこちらのほうで研究しまして、一定の制度が皆様にお伝えできるようになりましたら、その際、全協等の席でまたご説明差し上げたいと思います。

以上です。

町民課長（田中國明君） 今ほどの今井議員の届出の際に関係する町民課サイドでの対応の仕方という部分でございますけれども、できれば、本来その届出が出される前にしっかりお二人で子どもの関係についても協議をされて出されるというのが一番ベストであるというふうに考えているところであります。それで、今ほど届出の用紙をお見せいただきましたが、そこにそのような記載が入ったのがたしか4年ほど前からであったというふうに聞いています。それで、実際に出されるときにはそこにチェックがされていないということが大半であります。そのようなことから、今ほど今井議員も申しましたが、法務省から来ているパンフレット等もお示ししながらそういうふうな話をつなげていければいいかなと。そういう形の中でまた保健福祉課と一緒に連携が図られていくことがそういう部分に対する少しでも力添えになるのかなというふうなことで考えているところでありますので、よろしく願います。

（あと、交付金活用しての答弁お願いしたいんですけど。

答弁漏れなので。要は町の単費も含めての声あり）

副町長（吉澤深雪君） 大変失礼しました。

リフォームの関係の交付金を利用しての支援金、期限等もありますから、それら制約も踏まえてどういうふうな研究をしていくか、他制度との併用、できればなるべくそういう制限は加えたくはないとは思いますが、ほかの制度自体がどうなっているかというのも研究した上で、対応を考えていきたいと思えます。また、言われるとおりに、確かにリフォーム、すぐにやって終わるものではありませんので、何か月かやはり時間が必要なものですから、その辺、いつスタートできて、いつまで

に終わるか、そういう単費での対応も場合によっては必要かなということで検討をしていきたいと、制度設計していきたいというふうに考えております。

以上であります。

7番（今井幸代君） まず、リフォーム補助金について再度質問をいたしますが、おおよそ執行側のほうでこの事業提案というのはどのくらいをめぐりに提案を検討しているのか。実際にこの事業を事業化をして、町民に周知をして、そこから事業者の皆さんたちは、こういったものがあるから、ぜひどうだというふうな営業活動をされたりしていくわけです。となると、町が事業提案、そして専決処分になるのか議決になるのか分かりませんが、そこを踏まえてさらに住民への周知となってくると、時間はどんどん過ぎていきます。ただ、しかしながら住宅関連の事業者の皆さんたちはもうまさに今悲鳴を上げているという状態ですから、もう早急に事業を決定をして、我々に説明、提案を、議会に提案、説明をしていただきたいというふうに思います。

実際に、国産の杉材やヒノキ材に関しても、今年の同時期と比較して既に2倍になっています。町長おっしゃるように、国産材の供給の大幅な上昇というのは、そんな短期間でできるものではありません。実際にこういったウッドショックを契機に、もう国策として林業をしっかりと育成していくことを実際にやっていかなければいけないのだろうとも思いますし、そういった中で、町長また森林組合ですとか近隣の自治体の関係者の皆さんと意見交換等される機会があるかと思いますが、地域でできることとしまして、例えば国産材は北米とかアメリカ、ヨーロッパ、外国木材に比較をすると強度が弱いというふうなところが難点にもなっております。そういった背景もあって外国産材が使われるというふうなこともあるやにも聞いています。そういった林業の育成とか、自給率をアップさせていくために構造上の強度を上げる、そういったための製材ですとか、そういった部分の設備投資のところを県等に実施をしていくための要望を働きかけるとか、そういった部分も一つなのかなというふうにも思いますので、ぜひ地元での林業育成を田上町だけではなく、南蒲森林組合、関係する自治体とよく協議をして、県、国へと働きかけもぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

それは長期的な話で、例えば町としても国産材の自給率を上げていくという取り組みに言えば、例えば住宅の利子補給制度がありますよね。住宅取得の利子補給制度。誰もうんと言わないのですが、あります。子育て世帯の住宅取得に関する利子補給制度、町内事業者であれば30万円、町外事業者が施工や販売をした場合は15万

円というふうな形で利子補給をしておりますけれども、そういった部分に例えば国産材を一定程度使用した場合はインセンティブをつけるとか、そういった自治体でできる林業の育成というふうな消費喚起という部分もあろうかと思っておりますので、そういった長期的な林業育成、国産材の自給率をアップさせていくための自治体としての取り組みとはまた今回、そのウッドショックというのはまた別、別ではないですけれども、短期的なものとは長期的な部分では少し分けて考えていく必要があるだろうというふうに思います。今は、まずは短期的な部分でいけば、もう早急な事業実施が必要だと思っておりますので、おおよそ今執行側で検討しているものをいつ頃提案する予定で腹づもりがあるのかお聞かせ願いたいと思っております。

そして、町長の2回目の答弁いただいたのですが、なかなか具体的な答弁がいただけなかったなというふうに思っています。相談窓口間の連携体制というのは、連携が取れているというのが一体どのような状態を指し示すのかというのがよく分かりにくいといひましようか、例えば今、町民課、戸籍関係であれば法務省等が関係省庁になってくるかと思ひますし、ひとり親関係のところになってくると保健福祉課は厚労省関係の形になってくると思ひます。今、厚労省と法務省もタッグを組んでそういった養育費確保に関して様々な事業展開をしていますが、今後は町民課と保健福祉課が一緒になってこれらの問題に関して協議をしたり、検討したり、果たしてその情報の共有、厚労省が所管する支援制度がどういったものがあるのかということをお町民課でも把握しておくとか、実際に法務省のほうが実施している支援事業や相談機関等も保健福祉課もしっかりと把握をしておくとか、そういった他の課を超えての知識の一致、情報の一致をさせるということが連携ということなのか、町長がおっしゃる連携というところは、具体的なその内容について私は2回目の質問をさせていただいたのですが、なかなか明確なご答弁いただけなかったもので、その具体的な連携の中身というものをぜひお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

私自身もこれまでひとり親の支援をどのようにしていくかという視点で様々な委員会の質疑、議会での発言をしておりましたが、今回県がこういった養育費の確保を支援していくという事業を進めたことで、そもそもそういった困窮させるような環境に陥らせない、未然に防ぐということがやはり重要なのだということをお改めて学ばせていただきました。だからこそ民法の改正もあったのだらうと思ひますし、離婚届にもそのような記載がされていったのだらうというふうに思ひます。そういった状況に陥らせないといった、子の利益を最優先する、父、母、離婚というのは

大きなパワーを使う、本当にそのとおりです。実際に養育費を取決めをしていない理由の最も大きな理由というのは、相手と関わりたくないからというところが平成28年度のひとり親家庭の調査でも出ております。しかしながら、それは父母の言わばエゴであり、子の利益を最優先で考えれば、そこを乗り越えてやはり協議をしていく、行政機関としてもその周知をしっかりとしていく、啓蒙をしっかりとしていく、そのための支援機関とタッグを組んでサポートをしていくということが必要なのだろうというふうに思います。それらについて改めて町長の考え方、最後に聞かせていただいて私の質問を終わりとさせていただきます。

町長（佐野恒雄君） リフォームの関係、今検討いたしております。それこそ早急な対策が必要かと思っておりますので、来月にはとにかく提案をさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、連携のお話であります。町民課と保健福祉課の連携ということなのですが、先ほどそれぞれ所轄が違うというふうなお話でありました。当然そうなのだろうと思いますけれども、あくまでも町民課でそうした町民課の仕事だけではなくて、保健福祉課は保健福祉課の対応ではなくて、あくまでも、よくワンストップというふうな言い方をしますけれども、それこそ先ほど今井議員言われた町民課と保健福祉課のそれぞれが同じ知識を持ってというふうなお話がありましたけれども、そういう意味においては、やはりワンストップで対応ができる、そういうのが本来の連携なのだろうと思います。そういう取り組みはできるかどうか分かりませんが、検討してまいりたいなと思っております。また再度、連携については保健福祉課のほうから説明させます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 今井議員がどういう連携かということでございます。今回ひとり親のお話でございますが、保健福祉課、それと町民課というのは非常に深い関わりがございます。例えば町民課では税の部分を扱っている、私どもは生活困窮という部分、生活保護とか、児童扶養手当とか、そういう部分に関わっております。そういう中で、例えば税の滞納があったとき、この人って実際どうなのだろうというような状況もございます。そういう意味でお互いの情報交換とかというのもございますので、そういう意味では、ひとり親の今回の事業もさることながら、ほかの事業におきましても常に情報を連携をしていきながら、今議員がおっしゃるとおり困窮者を出さないというような形で、情報共有していきながら進めていくという連携をしていくということによりご理解いただきますようお願いいたします。

議長（小嶋謙一君） 今井議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 2 6 分 散 会

別紙

令和3年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 令和3年6月16日（水） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	6番 7番
第2		会期の決定	9日間
第3		諸般の報告	報告
第4	報告第1号	令和2年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
第5	報告第2号	同年度田上町一般会計継続費繰越計算書の報告について	報告
第6	報告第3号	県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について	報告
第7	発委第2号	田上町議会会議規則の一部改正について	原案可決
第8	議案第23号	田上町手数料徴収条例の一部改正について	付託
第9	議案第24号	令和3年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について	付託
第10	議案第25号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について	付託
第11	議案第26号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第27号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	付託
第13	議案第28号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について	付託
第14		一般質問	
		散会	

第 2 号

(6 月 17 日)

令和3年田上町議会
第3回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和3年6月17日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-----------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 教育長 | 安中 長市 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 教育委員会
事務局 局長 | 小林 亨 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（小嶋謙一君） 改めましておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（小嶋謙一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に6番、中野議員の発言を許します。

（6番 中野和美君登壇）

6番（中野和美君） 6番、中野和美、一般質問をさせていただきます。

私は3点、ワクチンの有効利用について、国民健康保険税の決め方について、利用しやすい病児保育園について、3点質問させていただきます。

ワクチンについてですが、通告書を出しましてからもう半月ほどの時間が経過し、ワクチンの接種状況や優先対象者など日々変わっていく中で、一般質問の通告書を提出してから、多少現状と通告書の内容に変化が生じてございますが、質問の趣旨は変わりありませんので、通告書に沿って質問させていただきます。

ワクチンの有効利用について。厚生労働省は、医療従事者、65歳以上の高齢者、基礎疾患のある人を優先接種の対象としていますが、29日のインターネット番組で、河野太郎規制改革担当大臣は、新型コロナウイルスワクチンをめぐり7月末までの高齢者接種完了を条件に、自治体独自の優先接種枠の導入を認めると表明しました。

「7月末までに高齢者が確実に打ち終わると約束すれば独自の優先枠を設けてもらって構わない」と述べ、福岡市から7月末の高齢者接種完了を前提に、保育士や教員への接種を進めたいとの要望があり了承したとのこと。既に了承し、自治体トップの裁量の範囲でやってもらいたいとのことですから、ぜひ田上町でも早急に

ワクチンの有効利用の方針を示していただきたいと思います。

先日の臨時会で質問した際には、まず保健師、看護師、保健福祉課の職員に余ってしまったワクチンを接種していくとの方針でした。その折に、職務上園児と濃厚接触にならざるを得ない保育士、教員なども優先的に接種できるようお願いしたい旨をお伝えしましたが、その後どのように検討されたのかお聞かせください。

また、長野県富士見町の職員が開発したというキャンセルが出た場合のキャンセル待ちの導入システムが自治体間のネットワークで無償提供されているそうですが、田上町では今後そのようなシステムの導入は考えられますか。

そして、ほとんどの方は接種を希望されると考えられますが、やはり一定数はワクチンを打てない（アナフィラキシー反応が出る可能性があるなどの）方、またいろいろな理由から接種したくないという方がいらっしゃると思います。ワクチン接種は個人の意思を尊重する理念の下、ワクチン接種を希望されない方には、接種を強要することのないようお願いしたいと思いますが、考え方をお聞かせください。

国民健康保険税の決め方について。下記は田上町ホームページ、5月31日現在の記載です。国民健康保険税は、3つの項目、介護分、支援分については2つの項目を基に算定し、1年間の保険税が決まります。所得割額、世帯の被保険者の所得に応じて計算、均等割額、世帯の被保険者数に応じて計算、平等割額、1世帯幾らと計算。令和2年度分の国民健康保険税の税率、税額は、医療分が所得割6.2%、均等割2万1,900円、平等割2万1,500円、介護分、40歳以上65歳未満の方、所得割2.56%、均等割1万3,500円、後期高齢者支援分、所得割2.7%、均等割1万1,800円。課税限度額、医療分63万円、介護分17万円、後期高齢者支援分19万円となっています。

会社に勤務して社会保険料を納めている場合、保険料は標準報酬額のみから算出され、家族の数で保険料が追加されることはありません。家族が10人だろうが、極端に20人だろうが保険料は増額されることはなく、それぞれに健康保険証が交付されます。田上町の国民健康保険税は毎年改善されてきていて、町長はじめ担当課の尽力には大変感謝するところであります。しかしながら、昨今の所得減や子どもの貧困状況を鑑み、さらなる行動を起こしている自治体があることを知りました。医療分均等割の改善が見られるのです。均等割に含まれる6歳未満の子どもの減免制度を取り入れている市町村が既にあり、厚生労働省でも資料のように令和4年度4月より予算化する方向となりました。田上町の国民健康保険税は段階的に減額の予定ではありますが、さらなる制度の活用により、町民の暮らしに寄り添う町政であ

ることを期待いたします。子どもが増えると税が加算されるというシステムでは、子育てを応援したいという田上町の思いと逆行しています。できれば義務教育を終えるまで、この減免制度が発展することを願うところではあります。町長の考えをお聞かせください。

3番目、利用しやすい病児保育園へ。まず、病児保育園の利用申込書は町内全ての対象となる子どもたちの分が、提出されているという前提でよろしいでしょうか。

提出されていない方があったら、現在どのような方法で促していますか。また、利用申込書は病歴や予防接種歴など細部の記入が必要で、病気になってから利用しようとしても、お願いできる身内が近くにいる場合を除き、書類作成や通院など保護者には大変な負担がかかり、結局は仕事を休んだりということになってしまいます。本当はそういう方のために病児保育園は存在します。その保護者の方が仕事を休むとなると、収入減、欠勤扱い、よくても有給休暇を利用しなければなりません。ましてや病気の子どもを一人で介抱するには不安が付き物です。そのために病児保育園では看護師や保育士に対応をお願いしています。

竹の友幼稚園に確認したところ、今年の入園式には病児保育園のパンフレット、アンケート、利用申込書の配布の依頼を受けられたそうで、園のほうではどの程度の方が利用申込書を提出されているかは把握し切れていないそうです。どのようにしたら病児保育園を有効的に利用することができるのか、病児保育園の設置以降考えてきました。児童の自宅から病児保育園にお願いするまでのパイプが必要なのです。1、全児童の最新の利用申込書が前もって提出されているか。2、かかりつけ医が決まっているか。スムーズな受診のためです。3、通院の付添いは確保されているか。この3点がそろっていると病児保育園は利用しやすくなります。

先日、田上町在住の児童指導員の方と話をしていたところ、定年退職された児童指導員や保育士の方で声をかけてくだされば自宅へ迎えに行き、通院、病児保育園まで送迎可能な方は何人いらっしゃるということです。資格をお持ちでない方でも研修を受けて病児を預かるシステムを活用している自治体もありますので、ぜひ子育て支援策の一つに加えてはいかがでしょうか。

調べてみたところ、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、各都道府県知事宛てに子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について、今般、別紙のとおり子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱を定め、平成26年4月1日から適用することにしたので通知する。ついては、管内市町村、特別区及び一部事務組合を含むに対して周知をお願い

するとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたいと既に通知されており、実施主体は市町村。委託も可能。今年度からスタートした子育て世代包括支援センターとはまた違った形の取り組みです。この通知の中には、病児の保育における送迎の対応強化もつづられています。送迎には今年度4月よりスタートしたデマンド号の有意義な活用にもつながるのではないのでしょうか。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱につきましては、国も事業化していますので、担当課とも協議の上、熟考いただきまして、来年度の予算に反映していただきたいと考えます。町長の考えを問います。

以上で1回目の質問を終わります。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） それでは、中野議員の質問にお答えいたします。

はじめに、ワクチンの有効利用についてのご質問であります。町では5月11日からコロナワクチン接種を開始し、7月までに高齢者の接種を終了させる政府からの方針に対応し、6月、7月に接種日を大幅に追加しておりまして、接種は順調に進んでおるところであります。接種日の突然のキャンセルの対応としては、令和3年5月28日に私からのメッセージとして全戸配布により周知したとおり、まずは接種会場における従事スタッフ、次に町内の保育士、学校の教員の順に当日キャンセル分のワクチンの有効利用に努めてまいります。

長野県富士見町での自治体専用アプリを使ったチャットの内容は、例えば余ったワクチンを住民に打つ場合、どのような運用をしているのかという質問が出ると、別の自治体がキャンセル待ちの仕組みをつくってはというような答えが返ってくるというものだそうです。ほかの自治体の体験談などから問題解決ができるようになったとのことであり、現在全国で650の自治体で活用しているとのことであります。アプリによるチャットシステムについては、他の自治体の参考例を教えてもらえる点では非常に有効な手段であると思っておりますが、今のところ導入することまでは考えておりませんが、今後の参考にはしていきたいというふうに考えております。

なお、コロナワクチン接種はあくまでも個人の意思で行うものでありますので、決して接種を希望されない方に強要するという考え方はありません。

次に、国民健康保険税の決め方についてであります。国民健康保険は被用者保険と比べ高齢者の加入割合が高く、1人当たりの医療水準も高い上、保険税の負担能力が弱い加入者が多いなど構造的な問題を抱えております。さらに一昨年からは

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、厳しい財政運営が続くものと想定されます。そのような状況のため、国民健康保険の財政運営の安定化と保険税の軽減を図るため、保険基盤安定制度や保険者支援制度など様々な支援制度が設けられておりますが、国民皆保険制度を維持していくためには、国が責任を持って財源を確保する必要があると考えております。そのような中において、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年4月より未就学児に対する均等割保険料の2分の1の軽減措置が導入されます。この制度改正に至るまでは、地方6団体や国保中央会などでの国に対する要望活動によるものが大きかったと理解をいたしております。要望の内容としては、子どもにかかる均等割保険税を軽減するための支援制度を創設することであり、未就学児までとされたものの大きく前進したものと考えております。したがって、今すぐに対象となる子どもの範囲の拡大などについての考えはございませんが、令和4年度の制度開始後の状況を見守り、必要に応じてさらなる要望活動等の対応を検討してまいります。

最後に、利用しやすい病児保育園へについてお答えいたします。平成30年10月22日に開園以降、令和3年5月末までに277人の利用がありました。令和2年度は、コロナ禍で利用者数が伸び悩み、僅か53名の利用にとどまりました。竹の友幼稚園在園者全てから利用申込書が提出されているのかとお尋ねでありますけれども、在園者全てではなく、利用者または利用意向のある方から申込書が提出されており、開園以降356人分が提出をされております。お子さんが病気等で保育園等を休まなければならなくなったときに、ご家庭などで保育ができる方は病児保育園を利用しなくても対応できる世帯もあるため、申込書を提出されていない方もいらっしゃると思います。病児保育園利用につきましては、4月の入園、入学時に加茂市、田上町の教育保育施設に病児保育園利用のしおりを配布し、保護者へ周知をいたしております。今年度に入り各施設で周知の後、新たに26人の利用登録がありました。そのうち田上町分としては7人が登録しております。今後とも加茂市及び消防衛生保育組合と協議しながら周知に努めていきたいと考えております。

また、病児保育園までの送迎についてのご提案ですが、現在病児保育園では送迎サービスは行っていないため、保護者等による送迎をお願いしております。議員ご提案の定年された児童指導員や保育士の活用についてであります。現在、ファミリー・サポート・センターの実施主体となる組織がないため、事業の取り組みは行ってはおりませんが、当面は子育てサークルやボランティアの育成を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

6番（中野和美君） ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ワクチンのところから申し上げますと、長野県富士見町での自治体専用アプリなので、私はこれを見ることができなかったので、どのような運用をしているのかというのをまずお尋ねしたかったので聞いてみました。それで、もしこれたしか無償提供をされているということですので、今のところ特に困っていないから導入しないというのではなくて、これからいろんな問題出てくると思うのです。ですから、そういう一つの情報手段として無償提供されているものですので、650の自治体で利用されているということは、やっぱり利用価値があると私は考えています。ぜひ導入していただいて、650の市町村のノウハウを入れていただいたほうが私はよろしいと思いますので、その辺検討お願いいたします。

それで、町長が周知してくださいましたように、ありがとうございます。保育士、学校の先生等のほうにキャンセル等が出た場合、ワクチンの有効利用をしてくださるということで、ありがとうございます。刻一刻と状況は変わってまいりまして、田上町の接種状況も大分進んでまいりました。本当によかったと思います。早く打ちたいという方もいれば、打ちたくないという方もいらっしゃると思いますが、早く打ちたいという方には、とにかく早く安心できるように打ってあげたいと思っています。

それで、その後、大体保育士、学校の職員、当日キャンセル分を今度接種し終わった後、その後またどうするかもちょっとお尋ねしたいと思っておりましたので、再度質問させていただきますが、まず保育士も田上在住の者だけとは限らずに、今回の予算、これだと今回の補正予算のところにもあるのですけれども、町外で接種した場合というものの補正が出ておりました。ということは、町外の住民の方であっても田上町で接種してもいいということだなと私は理解しておるのですけれども、そうしますと田上町在住でない保育士にも接種が可能なのかなと今私推測しております。その辺、あとはそのほかに学校の職員も田上在住の者でない職員も大丈夫なのか。あとそれがもう大体いいところ接種が終わった場合、役場職員もしくはその前にはもう16歳以上というのが始まって来るかもしれませんけれども、その辺の段取りももうちょっと詳しくお尋ねしたかったので、その辺2回目の答弁でできましたらよろしく願いいたします。

そして、健康保険税の決め方なのですけれども、最悪来年の4月からこの制度が始まりますので、ぜひ未就学児一步も遅れることのないように、未就学児の健康保

険税の2分の1減免を進めていただけるようお願いいたします。できればこの健康保険税の均等割などの変更は、改善というのは各市町村でできるということなのですけれども、今、年度の途中ですので、できれば一番いいなと思っはいますが、最低来春からでもぜひ実行していただきたいと思ひます。

次、3つ目の利用しやすい病児保育園なのですけれども、この病児保育園に利用していただきたいというファミリーサポートの提案なのですけれども、3年ほど前に私宇都宮市の事例を挙げまして、ファミリーサポートの制度をお話ししたときに、たしか宇都宮市の大きな市町村だからできるので、田上町はちょっと難しいですというような回答をどなたかからいただいたと思ったのですが、その後私も調べまして、このファミリー・サポート・センター事業は既に平成26年に厚生労働省から通知を受けて、県知事宛てに受けているもので、平成31年で5回目の改変がされまして、どんどん利用しやすくなっています。今の子育ては家庭の中だけでは完了できないで、核家族や共働きが多いために地域、社会全体でサポートする必要があると考えています。そして、統計上10人から20人に1人は学習障害が今あると言われていています。昔は、それは学習障害ではなくて普通の個性だと思っていたのですけれども、今だんだん調べることによってそれが学習障害であったと。そして早くに発見すれば、その障害に応じた教育や適切な対処ができるということで、これ家庭の中にいると分からないのですよね。自分のしつけが悪いと親は思ってしまいます。そういうところで、なおかつ保育士や先生方に関わっていただくことによって、そういう早期発見にもつながりますので、これは親のしつけとは全然無関係のものなのです。そして、アインシュタインやトム・クルーズも学習障害があって、それを克服していますが、やはり周りのサポートがあってのことです。そんなこともありまして、まずは病児保育園の送迎支援から始めて、将来的に大きな意味でのファミリーサポートとして、つなげていっていただきたいなと私は思っています。いま一度町長の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

それで、このファミリーサポートなのですが、カリキュラムというか、厚生労働省でちゃんといろいろ指導の要綱が出ていまして、研修制度は24時間の研修を使うとか、こういうときはこういうふうにしたらというようなサポート資料が出ていますので、ぜひ参考にしていただきたいと思ひます。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） それでは、2回目の質問でございます。

ワクチンのアプリですか、これ先ほど申し上げた650の自治体が活用されていると

ということです。田上において今のところ確かに問題がないわけですが、これだけの自治体が使っているということはやっぱり何か利点というのですか、メリットが恐らくあるのだらうと思います。その点については、ぜひまた研究していければなと思っております。

それから、いわゆる余ったワクチン、先ほど申し上げたわけですが、保育士、それから教員の田上町に在住していない人のワクチンの接種、これについては保健福祉課長のほうから答弁させてもらいたいなと思っております。

それから、健康保険制度の来年の4月、令和4年度の4月から未就学児というふうなことでありますけれども制度設計されておりますので、もちろん田上町としても当然実行してまいりたいなと思っております。

それから、病児保育園の関係でありますけれども、去年はコロナの関係で非常に利用者数が少なかった。これ当初開園したとき、これ本来は利用者が少ないほうが本当はいいのだらうと思うのですけれども、ただ利用したくてもなかなか利用の仕方が分からない、使い勝手が悪いというふうな苦情といたしますか、そういうことをよくいただきました。それなりにまた時間の関係であるとか、そういうできればやはり利用しやすいような条件をいろいろと改善してきていると思います。ただ、議員おっしゃられるように送迎の関係、確かなかなかこうした送迎については本当にいろんな送迎の仕方あるかと思うのですけれども、確かに保護者の方々に見たらそうした送迎についても非常にやはり大きな負担があるのだらうと思いますので、どういうふうな送迎の仕方がいいのか、それらについても研究させていきたいなと思っております。

それから、ファミリー・サポート・センター、これについては教育委員会のほうから答弁させてもらいたいと思っています。よろしく願いいたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） おはようございます。中野議員のご質問の中で町外の方も接種可能かということでございます。

当然ながら幼稚園の先生方、ルーテル幼稚園、また学校の先生方につきましては、町外の方も当然いらっしゃいます。町外の方も接種は町の接種会場でできますので、その辺は十分柔軟な対応ということでさせていただきたいというふうに考えておりますし、今後キャンセル枠ということで今お話をさせていただきましたけれども、6月4日付けで町のほうから全戸配布させていただきましたけれども、64歳以下ということで基礎疾患を有する方、また高齢者施設、入所施設、あと障がいの施設も含みますけれども、それらの方、60歳から64歳の方ということで、順次接種券を配

って接種体制、接種をしていきたいということで、早期に終了できるような形で準備も今進めているところでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

教育長（安中長市君） 幼児保育園に関する質問ですが、ファミリーサポートについては局長のほうから答えさせます。質問の中で発達障がいの子どもというようなお話があったので、そのことだけ私のほうでお答えさせていただきます。

私どもは特別支援が必要な子どもを、特別支援の子どもに関していろいろともうそれこそ0歳児健診は無理ですけれども、3歳児健診あたりからしっかりと見取っています。町は、それを教育支援という言葉を使って、教育支援会議というのを年に何度もやっています。12か年教育の強みで園小中が非常に結びついていて、それからこれはルーテルも入っていただいて、本当に子どもが小さいときから、この子何か支援が必要かなということを内部で一生懸命検討して、親御さんと相談をしたりしてやっています。

それでは、ファミリーサポートについては局長のほうから答えていただきます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） おはようございます。それでは、ファミリー・サポート・センターについてお答えのほうさせていただきます。

田上町では、これまでの間ファミリー・サポート・センターということでいろいろお話は出ていた時期はありましたけれども、なかなか子育ての段階が終わると子育てからちょっと離れていくようなケースが多いということで、なかなか組織化ができなかったということが今現在ファミリー・サポート・センター事業が行われていない要因になろうかなと思っております。中野議員おっしゃられるような退職された方の情報がございましたらこちらのほうにお聞かせいただき、またその辺の組織の設立に向けて研究のほうをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

6番（中野和美君） ありがとうございます。

そういたしますと、病児保育園から行きます。病児保育園、そうしますと組織やりたいよ、やってもいいよという方が何人か集まれば、組織主体となるようなメンバーが集まればやってもいいよということで受け止めてよろしいでしょうか。もしそういうことであれば集めます。何人かそういう声は上がっているのです。ぜひそういうところから田上町の子どもたちの育成に、たった家族だけではなく保育士の退職者や児童サポートの児童指導員の退職者の方々が関わって育児を手伝っていけるという状況をぜひ田上町につくっていただければ、それこそ子育てに優しい田上町、それが本当に生きてくるのだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、実施主体となる組織、ぜひつくっていきたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

そして、開園以降356人が書類を提出されているということなのですから、こ
の中で田上分はどのぐらいなのかというのは分かるのでしょうか。

そして、今回26人中7名が登録をしてくださったということなのですから、
実は子どもというのは毎年予防接種だのワクチンだのっていろいろやるので、これ
今回今年7人だけ登録したということは、その間に、この何年間かの間にまたワク
チンとか予防接種とか受けているはずなのです。そういう情報がもしかして、では
データが古くなってきているのかなというのも心配しているのですが、その辺はど
うなのでしょう。毎年本当はこの利用届というのは出したほうがいいのではない
かなと、最新のものを出しておいたほうがいいのではないかなと考えます。今ここ
に申込書があるのですけれども、予防接種、BCG、三種混合、麻疹、ヒブワクチ
ン……ヒブワクチンはもうちょっと後ですけれども、B型肝炎とか麻疹、風疹、お
たふく風邪、いろんな病気に関する項目がありますので、この辺毎年ではないとデ
ータ的にちょっとまずいのではないかなと思っています。その辺ちょっとお聞かせ
いただきたいと思います。そんなことで、これが私3回目ですね。田上町の子ども
たちの育成に田上町力を入れているわけですから、ぜひ前向きな研究をよろしくお
願いいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご質問にお答えしたいと思います。

主体となるメンバーがということで、いればこちらのほうもそれに対して活動の
支援は考えていきたいと思っております。

あと、利用申込書の関係でございますけれども、あくまでも利用申込みをされる
前に1回医師の通院というのが必要になります。その際にまた改めて病児保育園の
ほうでこの内容について確認をさせていただいているところでありますのでお願い
いたします。

356人中、田上町分が何人かというところは、現在ちょっと数字のほうを確認でき
ておらないところでございますので、お願いしたいと思います。

議長（小嶋謙一君） 中野議員の一般質問を終わります。

次に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 11番、池井豊でございます。一般質問をさせていただきます。

今回、SDGsの取り組みについて、それから環境問題なのですから、ゴール

デンウイークの頃から、私が見るテレビ番組や何やらでやたらとSDGsというのがゴールデンウイークの頃からすっごく出てきていました。メディアが取り上げたりですとか、ラジオでも専門の番組があったりとか、BSで検索すると幾つもの、20個ぐらいSDGsに関連した番組がありますよという、特集した番組もありますし、そういうような状況でした。私がSDGsに一番最初に触れたのは、私が所属するまちづくりNPOが5年ほど前にあるメンバーがこういう取り組みがあるよということで、ゲームをやってみませんかということでやったのが初めてでしたけれども、そのときはまた何か新しい名前の変なのが始まるのだなみたいなくらいにしか実は思っていませんでした。この5月の頃からちょっと気にし始めて調べるまでは、または環境問題に対する何かなのかなというようなイメージがありました。ウィキペディアによると、持続可能な開発目標、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズということで、その略で、持続可能な開発のために国連が定める国際目標で、17の世界目標、169の達成目標、232の指標があると。2015年9月に国連総会で採択された我々の世界を変革する持続可能な開発のため、2030年アジェンダと題する成果文書で示された2030年に向けた具体的な行動指針で、2015年までの達成を目指していたミレニアム開発目標、MDGsというのなのですからけれども、それが継承されているというようなことです。国連の開発計画の資料も添付させていただきました。

それで、その頃からテレビを見ていて私が気づいたの、まずは先ほど言ったように環境問題、それから障がい者の自立とかそういう福祉の問題、それから子ども食堂等を中心にする子どもの貧困とか世界の飢餓とかそういう話、そういうところでちょっと何か大きな目標かなと思ったら、この間見た千葉の魚屋の話では、その魚屋は魚を無駄なく有効に食べてもらうことを普及啓蒙活動しているというような話で、そういう取り組みもこのSDGsのゴール14番、海の豊かさを守ろうというのに通じてくるのかななんて思ったりしていましたが、BSの番組の中で私が一番好きな「バトンタッチ」という谷原章介さんがコーディネートする30分番組があるのですけれども、最近の番組の中ではアディダスジャパンが、要は自分のところで売ったシューズを粉砕して、それで作り直すスポーツシューズを開発していると。それに対してサステイナブルマネジャーという人が存在して、リサイクル可能なスポーツシューズというものを開発しているとか、または洋服のデザイナーが普通の型紙で洋服を作ると30%の布が無駄になるという。それをAIを活用して長方形を基準にして作ると10%の無駄しか出ないとか、そういうふうな取り組みがあったり、はたまた脱プラスチックの時代にいくためにパイナップルのへた、頭の部分、あれ

を使ってフェイクレザーが作れるとか様々な取り組みをやっているというのが、これこういうふうになっているのが、あとジェンダーフリーだとか、平和普及活動とかもそうなのですけれども、様々なゴールが描かれているなというふうな印象を受けています。

日本政府における動きは、2016年5月に当時の安倍首相を本部長とする全ての国務大臣がメンバーで、第1回持続可能な開発目標推進本部会議が開催され、毎年2回開催され、その中で日本におけるSDGsに関わることが決定されています。SDGsアクションプラン2020も策定されています。これも資料として添付させていただきました。

先日のBSの特別番組「ゲームでわかるSDGs」というのがありました。これ1時間ぐらいの番組だったのですけれども、人生ゲームで有名なタカトミーがSDGs版人生ゲームを作り、学校の授業などで役立てていることが紹介されました。実際にそのようなゲームをやりながら、それに基づきSDGsの取り組みが紹介される内容でございました。鳥取県日南町というのは、人口が少ないと言われている鳥取県の中でも、最も少子高齢化が進んでいる日本の30年後と言われる町なのだそうです。その自治体がSDGs未来都市に認定され、持続可能な取り組みを各種展開されているという事例が紹介されました。このままでは消滅自治体になりかねないところをSDGsの取り組みにより、持続可能なまちにしていくというような取り組みでした。近隣の取り組みを私もそれからちょっと気になっていろいろ見ていると、見附市がすごくSDGsの取り組みは多いようです。健康づくり事業なんかと連動させたりとか、先日8号線を走っていたら見附市のコミュニティバスには17ゴールのステッカーがでっかく貼ってありました。見附市、私もまだよく調べていないのですけれども、参考になるのではないかと思います。また先日、8号線で三条市内から白根方向に向かっていると、大島小学校か中学校の窓にでっかく17ゴールが貼ってあるのです。SDGsの取り組みやっているなというのが分かりました。それから私、先日ある理由があって県央研究所でPCR検査を受けたのですけれども、県央研究所のホームページを開くと、一番最初に当研究所のSDGsの取り組みというのが一番最初に出てきます。今、企業や自治体、学校なんかではそういうふうなSDGsの取り組みをしていますというのが一つのステータスになってきているようです。

さて、私がではSDGs的な取り組み何やっているのだろうかと思って自分で振り返ってみたところ、私はまきストーブによるカーボンオフセットの取り組みだ

とか、ペットボトル、アルミ缶はリサイクルにしていますし、廃材や流木でアート作品を作ったりしていたり、あと私は加茂川漁協の組合員として夏になると投網でアユを取ったりするのですけれども、普通の人には雑魚は再放流しているのですが、私は雑魚でもしっかり家に持って帰っておいしく食べてあげているのですけれども、そういうのももしかすると、SDGs的な取り組みなのかななんて思ったりもしています。それから、今友人と農産物の廃棄になっているものが収穫したものの20%ぐらいあるそうなのです。それを何とか有効活用する手だてはないかということで、今研究していたりしています。あと、防災教育の公園なんかも時々行くのですけれども、今年も1回行かせていただきました。また、昨年からコンポストでゴミ減量化の取り組みなんかもしています。私の取り組みは小さいものですが、でも、続けることがまた持続可能な世界につながっていくのではないかなと思っています。しかしながら、自治体が取り組むにはテーマが広過ぎて、大き過ぎて、どこから取り組んでいったらいいかちょっと分かりません。しかし、取り組まずにはられません。佐野町長の田上町としてのSDGsの取り組み方をお聞かせください。

また、教育の現場での取り組み、先ほど申し上げたように大島の学校でもそういうふうに取り組んでいますし、あと今回添付した資料の中にユニセフが作成した私たちが作る持続可能な世界ということで、2030年社会の主役となっている君たちのミッションということで、さあ、持続可能な世界を創るために、一歩を踏み出そうということで、こういうワークシートをユニセフがつくって、17ゴールのうち気になるのはどれですかとか、その理由を書いてみようとか、様々なこういう副教材的なものまでできてきております。まさに10年後を生きる子どもたちにこういうふうな考え方をしっかりと定着させていくことが教育の役割だと思っています。安中教育長の学校現場での取り組みの姿勢もお聞かせください。

2番目の質問です。環境問題についてです。これもまたSDGsに大きく関わる深くつながる取り組みですが、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をしてはどうかという質問です。全国346自治体が、県内では新潟県、新潟市、柏崎市、佐渡市、妙高市、十日町市、津南町、粟島浦村が表明しています。二酸化炭素排出実質ゼロにすることは大変難しいことですが、それに向かう姿勢を示すことは非常に重要です。IPCC1.5度特別報告書によると、人間活動により世界の平均気温は産業革命前に比べて1度上昇しているとし、このままだと2030年から2052年までには1.5度に達する可能性が高い。それにより異常高温、激しい豪雨、干ばつなどが見られ、台風や豪雨も多くなるとしています。ここ数日の気象も非常に異常です。昨日は十日町で

ひょうが降りました。おとといは栃木県で地面が真っ白になるぐらいのひょうが降ったりとか、全く考えられないこんな時期にひょうが降るみたいなとか、落雷が非常に多いとか、または線状降水帯かなんていう話も昨日もまた出ていました。こういう状況云々は、まさに気温が上昇していることに関係しているのはもう明らかだと思っているわけです。かといって我々にできることというのは本当は少ないのですけれども、でも新潟県も継承して推奨しているわけですから、二酸化炭素排出実質ゼロを表明して、町民にそういう啓蒙活動をする。環境問題をこのまま放置しておくで大変なことになっていくよ、住みにくい時代になっていくよ、ということをまず啓蒙活動から始めてはどうかと思っております。佐野町長の見解を求めます。

以上で私の1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、池井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、SDGsの取り組みについてお答えをさせていただきます。私は、このSDGsについては、当初世界が気象変動に対して危機感を持ち始めたのだらうというふうな程度にしか実は捉えておりませんでした。しかし、毎日のようにテレビ等で報道されていることから、どんなものなのかなということでもちょっと興味を持ち始めたのですが、その内容については、持続可能な世界をつくるための様々な目標が定められていることでありました。これまで事業を行う上で、特にSDGsを意識して取り組んできたことはありませんが、既に実施している事業もSDGsに多く含まれておるのではないかと思っております。確かに議員ご指摘のように、SDGsは非常に広く大きなテーマであります。今すぐ新たな取り組みを立ち上げることは考えてはおりませんけれども、当然これからはSDGsも意識しながら、いろいろなものに取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

次に、環境問題についてのご質問であります。2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明については、令和2年パリ協定の本格運用開始に伴って昨年10月に菅総理大臣が所信表明演説で宣言したものであり、これに伴って環境省から各自治体へも呼びかけが行われ、議員ご指摘のとおり県内でも県と6市町村が宣言を行っております。町でも宣言を行ってはどうかとの提案ではありますが、宣言自体のハードルは決して高いものではありませんし、また世界、国の動向はそちらの方向へ向かっていることも確かなことでもありますので、前向きに検討したいとは考えますが、宣言に伴う施策の展開、効果の実証など専門的知見が必要なものも多く、どのような施策展開が有効であるのかなど、これから研究をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) それでは、池井議員の質問にお答えいたします。

SDGsに関する学校での取り組みですが、現在の新学習指導要領では前文と総則に持続可能な社会のづくり手の育成と記述されています。その趣旨は、国や地域を越えたグローバルな視点で人類の未来を考え、友達と話し合い自分たちのできることを追求する子どもの育成だと捉えています。実は10年前の1つ前の学習指導要領の中でも、中学3年生の公民の教育目標の一つが持続可能な社会とあり、それが全体に広がったのではないかなと私は受け止めていました。田上の12か年教育が目指すのは、志を持って自己実現に向かって自分らしく生きる思いやりのある子です。町が目指す子ども像とSDGsの目指す方向は同じだと受け止めています。世界の中には、まだまだ貧困や飢餓に苦しんでいる子どもがいます。質の高い医療を受けられず亡くなってしまいう子どももいます。皆さん、どう考えていけばいいでしょうかと問いかけてもいいと思います。学校では古紙を集めていますが、そこから環境問題やエネルギー問題につなげていってもいいと思います。その調べ学習に1人1台のタブレットが活躍すると思っています。自己実現に向かって自分らしく生きるのに、自分のことだけでなく、他者の幸せも一緒に考えることができる児童生徒の育成を目指していきたいと思います。SDGsにつきましては、園校長会で園校長の受け止めを確認して、今後も意識して教育を進めていくよう要望していきたいと思っております。

以上です。

11番(池井 豊君) 回答ありがとうございました。佐野町長もこれを期にSDGsをもっと研究してもらいたいのですけれども、これは本当にゴールデンウイーク頃からというふうな話でしていましたがけれども、時代の流れが急にこの国連のSDGsというものに乗ってきているところなのです。これから田上町として総合計画をつくっていくわけなのですけれども、まさに10年後の田上町をデザインするときに、まさに持続可能な取り組みをしていって、田上町が存続するかというところに大きくつながってくると思うのです。昨日の小野澤議員の質問なんかでもあったとおりです。まさにそういうふうなちゃんと持続可能なことを積み上げていった上で、田上町が10年後しっかり存在して繁栄しているというようなつながりをデザインしていく必要があると思っています。ぜひこれを意識してつなげてもらいたい。総合計画との連動性をどうするかというところをまず聞きたいところと。あと私もこう

いう質問をするのは非常におかしいなと思うのですけれども、これだけ広いテーマなのですが、これを田上町で取り組むときには、取りまとめをする担当部署ってどこになるのでしょうか。これ最初は私、町民課あたりで環境問題でみたいと思ったのだけれども、でもこれ完璧に教育問題も絡んでくるし、産業の問題も関わってくるし、そうなる政策推進室かなみたいなところになるのですが、これを取りまとめする、一つの部署がやるのではなくて、取りまとめして全部署がやるでしょうけれども、そういうところをどのように考えているのかというところをお聞きしたいと思います。

それから、安中教育長、園校長会で話ししてくれるということで、ぜひこれ私もまだ本当に勉強不足で、学校の現場でどれくらいやっているかというのを調べていないのですけれども、多分かなりやっていると思うのです、いろんな学校で。そのいろんな学校の取り組み事例なんかを調査して、それをぜひ園校長会にフィードバックしていただきたいと思いますし、これもまたどう言ったらいいでしょうか。子どもたちに伝えるときに国連がとか、これはユニセフのとかそんなふうに言うと何か世界とつながっている感が出るのと、何か自分たちってすごいことをみんなで議論しているのだなみたいな教育に非常につながりはいいと思っています。ですから、そういうふうな子どもたちにやる気を起こす上でもこのような、既にやっているというのですけれども、これをSDGsの取り組みにつながっているのですよと、あなたたちが10年後しっかりと生きていく社会を持続させるための取り組みなのですよというようなところを、しっかり認識できるようにSDGsという名前の、またはこの目標、この活動の在り方なんかも教育の場で啓蒙していってくれませんかということをお聞きしたいと思っています。

それから、環境問題のほうです。町長も前向きに検討してまいりたいと宣言のほうはというふうに考え、ありがとうございます。宣言してください。宣言はただですし、これはもう時流に乗っていますし、ただ町長言うようにどのような施策に展開したらいいかというのは確かに難しいのですが、これ単純に役場ロビーでパネル展やるだけでいいと思います、最初は。何か調べたら県庁のほうにそういう啓蒙パネルが何十枚もあるそうです。そういう啓蒙パネルの展示がまず第一歩、それからこのコロナのちょっと時代が過ぎたら、交流館会館でそういう研修会とか講演会とかそういうところなのではないかなと思いますし、または今度ちょっと学校の現場でも絡むかもしれませんけれども、子どもたちと何かで私たちができる二酸化炭素排出実質ゼロへの取り組みみたいな、発表会みたいなのをやればいいのではないかと

なと思っています。私自身も二酸化炭素がいっぱい出る車も持っていますし、ゼロは難しいのですけれども、少しでもその取り組みを意識するというのが大事だと思いますので、そういうふうな取り組みを政策、ハードルが高いというふうに思わずパネル展示、講演会、そういう私の取り組み発表会みたいな形から進めたらどうかと思いますが、町長の考えをお聞きします。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。このSDGs、あまりにも範囲が広くて、確かに今までいろんな事業をさせてもらってきている中で、このSDGsを意識した取り組みというのは全くやってきていないと思うのです。そういう意味においては、今池井議員言われる本当にこれからの、非常に分野が広いわけですが、そういう広い分野の中であっても、そうしたSDGsというのを当然意識した取り組みといたしますか、そういうことが、これから本当に必要になってくるのだろうなというふうな気がいたします。それは分野は広いのですけれども、先ほどおっしゃられた環境問題、これも当然そういうわけでありまして、当然これから今町が10年後のいわゆる将来のビジョンを第6次総合計画の中でしていく中で、本当にこのSDGsということも大きなやはり関連があると思いますし、いかに大きい、非常に範囲は広いのですけれども、その一つ一つというのかな、そうしたものを一人ひとりが意識していくという姿勢が大事なのだろうと思います。宣言自体は、先ほど申し上げましたが、宣言自体は決してハードルが高いものではない。ただ私思うのは、ただそれだけでいいのだろうかという疑問が私自身の中にはあります。やはり何かそうした宣言をするからには、何かやっぱり根拠ではないのですけれども、バックにしっかりとした何かバックボーンみたいなもの、何かそういうものがないと、ただ宣言すればいいものでも私はないなというふうな感じがして、その辺のところはこれから研究していかなくてはならないのかなと思っています。いろんなパネルであるとか、講演であるとか、議員おっしゃられるそういうことの取り組み、まずそうした取り組みから始めたらどうだということですが、全くそのとおりだと思います。一人ひとりの意識の問題といたしますか、本当にちっちゃいことでもそうしたSDGsを意識した、いわゆる持続可能な世界、将来に向けて取り組んでいくという、そういう一人ひとりの意識の問題、そこに啓蒙が必要なのだろうなというふうに思っています。

以上であります。

教育長（安中長市君） 池井議員、いろんなご意見ありがとうございました。

各学校では意識する意識しないにかかわらず、この17の目標のうち、ほぼ8割ぐらいは、8割近くは今でも何らかの形で取り組んでいます。社会科の授業の中にもありますし、理科の中にもありますし、技術や家庭科の中にも入っています。これからの取り組みなのですが、やはり意識してやることとやらないことでは大きな差が出てきますので、意識をしてやっていきたいと思えます。総合の中でも、今はどっちかという町の中のことが多いのですけれども、こういったことでもっと世界に視野を広げていく活動も必要だなと思っています。小学校の低学年から中学校3年生までいるわけで、それぞれの年、学年によってレディネスが大分違うのですけれども、いろんなアプローチの仕方があると思っております。これから意識してやっていきたいと思えます。

町長（佐野恒雄君） ちょっと待ってください。先ほどの質問に対して言い忘れました。

それと、どこで担当するかというふうなお話がありました。それに対して非常に先ほども申し上げたように広範といいますか、範囲が非常に広いものですから、どこの課でそれを担当するのだということを言われたのだと思えますが、その取りまとめ自体は政策推進室が担当というふうな形になろうかと思えます。

以上です。

11番（池井 豊君） ありがとうございます。ぜひ政策推進室中心にやってください。

今回は町の取り組み姿勢、または教育現場での取り組み姿勢をただ質問だったので、おおむねいい回答が得られたなと思っております。ただ最後に、誤解のないようにといいましょうか、この17のゴールを個々に取り組んでいくということではなくて、例えばさっき千葉の魚屋がみたいな話ありましたけれども、魚屋がやろうとしていることは2番の飢餓をゼロにと3番のすべての人に健康と福祉をと、それから14番の海の豊かさを守ろうとこの3つの持続性の取り組みだというふうな形で、幾つかの複数の取り組み、このゴールの取り組みを一緒にして活動するみたいな形で今テレビ番組とか構成されています。今日の番組は何番だ、何番、何番のゴールの取り組みですというような形で、そういうふうに17のゴールを個々個別に扱うのではなくて、複数なことにまたがって取り組んでいただきたいですし、まさに藤田議員が昨日言っていた護摩堂山のトイレなんていうのは6番、安全な水とトイレを世界中にということ、それから12番のつくる責任つかう責任とか、そういうふうな幾つかのところにもまたがってくるような取り組みでもあります。そういうふうに意識することが、持続可能な世界になるのだよというふうにこの17のゴールに見立てて考えると、取り組みがすっきりするような部分があるかと思えます。

最後に、総合計画のほうにこういうふうな関連性を持たせて総合計画作成していく部分が、余地があるかどうかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 先ほど申し上げましたようにいろんな事業そのものが、今まではいわゆるSDGsを意識してきているものではなくて、ただそれは当然SDGsにみんな関連してきているということだろうと思います。それこそ今お話をされた護摩堂山のトイレ、それも当然そういうことに絡んでくる話だと思います。それらを第6次総合計画の中にどういうふうな取り組みができるのか、そういうふうなことも含めて、これから取り組みに対して検討していきたいなと思っています。

議長（小嶋謙一君） 池井議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

午前10時07分 休 憩

午前10時20分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、椿議員の発言を許します。

（8番 椿 一春君登壇）

8番（椿 一春君） 議席番号8番、椿でございます。一般質問をいたします。

今回は、高齢者福祉に関することで、介護需要人口の増加と既存施設の有効活用について、次に農業に関することで、農業施策の離農経営体の未来の対応をどう考える、以上の2点について町長に回答を求めます。

まず1点目のほうですが、高齢者福祉に関する質問は、私自身が介護事業所の運営に関わっていることもあり、質問することは今までちゅうちょしてきました。しかしながら、介護事業所の運営に携わっていることで見えてくる制度的な問題を感じる事柄も多くあり、介護の専門分野に携わる議員として質問をさせていただきます。高齢者人口が増え、介護を必要とする人の人数が増えてきます。希望する介護サービスを受けたくとも、順番待ちがある介護サービスは一般的に特養と言われている特別養護老人ホームへの入居希望は以前よりある事柄で一般的に周知されています。この問題については、施設自体の定員を超える需要があり、満床でベッド数が足りないということが要因です。ここ最近、施設へ通ってのサービスを受ける、いわゆるデイサービスというサービスも利用したくても利用できないというのが田上町でも起こってきました。

田上町社会福祉協議会の会長と懇談したときですが、康養園のデイサービスが利用者の順番待ちになっている状態であるという現状を話されていました。私自身、これは介護サービス難民ではないかと問題意識を持ち保健福祉課長へ尋ねたところ、順番待ちであることの実を確認しました。自宅に暮らしながら介護サービスの利用を希望する人に対して、介護サービスの利用計画を立てるサービスをする事業所は居宅介護支援事業所と言います。ここはケアマネジャーのいる事業所ですが、町内にはあじさいの里、田上町社会福祉協議会、晴和園、田上園等町内の事業所と町外では加茂市、南区、秋葉区、おのおの1か所ずつの事業所があり、田上町の介護サービスを希望する人に対し介護サービス計画をつくる仕事をしております。そこで、居宅介護支援事業所別に利用者の人数を調査してもらい、回答をもらいました。田上町社会福祉協議会の居宅介護支援事業所は、1人当たりのケアマネジャーが持つ利用件数が割と少なく、あじさいの里では1人当たりのケアマネジャーが受け持つ利用者の数が多くなっております。福祉事業所ですが、おのおの別々の経営体であり、事業所を維持するためにも経済活動を活発にして、事業所を維持するためにおのおの事業所の多くの利用者確保するようなことなんでしょうか。田上町社会福祉協議会では、加茂市の居宅サービス利用者確保をべく、営業範囲を広げなければならないと話されておりました。田上町の居宅介護支援事業所では利用者の定員に満たなく、そこに存在するケアマネジャーは町内の居宅介護支援事業所や保健福祉課にある地域包括支援センターに通いのサービスの枠が空いていますと情報提供するも、紹介がなかなか得られない現実です。地域の介護福祉施設は、国の介護保険制度や施設整備計画に準じ国の助成金を受けて建てられている国の事業所です。これを運営しているのがおのおの法人であることを再認識することが必要と思います。その施設資源を預かっている介護保険者の各市町村は、田上町民、広くは国民の福祉向上のために施設をもっと最大限に活用し、福祉の向上を目指すために制度の改革もしくは業務の流れを改革することが必要でないでしょうか。

そこで、町長に質問します。住み慣れた地域、自宅で介護サービスを受けたいと希望しているのにサービスを受ける順番を待っている状態が明らかになりました。町の事業所に定員の満たない事業者もあり、福祉施設資源の有効活用を図り、一人でも多くの人からサービスの提供を受ける機会が必要と思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

保健福祉課、地域包括支援センターは、これから高齢者人口が増加とともに高齢者サービスの提供に対する問題は多く発生することが想定されます。今回のサービ

ス提供を待っている現状を踏まえ、担当課の問題意識をどのように捉えているかで業務改善や制度を見直す検討の必要性が考えられます。私は、何らかの原因でこのような問題が生じていると思います。問題解決の施策を積極的に検討する考えはあるか、町長の考えをお聞かせください。

次に、農業施策の離農経営体の未来対応をどのように考えるかについて質問いたします。農業は、田上町の基幹産業であると町長は言われております。このコロナ禍の事業支援策として他の市町村ではあまり類を見ない農業者への事業継続支援を令和2年度、さらに令和3年度については倍額の4,000円の支給を専決処分にて緊急対応していることにより、農業を基幹産業と考え、何とかしなければならないという町長のすばらしい姿勢を感じます。私自身もにいがた南蒲農協の立場で田上町農業再生協議会や担い手協議会の総会などに参加させていただいております。特に農業再生協議会は、これからの田上町の農業の在り方を真剣に議論する場所ではないのかと私自身思っておりましたが、主題は生産目安の決定や転作に応じた助成金事業が主だった事業なのだというふうに感じました。田上町農業再生協議会の会則の目的、目標達成のための事業が10項目挙げられております。これから経営体が高齢化していく中で、担い手育成支援の活動計画が挙げられておりますが、令和2年度は活動計画はあるが、コロナ禍のため事業が実施されておられません。令和3年度は、活動計画の予算づけさえされておられませんでした。今のところ離農される経営体があっても他の経営体への引継ぎがされておりますが、近い将来、離農する経営体が増え、将来を見据えるとすごく困難な問題が現実的になると考えられます。この大きな問題に対して事前に未来予測が必要でないでしょうか。もしかすると行政サイドで経時的に農業経営体の減少と作付面積の未来予測、シミュレーションをしているのかもしれませんが。また、見方を変えれば、現在水田の生産調整は41.9%に及んでおります。約半数の経営体が離農されても、生産調整で減反率を見直せば対応できるというふうに考えているのか。いずれにせよ、町の未来に向けての方向性が分からない。こんな取り組み方で大丈夫なのかと不安を感じました。

そこで質問です。町長は、今後離農していく経済体の未来予測とその事前対応を立てていく必要性についてどのようにお考えでしょうか。

私は、農業経営体減少とその保有する耕作面積の関係の分析をし、その保有面積が他の経営体へ移動し耕作が継続される面積とその割合、そうしたとき法人、個人、一経営体で平均的な耕作面積がどれくらい増加するのかという予測したり、時系列的に1年後、3年後、5年後、10年後と予測を立てていくことが必要だと思います。

その結果を踏まえて、法人化とした場合の規模、個人事業での規模、あるべき姿を想定し、政策の方向性を検討し、そのあるべき姿に誘導していくことが政策とし、第6次総合計画に盛り込むべきことと提案いたします。この提案について、町長の考えをお聞かせください。

以上です。以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、椿議員の質問にお答えいたします。

はじめに、介護需要人口の増加と既存施設の有効活用についてのご質問であります。高齢者人口の増加に伴い要介護状態になる方も増えている状況であり、議員がおっしゃるとおりデイサービスなどの施設利用の順番待ちの状況が出てきていることは事実であります。町内の施設には限りがありますが、要介護者の状態が合う施設の有効活用が図られることができるかどうか、地域包括支援センターとケアマネジャーなど関係者間で十分検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者人口の増加とともに高齢者福祉サービスの提供に対する問題は様々な理由から多く発生していくと思えます。業務改善や制度の見直し策ではありますが、令和3年度から要支援認定者などの軽度の認定者を対象として、ケアマネジャー、作業療法士、地域包括支援センター職員と一緒に認定者宅に訪問し、自立に向けたアドバイスを行う地域リハビリテーション活動支援事業をスタートさせました。このほか介護予防教室の充実を図りながら、限りある介護資源の中でどうやって要介護者を増やさず、健康で暮らしていけるような体制を今後も地域包括支援センター職員と関係者間で横のつながりを強化し、様々な問題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業施策の離農経営体の未来対応をどう考えるとの質問にお答えいたします。農業については、農業産出額だけでなく、田上町の景観を形成するなど多面的な役割を持っています。こうした田上町農業について検討していく場として農業再生協議会があります。協議会の役割は幅広く、国の施策の関連や各農業団体との調整など多岐にわたっております。その他の役割として担い手の育成、確保も事業に入っており、次代の田上町農業の在り方について検討する場になっていると考えておりますが、現状は米の在庫調整の影響を受けて、転作の配分にその議論のほとんどを割いている状況です。

さて、ご質問の今後の農業経営体の減少と保有する耕作面積の関係の分析についてです。今後の田上町農業に関しては、人・農地プランを定めており、これが一つ

の指標になると考えております。これは、各地区ごとに今後の農業の在り方をまとめたものです。一方で、再生協議会としての動きですが、直近ですと圃場整備事業に関連した園芸作物の導入です。現時点では上横場地区でタマネギ生産の実証圃場を設け、生産出荷に向けて課題等を検討しております。これに関してはJAにいがた南蒲からも協力をいただき進めております。私としても農業の今後、後継者対策や農地の維持、保全がどのようになるのかは大いに懸念をいたしております。一方で、町の考えだけで進めることは困難です。農業者や関係機関の理解、協力が必要と考えます。今後は再生協議会でもJAをはじめ皆様からもご意見をいただきながら、議員からいただいたご提案について検討してまいります。また、総合計画への記載ですが、方向性やあるべき姿について可能な限り盛り込みたいと考えております。

以上であります。

8番（椿 一春君） 答弁いただき、ありがとうございます。

まず、介護についての質問なのですが、私の質問とちょっとずれているのかなというふうなのがありますが、1点目の町長の回答の中で、介護者の状態が合う施設の有効活用が図ることができるかどうかということや地域支援センターとケアマネジャーなどと関係者で十分検討してまいりたいと考えておりますということで、ちょっとこれの回答ですと、今実際満タンで待っている利用者があるものと、定員に満たないサービスを提供できる事業所があること、2つがあるのですが、私は有効活用ということは積極的に今待っている方を限りなくゼロに近づけ、施設を有効活用してはということや質問してみたのです。それで町長は、サービスを待っている方へのサービスを提供することを積極的に進めるべきかどうかというのを1点目に質問したのですが、何か検討してまいりたいとか、有効活用が図れることができるかどうかというので、どうも何かオブラートにくるんだようなはっきりした回答でなかったもので、もう一度回答をお願いいたします。

（何事か声あり）

8番（椿 一春君） だからあまり言いたくなかったども。

（何事か声あり）

8番（椿 一春君） それで、やっぱり町のせいもあるのですけれども、やはり介護施設というのは国の助成金ですとかそういったものが入って建てられている施設なのです。そこの今利用状況とかというものをやはり町として把握して、それでこういうふうな待っている方がいたら、何とかどうやったらそのサービスを待たなくとも

利用者にサービスを提供できるかということをもっと真剣に考えて、こういった俗に言う介護難民という方をなくすことが第1に保健福祉課の持つ使命だと思うのですが、その点についてもう一回回答をお願いいたします。

あと2番目のほうの質問なのですが、制度的な問題ということで、どう考えるかということなのですが、ここで書かれているのは令和3年度に事業でやられることで、介護状態にならないということをやっていくというふうなことで業務改善や制度見直しということだったのかもしれませんが、これは介護予防の面で大切なことだと思います。ただ今私、この制度的なというものは、今現状空いているところと満タンなところとそのまま放置されている、そういったところにやっぱり何か従来の地域包括センターから居宅介護事業所への振り分けは行くけれども、その他のところへはまた別なのだというふうな、そういった制度にちょっと問題があるのではないかというふうな具体的な問題提起をしたわけでありまして。それに向けて、そういったことに対して、制度的なものを改革する必要性はどうかということ質問したのであって、もう一度制度的なものを見直すことが必要なのかどうかということを再度回答ください。

次に、農業についての問題であります。この中に人・農地プランが定めてありますというふうに書かれておりますが、これももう現状、もうちょっと記憶からなかなか薄れていくぐらい、ですからもう七、八年ぐらいたっているのでしょうか。そのときは、人・農地プランをつくるということで公民館に招集かけられて、おのこの農家にどういうふうな計画をするのですかというふうに計画を立てた記憶あります。その後、その計画に対してメンテナンスするわけでもなく、どういうふうに、ただそのとき書いたままのものが今現状人・農地プランを定めてあるから、それが指標になると考えておりますというふうに回答をいただいたのですが、これも8年もずっと前の指標であるというふうに私はこの回答いただいて、ちょっと古いデータでやっているのではないかなというふうに感じました。

あと、これからだんだんに農業をしたくともできなくなる方がだんだん増えてくるのですが、ただ何とか今体が動けるうちは田んぼをつくるのだというふうに頑張っている方がいっぱいいます。ちょうどその方も今団塊の世代の方の人口構成が多くありますので、やはり普通の企業と同じようにある時期が来ると、もうばたばたともものすごく積み木崩しのような感じで離農されていくと思うのです。ですから、そういったものをあらかじめ何年度にどれぐらいの離農者が想定されて、その方々が持っている面積を町内の残された方々でつくるためには1軒当たりどれぐら

いの経営体でやらないと維持できるかどうかというのを、そういったものをシミュレーションして行って、どれぐらいの大型、今30町とか100町、そういった経営する方もいらっしゃるのですが、そのためには田上町は400町歩ですか、それぐらいの全体面積があると思いますので、将来を見据えてどういう形に、いつ頃何を想定していただいて、それをしっかりつくっていただいて、これから再生協議会、JAの中で意見を聞きながら方向性を決めていくということなのですから、ただ漠然に言われても、人・農地プランの中で皆さんありますのでと言われても、なかなか検討する材料がないとぴんとこないと思うのです。ですから、将来の田上町の農業従事者と面積という関係を具体的に、こんなふうに町ではシミュレーションができるのだけれども、町ではこういうようなシミュレーションを立てているのだけれども、ではどのようにどういうふうにしていくかというものの一つを議題を用意して、これからの再生協議会の中でも検討を詰めて、第6次総合計画の中へ盛り込んでいければというふうに私は考えるのですが、その辺町長の考えはどうなのか、再度質問をいたします。

町長（佐野恒雄君） 介護施設のまず問題ですけれども、議員の質問に対してちょっと外れていたみたいなお話でした。今お聞きをした中で、定員に満たない施設があるのに、一方で順番待ちの状況であると、こういうことなのですね。それ、もしそういうことであるとすれば、それはやっぱりしっかりと連絡調整が取れていないのだろうと思うのです。違うのですか。

（違うの声あり）

町長（佐野恒雄君） 違うのですか。違うのですか。

（何事か声あり）

町長（佐野恒雄君） では、担当課のほうから説明してもらいます。

それから、農業関係の質問もございました。いわゆる農業再生協議会、減反の割り当て調整とかそういうことで今ほとんど時間が割かれている、先ほどもお話を申し上げました。本来、もっとこの農業再生協議会でいろんな話をするのが大事なのだろうと思います。実は先日、あれ何日の日だったかな。座談会をJAの青年部、ご存じだと思うのです。JA青年部、それからJA女性部、5人ずつ集まっていたきました。10人でちょっと座談会を持たせていただきました。非常に有意義な実は座談会だったなと思っております。女性部のほうは、失礼ですが、ちょっと年配の方ですけれども、青年部は本当にこれからの農業を担っていく若い人たちが5人出てくれました。今までの勤めていたところを辞めて専業に農業に専念するのだと、

そういう非常に意欲を持った人たちでした。いろいろな意見が出まして、それこそ田上の農業もいろいろな後継者の問題であるとか、将来の課題とかあるわけですがけれども、こういう若い世代が本当に真剣に農業に取り組む人たち、若手がいるのだなということで、ある意味本当に希望が持てるというか、本当にうれしかったなと思って実はおります。そういう中で、当然これから本当に議員おっしゃられる農業を継続できない、いわゆる離農経営体というのですか、そういう農家がこれから出てくるわけですが、一方で町で田上で農業につかまりたいと、農業をやりたいのだと、そういう人も実はいるのだという話も聞きました。そういう農業、町で田上で農業をやりたいのだけれども、やろうとする土地が見つからない。それは結局、まだ、まだまだ平場だから、そうした4年も5年もすればもう続けられなくなるのだけれども、今でももうちょっとやっぱり頑張るのだという形の中で、もう山間地のほうでいくとそれは既にもうそういう転換がされているのだけれども、まだこの平場ではもうちょっとまだあれがあるのだというふうな話も聞きます。でも、そうやって町で農業をやりたい人がいるのだなということもお話を聞いたりなんかしまして、本当にいい座談会だったな、1時間半程度でしたけれども、もっともっと話を聞きたかったなというぐらい本当に有意義な座談会でした。そういう後継者問題とか、そういう離農の問題、そうしたことを農業再生協議会でもやはり課題と問題点として捉えて協議していく場が必要なのだろうかと、こんなふうに思っています。当然これからのそうした農業の問題、そうしたこともこれから10年先、総合計画の中でどういうふうな取り組みができるのかも検討していければと思っています。

保健福祉課のほうから、では1番最初の課題についてちょっと。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 福祉施設の有効活用と既存施設の有効活用ということでお答えさせていただきます。

答弁の中で要介護者が状況が合う施設の有効活用が図れるかどうか十分検討してまいりたいという答弁でございましたけれども、これまた具体的にお話をさせていただきたいと思います。いわゆる在宅福祉サービスと言われるものでありまして、デイサービスがまず1つございます。デイサービスは、一日レクをしたりとか軽体操ということでやる施設がございますし、あと通所リハビリ、それはリハビリを目的として、今後自立ができるような形で行っていく施設、あと小規模多機能居宅介護事業所、これは通い、訪問、あと泊まりと、定員29名という中でその3つのサービスが受けれるということで、私としても非常にもう本当すばらしい施設だと思っておりますし、あとショートステイという施設がございます。これら在宅福祉サー

ビスの中の施設ということになってございますけれども、介護というような状況になった場合に地域包括支援センターに介護申請で来られます。それから、ではケアマネ事業所はどこにしますかということで、こちらでその方にお聞きをしまして、その方のご希望でケアマネ事業所が決まるという流れになります。その中で今度ケアマネ、こちらのほうで認定調査を行うのですけれども、こういう状態だ、ああいう状態だということで認定審査会にかけて介護度が決まる。その中でケアマネがその方の状況、どういう状況で今後どういうサービスが必要か。この方はもうリハビリをこれからしていけば、また機能が戻っていくような方も当然いらっしゃるわけでありまして。デイサービスがいいか通所リハがいいかというような形で決まっていってところでございます。そういう中で、その施設、例えばデイサービスがこの方は望ましいだろうと、通所リハが望ましいだろうという中で振り分けていった中で、実際起きているのがデイサービスにおいて受け入れられないという順番待ちというような状況が今出ているのが事実であります。ですので、やはりその方の状況に合った施設に行っていただくというのが本来の考え方でありまして。ただ、椿議員おっしゃられるとおりに、定員に満たない施設も当然あるというところでございますので、その辺は再度またケアマネとかにお話をしていきながら、その方のこういう状態なのだけれども、こういう施設でどうだろうねというような形でまたちょっと考えていただくという意味合いで、地域包括支援センターと関係者間とちょっとお話をした中で、空いている施設の活用ができるかどうかというのを検討していきたい。あくまでもその方の身体的状況、心身的状況というのもよく見ながら考えていって、有効活用が図ればということで考えているというところでございます。

それから、制度的な問題ということでご指摘がございましたけれども、それも含めて今私最初にお話ししたことと同じようなこととなりますが、そういう意味も含めまして、十分考えていって有効活用が図れば非常にいいことでございますので、そういうことも十分考えていきたいというふうに思いますし、町長答弁でもございましたけれども、やはり介護状態の方が増えていくと当然ながら介護給付費というのも増えてきます。ですので、今2025年問題、要は団塊の世代の方が75歳になる、後期高齢になるのは2025年と言われております。それからしばらく高齢者人口が多くなっていきますので、介護給付費というのはやっぱり大きく膨らんでいくのだらうなと。そういう中で町といたしましては施設、そういうものばかりではなくて、やはり介護状態にならないように町といたしましてそういう自立をして、なるべく介護を受けないような方も当然増やしていかなければいけないという考え方であり

ますので、今年度から介護保険の特別会計の中で地域リハビリテーション活動の事業を解消していったということになりますので、何とぞご理解をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（小嶋謙一君） ちょっと待ってください。町長、先ほどの農業の件ですけれども、椿議員は農業経営体の減少数と作付面積に対する未来予測、要するにシミュレーションということをお聞きになっているのですが、それに対するお答えがなかったようですけれども。

町長（佐野恒雄君） 未来予測というか、指標自体がもう古くなっていると、こういうお話でしたですね。

（何事か声あり）

町長（佐野恒雄君） 確かにそうなのだろうかと思えますけれども、古い指標というのを私ちょっと承知していないところもありますけれども、もしそういうことであれば、やはりこれから新しいそれが予測なるのかどうなのか分からないけれども、当然これからの農業の対応、それこそ予測になるのでしょうか、していくということも大事なのだらうと思えます。それを先ほど座談会の中でのお話をさせてもらいましたけれども、そういうこれからの町の田上の農業もそういう若い人たちが本当にこれから意欲的に取り組んでくれているというそのことを私としてはお話をしたかったということなのです。

8番（椿 一春君） ありがとうございます。介護保険のほうは、制度の見直しですとかを楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、農業に関係してなのですけれども、先ほどの青年部との会合ですとか若い世代の農業者、とても意欲を感じるということで、それはやっぱり私もたくさんの方がいらっしゃるという認識はあります。ですから、またいろいろこれから未来の予測の中でそういった農業者、若い方々がいろんな農水省の事業に対しての支援策がいっぱいあるので、そういったところを情報提供をしながら支援できるようなのを入れながら、第6次総合計画に盛り込んでいけるといようなことを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（小嶋謙一君） 椿議員の一般質問を終わります。

最後に、10番、松原議員の発言を許します。

（10番 松原良彦君登壇）

10番（松原良彦君） 10番、松原でございます。お昼も近くなりまして、腹もすいたと

ころでございましょうが、なるべく短くいきますので、よろしく願いいたします。私は、今回3つほど改善してほしい点が出てきましたので、それを含めてお話をしたいと思います。

令和2年3月22日午後3時から、一般国道403号線小須戸田上バイパスが全線開通して1年2か月が過ぎました。皆様も何回か利用したと思いますが、乗り心地はいかがでしょうか。また、この開通は長年の希望でもあり、待ち遠しく、私も完成を喜びました。そして、町の交流会館はいろいろな催し物にも使われて、大変好評でございませう。うれしいことだらけでございませう。道の駅たがみも大勢の方から利用されて、本来の機能が出ているのではないかと思います。私が思っていた高速道路乗り降りに一番近いところにできた、この田上の道の駅は大変うれしい限りでございませう。なぜならば私の運転で東北方面に出かけられると思ったからでございませう。

3点ほど改善してほしい点が出てきましたので伺います。私の住んでいるところは、県道村松田上線、羽生田跨線橋から真っすぐ下りて車で5分くらいのところだでございませう。朝夕の通勤時間帯は何台もつながり、スピード違反は当たり前、大型車、トレーラーが通れば地震が来たみたいに部分的にですが揺れます。何とか地震と間違わない揺れを調べていただきたいと思ひます。隣の人は、壁にひびが入ると心配していますし、家が壊れるかと困っています。運転する人のモラルが50キロのスピード規制の看板がたくさん出ていますが、何とかできないものか、町長に尋ねます。

2つ目、つい最近の出来事だでございませうが、道の駅たがみの話だでございませう。車から降りて子どもを連れて、加茂市の方と田上町の付添いの方がトイレを探しましたが、トイレが見つからず、コンビニのあるあの一番反対のほうにお願いして用を足したそうだでございませう。小さな子どもと急いでトイレを探すのはお年寄りには少し難儀なようだですが、今少し何とか工夫をして見つけやすいトイレが欲しいものです。小さな事柄だですが、検討してもらえないか尋ねます。

3番目、私は医者ではありませんが、昔から自殺に関して非常に関心がありまして、特に国の動向が怪しいときや就職率が悪いなどの不景気の風が吹くと自殺者が増え始めます。町長として、今回は新型コロナウイルスが大変長くとどまっているためにいろいろ苦心をしていると思ひますが、長の役目だと思ひ頑張っしてほしいと思ひています。新潟県の自殺状況を県民アンケート調査報告書で見ますと、男性の自殺者が女性の2倍だでございませう。40から60代の働き盛り世代と高齢者が多くなっており、女性の高齢者の自殺も多いことも確かだでございませう。自殺の原因としては、

男女とも身体の病気の悩みが多く、男性は経済的な問題や家族関係の悩みも多いと推定されると言われています。町長はこのことについてどのように感じられるかお尋ねいたします。

先般、新聞に小中高校生の自殺が最多と出ておりました。新潟日報でございます。厚生労働省自殺対策推進室は、「新型コロナウイルスなどで学校が長期休校したことや、外出自粛により家族で過ごす時間が増えた影響で学業や進路、家族の不和などに悩む人が増加したと見られる」というコメントが出てきました。私は、子どもたちはそんなやわな人間ではないと思っております。自分の孫子を見ていますと、けっこういろんな遊び道具を持ってきておまして、私は今の子どもたちは大人が考えているほどやわではないということだと思えます。このコメントを聞いて、教育長にお願いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、松原議員の質問にお答えいたします。

はじめに、県道村松田上線の交通マナーについてお尋ねでした。制限速度を遵守し安全速度で運転することは、ハンドルを握るドライバーの義務であり、当然のことであると同時に、交通ルールや交通マナーを遵守できない人は、ハンドルを握るべきではないと私自身考えております。今後、危険な事故や違反を未然に防ぐためにも、平時からのパトロールやスピード違反取締りなどの強化を加茂警察署に強くお願いをしております。

次に、道の駅たがみのトイレの場所についてであります。トイレの位置を表示している誘導看板は雁木アーケード部分に設置しています。トイレ、情報発信、休憩施設の建物に近い部分のみの表示であったため、道の駅のオープン後、地域連携施設側から来られる一部のお客様からトイレの場所を尋ねられることがありました。その対策として指定管理者と表示方法等を協議し、利用者の方にトイレの位置を認知していただけるよう、地域連携施設付近の雁木アーケードの柱部分に、トイレの方向を示す矢印標示を追加いたしました。その後、トイレの位置に関する問合せはなくなったと指定管理者からは聞いております。議員のお話の方は、急いでいてトイレの表示を見落としたのかもしれませんが、松原議員より見つけやすいようにとのご意見をいただきましたので、指定管理者にはお伝えいたしました。その後も同様の問合せが多くあるようであれば、指定管理者と再度協議をしたいと考えております。

最後に、自殺者の研究についてのご質問であります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的な問題など様々な悩みが多いことと感じております。町の自殺者の状況であります。残念ながら毎年5人前後の方が自らの命を絶っており、その中でも高齢者の割合が多い状況であります。その要因としては、介護が必要となり、家族に迷惑をかけられないという理由で自ら命を絶ってしまったということもあります。このことから町では自殺者ゼロを目指し、自殺予防対策計画を策定し、自殺のサインを早く発見することができるようゲートキーパーの養成を行っております。また、年に1回から2回、弁護士や関係機関の協力を得て、町独自で総合相談会を開催をいたしております。あらゆる相談に応じ、相談された方が安心して安定した生活ができるよう、相談者の悩みを少しでも解消することで自殺予防につながればとの思いで実施をいたしております。

以上です。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) それでは、松原議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大による子どもへの影響は確かにあると思います。大人でも活動範囲が制限されたりマスク着用の息苦しい毎日を送っていると、閉塞感を感じたりストレスを抱えます。まして、年少で多感な子どもたちには大きなストレスがかかっていると思われれます。

学校は、子どもたちが友達とともに学び合う場です。ところが、マスクをしていることで友達や先生の表情を読み取ることが難しくなります。おしゃべりをしながら楽しく食べる給食が、話をしないで黙々食べる給食になりました。楽しみにしていた行事や活動が制限されています。状況把握のために何度か学校の様子を見に行きましたが、子どもたちは全体的には思いのほか元気に学校生活を送っています。コロナ禍のストレスが原因で学校を休んだという報告は受けていません。しかし、先生方にはコロナ禍によるストレスを自分で抱え切れない児童生徒がいないか、児童生徒のサインを見逃さないように、今まで以上に注意深く観察してほしいことを事あるごとに伝えていきます。また、行事や活動につきましても内容の工夫や感染対策を徹底することで、できる限り実施してほしいとお願いしています。子どもたちが一刻も早くマスクを外し、おしゃべりをしながら給食が食べられる学校に戻ってほしいと思っています。

以上です。

10番(松原良彦君) 町長、大変ありがとうございました。また、教育長、大変詳しく

お話をいただきました。大変ありがとうございました。私は、子どもと孫をみんな東京に送ってしまったもので、いろいろな情報は入ってくるのは子どもの話ばかりで大変困ったなと思っていたのを、東京に何人か育てた親たちは、そんなに弱い人間なんて東京なんていられないよと、もっと頑張らねえと駄目だというようなことで、親としては半分子どもを投げさせて、わざと、わざとということはないでしょうけれども、そこら辺努力しているみたいでございませう。大変ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。バイパスができたために通勤時間帯の交通量がこんなにたくさん多くの通行量が増えるとは夢にも思っていなかったものですから、特にこの道路の汚れというか、壊れている地盤の弱さがひしひしと私たちが見ても分かります。例えば私は春と秋の交通安全に何日か出るのですけれども、どうしても家の前の道路が大きく変な音をするという、これは夜になって静かになるとなさらよく分かりまして、いや、これは大変だなんて思っていますけれども、どうすることもできません。こちらに頼んで三条土木のほうにお話を出していただかねばなりませんけれども、私もよく見ているのですけれども、道路の真ん中あたりにひびが入る。ひびが入ると、もうどうなるのかしれませうけれども、勾配が強くなって、少くらのものでも大型車が滑るといふのか何するといふのか、大型車の音が入ると、どっちが入ってどうなるのか分からないくらい大変やかましい音がしています。舗装の切れ目が舗装の中身が見えるようなことになると、皆さん方のほうも変な重たい音がすると思ひますので、気をつけて見ていただきたいと思ひます。

次に、トイレの件でございませうが、ただいまは大変私よりも詳しい説明をいただきましてありがとうございました。私は、なぜこれを、この話を出したかといひますと、本当に近い人から口を大きくして言ってくれといふような話までいきそうなくらい話が出てきました。皆さんも承知かと思ひますが、バスに乗って降りると、どこへ一番先に行きますか。やっぱりトイレ、それからごみを捨てに、それから帰りの土産を買う、そういう休憩室みたいな大きなところに入ります。ですから、トイレがまず8割方そこで利用すると思ひますので、そのためにも混んだときスムーズに行かれるような案内を出しておけば、もっと楽しい愉快な旅行なり話が弾むと思ひております。そんなことから、私はこんな計画もありますといふようなことを1つ、2つ言わせていただきます。

それは、今つくっている雁木からぶら下がっている絵に描いたものが2枚、それ

から管路を立てて使った管路に矢印の方向があるのが2枚、4枚、4か所そういうトイレがよく見えるように出ております。でも、もっといいものは何か考えたことはございますか。私は、即座に地図をつくり、簡単略図を配布する、来た人に配布する。それから、バスに乗ってきたとき、放送か何かスピーカーで、こちらは何です、こうですか、ああですかと言って、ちょっとした案内を出してもいいのではないかと。それから、宣伝用パンフレットなどに建物の状況を来る人に教えられるようなものをつくっておいてもいいのではないかと私はそう思っております。ですから、今度はどのように研究されて、どのように皆さんが喜ぶようなものができるかわかりませんが、私の考えも取り入れていただきたいと思いますと思っております。

それから、自殺についての2回目の質問をさせていただきます。令和2年度県民アンケート調査で自殺に関する調査、新潟県自殺の数は近年減少傾向にあるものの、令和元年の自殺死亡率、人口10万人当たりの自殺災害は18.5人と、全国で高い順から見て4位という深刻なすごい数字が出てきております。何をすることも大変なことは大変なのですけれども、皆さん方もこの年になりますと何人か、あの人はこうだったというのが大体持っております。そうすると、やっぱりよいことはすぐわかりますけれども、そういう悪いようなことはなかなか消えたようで消えないようなそういう気持ちになって、家族の人に会うと何かというような感じがして、私はいつも困ったなと思っている性格でございます。やっぱり男の方は仕事に、女性の方は仕事と色々なのをやるということで、家族円満でやればいいのかもしれませんが、本当に死亡するということはみんな家庭を乱していつまでも残ります。そんなことから今現在考えると、新型コロナウイルスや買物など一般生活から来る困り事に私たちは何にも協力することができない。いや、何かといっても一人でもできないし、言っても分からない。第一名前も分からないわけですから、どうすることもできませんが、私個人としては何かしらお手伝いをするようなこと、何かしら協力できることがあれば、ぜひやらなければならないと思っている関係上、なかなかこれは歯がゆいことでございます。この点について、いろいろな協力という面をよくしたいという名目を町長はどのように考えて、ただただマスクをしていろんな話、3密でやるというようなことでいいのか、もっと協力することはないのか、ありましたら町長のよい考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 村松田上線の騒音、振動等で悩まれておるとい話であります。当然舗装が傷んでくると、なお振動、それから騒音も強くなってくるわけです。地

域整備課のほうから村松田上線の状況を確認をしてもらって、三条の地域振興局のほうに現状とといいますか、実情のほうを説明をして、相談を持ちかけていきたいなと、こう思っております。

それから、トイレなのですけれども、先ほども答弁の中でお話を申し上げましたが、改善をしてからトイレがどこだというふうな問合せというのはそうないように聞いております。馬場駅長というか、非常にこの道の駅のデザインにも随分こだわっているところもあります。確かにここがトイレですというでっかい看板をそれは設置すれば、確かにそうやって迷う方もいないのかもしれませんが、そうしたやはり景観的な問題もありますので、その辺はまた指定管理者のほうとその辺についてはまた協議をしていきたいなと、こう思っています。

それから、自殺者の件ですが、全国の中でも新潟県が自殺者が多いというのは承知をいたしておりますし、先ほども申し上げたように、田上町でも残念ながら年に大体5人前後の自ら命を絶たれる方がおられます。その原因というのは、もう本当に様々なことが原因としてあるわけですが、とにかくそうした自ら命を絶つことの一人でも減るように、ましてゼロになるような形でいろいろとそうした関係機関もありますので、そうしたところでまた検討していければなと、こう思っております。

以上です。

10番（松原良彦君） 3件のお話が出ましたが、私は1番の道路の件、2番のトイレの件、これは私もよく分かりましたのでお話はいたしません。大変ありがとうございました。

自殺の件で、私も大変悩んでいるというのはそんな大きなことは言えませんが、知っている人がどうしてもそういうところに入ると大変ショックが大きいものですから、こういう議題をたまに出したわけでございます。それで、正確なことを言いますと、今回この担当は厚生労働省人口動態統計の資料の中から私は出してきたのですけれども、資料の中で田上の自殺の状況欄があり、その中で自殺死亡率の比較及び年次推移などいろいろなデータがあります。書き切れないのでそんなにいっぱい覚えていませんが、ただ1つ頭に残っている言葉は、田上の自殺数は年によって増減はあるが4名前後で推移しています、こういうことが書いてありました。また、自殺死亡率は全国にありますし、新潟県より高い、たくさんということです。年が多いと書いてありました。それでも何とかいいところもあるなと思っております。ところでございますが、平均1年間4名の方が亡くなっているというような、これは平均ですから、前の年が2であれば次の年4とすればということで、平均4名とい

うことでございますが、昔よりもよくなったなと思って私はそれを見てまいりました。つまらないお話をたくさんしましたが、これで私は終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（小嶋謙一君） 松原議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時34分 散会

別紙

令和3年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 令和3年6月17日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

第 3 号

(6 月 24 日)

令和3年田上町議会
第3回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和3年6月24日 午後1時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 教育長 | 安中 長市 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
| 産業振興課長 | 佐藤 正 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|----|---------|
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
| 書記 | 吉野 有紀 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午後1時30分 開 議

議長（小嶋謙一君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議事審査に入る前に、6月10日に議会運営委員長から議会運営と執行の在り方について申入れがありました。そのことについて町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

町長（佐野恒雄君） 議長のお許しをいただきましたので、貴重な時間をお借りして、6月10日に議会運営委員長より申入れのありました議会運営と執行の在り方についてお答えいたします。

委員長からのご指摘のとおり、先般の4月6日開催の議会全員協議会において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業についての議会からの質疑に対し、明確な説明ができない答弁が多々ありました。また、5月14日、議会臨時会の連合審査会で指摘されたとおりであります。冒頭に4月6日全員協議会での対応のまずさのおわびと、そのときの質疑に対する説明がまず必要でありましたけれども、その対応を欠いていました。このたびの件につきましては、議会からご指摘を受けているとおり、組織内におけるガバナンスの欠如が原因であります。深くおわび申し上げるとともに、今後はガバナンスの構築に努め、議会としっかりと議論できるよう丁寧な説明と対応を心がけますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、経過につきましては副町長に説明させますので、よろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

副町長（吉澤深雪君） それでは、本日お手元に配付しました議会運営と執行の在り方についての別紙、令和3年4月6日全員協議会からの一連の経過についてご報告いたします。

5月14日臨時会に向けて開催された5月11日の議会運営委員会において、議会運営委員長または複数の議員から指摘があり、4月6日の全員協議会はずっきりしなかった、質疑に対し理解できる答弁がなかった、執行側は議員が納得できるような答弁をしっかりと準備するよう、答弁が曖昧にならないよう注意するようとの申出を受けました。それを受け、各課長には明確に答弁できるよう準備するよう指示

はいたしました。しかしながら、連合審査会の冒頭に4月6日全員協議会での対応のまずさのおわびと質疑に対する説明がまず必要でありましたが、そのような考えには思い至りませんでした。

続いて、5月14日臨時会の連合審査会において高橋議員より3点の質問、中野議員より1点の質問があり、担当課長の答弁に対し、両議員からその場での答弁は不要、後日文書にて回答するよう申出がありました。それに対し、担当課長は文書で回答すると答えました。後日、今井議員より質問に対する回答文書送付実施の有無の確認があったにもかかわらず、回答することを失念していました。6月4日に再度今井議員より回答が届いていないと指摘され、担当課長に早急に回答するよう指示しました。また、議会運営委員会での指摘のとおり、回答文書は担当課長名ではなく、町長名で行うべきであったと反省しております。以上がこれまでの経過であります。

このようなことを繰り返さないよう、議会としっかり議論できるよう丁寧な説明と対応を心がけるとともに、このたびの反省を踏まえ、従前より議会からご指摘を受けているとおり、組織内におけるガバナンスについて、私が中心となり、議会との調整、パイプ役を担うことはもとより、各課職員に対して的確な助言、アドバイスを行うことで多岐にわたる行政課題の解決に当たってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。大変失礼いたしました。

議長（小嶋謙一君） この件についてはこれで終わります。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 議案第23号 田上町手数料徴収条例の一部改正について

議長（小嶋謙一君） 日程第1、議案第23号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから議案第23号の審査結果を報告いたします。

主だった議論は特になく、審査の結果、原案可決であります。

以上でございます。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

これより議案第23号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- | | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第2 | 議案第24号 | 令和3年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第3 | 議案第25号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第4 | 議案第26号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第5 | 議案第27号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第6 | 議案第28号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について |

議長（小嶋謙一君） 日程第2、議案第24号から日程第6、議案第28号までの5案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の各常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 今井幸代君登壇）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 皆さん、お疲れさまです。それでは、総務産経常

任委員会付託案件審査の報告をさせていただきます。

審査の結果、議案第24号、議案第28号、いずれも原案可決でございます。

議案第24号の歳入に関しましては、新型コロナウイルス関連の交付金や補助金等が主なものとなっており、特段の議論はありませんでした。

歳出に関しては、4月1日付けの定期人事異動による人件費の整理が主なものとなっております。質疑では、産業振興課職員の退職や産休に入る職員がいるため、人員配置や職員の業務実態等が問われまして、産業振興課の産休職員の代替職員は配置はしないが、各課課長の下、職員の業務実態や業務管理が行われており、現在におけるサービス残業等の実態はないとの認識をしているとの説明がありました。委員からは、決算審査時に実際にサービス残業の実態がどのようになっているのかということが各課報告できるようにという意見もありました。

また、土木費の除雪修繕に関しまして、民間事業者が保険対応するケースとそうでない場合の基準等が聞かれまして、完全に除雪が原因とされるものは保険にて対応するが、除雪が原因の一部であると考えられる場合等、そういった場合は町で対応する等、ケース・バイ・ケースとなっているとの説明でした。

議案第28号も定期人事異動に伴う人件費整理、そして中央監視システムの親機が故障し、修繕に伴う債務負担行為を行うというものになっています。議論の中では、今回の契約内容の中で保守管理等も含まれているのかというふうなものがありまして、これらに関しましては今後5年間に関する保守管理、維持管理費も組み込まれての価格設定になっているとの説明を受けています。

以上であります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから議案第24号の審査の結果を報告いたします。

原案可決であります。

主な質疑は、マイナンバーカードの交付申請の現状と今後の取り組み、清掃センターの野積みにされているごみの対応、ワクチン接種に関する町の基本的な考え方、

12歳以上のワクチン接種方法についてでございました。

マイナンバーカードの交付申請は、これまで申請数が県下でも大変低い状況でありましたが、マイナポイントの施策により申請数が相当増えてきており、現段階では交付申請数増加のための事業は考えていないとのことでした。

清掃センターに関しては、原ヶ崎の農家組合と協議し、シルバーシートをかける対応を取っており、現在特に苦情なく運営できております。

ワクチン接種に対する町の基本的な考え方は、新型コロナウイルス感染予防の切り札とも言われており、強制はできないが、より多くの方に接種を受けていただきたいというものでした。

また、12歳以上のワクチン接種は、文科省より学校における集団接種は同調圧力を生み出しやすいことから、現時点は推奨しないとお話がありました。現在通達が来ているだけで、そのほかはまだ来ていないとのことでした。接種方法に関しての国の方針が示された後、具体的な検討を進めていきたいとの説明がありました。原案可決でございます。

次に、議案第25号、26号、27号はいずれも特に質疑はなく、審査の結果、原案可決であります。

以上であります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第28号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣の件について

議長（小嶋謙一君） 日程第7、議員派遣の件について議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第129条の規定によって、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

日程第8 閉会中の継続調査について

議長（小嶋謙一君） 日程第8、閉会中の継続調査について議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書とおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび第3回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございました。

ご提案申し上げた案件につきまして、それぞれ慎重審議の上、ご決定を賜り、誠にありがとうございます。

今回は、新型コロナウイルスワクチン接種費用の追加もお認めいただきました。常々申し上げておりますが、新型コロナウイルスとは長い闘いとなっており、この難局を乗り越えていくために、審査の過程でいただきましたご意見や一般質問でのご提案を真摯に受け止め、今後の町の施策に活かしていきますので、よろしくお願

いを申し上げます。

これから夏本番を迎えるわけではありますが、健康にはくれぐれもご留意いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

議長（小嶋謙一君） これをもちまして令和3年第3回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時54分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月24日

田上町議会議長 小 嶋 謙 一

田上町議会議員 中 野 和 美

” 議員 今 井 幸 代

別紙

令和3年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 令和3年6月24日（木） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	議案第23号	田上町手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
第2	議案第24号	令和3年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について	原案可決
第3	議案第25号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第4	議案第26号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第5	議案第27号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第6	議案第28号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第7		議員派遣の件について	決 定
第8		閉会中の継続調査について	決 定
		閉会	